

追加型投信/国内/株式/インデックス型

投資信託説明書 (目論見書) 2010年7月

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。



追加型投信/国内/株式/インデックス型

投資信託説明書(目論見書)訂正事項分 2010.08

- 1. 「りそな・TOPIXオープン」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成22年2月19日に関東財務局長に提出しており、平成22年2月20日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年7月1日および平成22年8月19日に関東財務局長に提出しております。
- 2. 「りそな・TOPIXオープン」の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、 為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に 帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。



追加型投信/国内/株式/インデックス型

投資信託説明書(交付目論見書)訂正事項分 2010.08

- 1. 「りそな・TOPIXオープン」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年 法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成22年2月19日に関東財務局長に提出し ており、平成22年2月20日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定によ り有価証券届出書の訂正届出書を平成22年7月1日および平成22年8月19日に関東財務局長に提 出しております。
- 2. この投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
- 3. 投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
- 4. 「りそな・TOPIXオープン」の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。

I. 投資信託説明書(交付目論見書)の訂正理由

平成22年8月19日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・TOPIX オープン投資信託説明書(交付目論見書) 2010年7月」(以下「原交付目論見書」といいま す。)の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するもの です。

Ⅱ. 訂正箇所および訂正後の内容

原交付目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

5 運用状況 (原交付目論見書 24~29 ページ)

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

(1) 投資状況

平成22年6月末日現在

資産の種類	国名	時価 (円)	投資比率(%)
りそな・日本株式インデックス・ マザーファンド受益証券	日本	1, 514, 554, 383	99. 95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	721, 578	0.05
合計 (純資産総額)	_	1, 515, 275, 961	100.00

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) りそな・日本株式インデックス・マザーファンド

平成22年6月末日現在

資産の種類	国名	時価(円)	投資比率(%)
株式	日本	41, 239, 494, 044	96. 33
株価指数先物取引 (TOPIX 先物 (買建))	日本	1, 559, 610, 000	3. 64
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	13, 150, 953	0.03
合計 (純資産総額)	_	42, 812, 254, 997	100.00

⁽注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

⁽注)株価指数先物の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段または証拠金算定基準値段を用いています。

⁽注)株価指数先物の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段または証拠金算定基準値段を用いています。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

平成22年6月末日現在

順位		種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	りそな・日本株式 インデックス・ マザーファンド	1, 901, 273, 391	0. 7886	1, 499, 344, 197	0. 7966	1, 514, 554, 383	99. 95

※全1銘柄

- ※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価比率をいいます。
- ※投資信託受益証券の数量は、所有口数を表示しております。
- ② 投資不動産物件 該当事項はありません。
- ③ その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

(参考) りそな・日本株式インデックス・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

平成22年6月末日現在

		長年 長年 長年 長年 長年 長年 長年 日本				帳簿	 t金額		i評価額	投資
地域	種類	順位	銘柄名	業種	数量	単価	金額	単価	金額	比率
					(株)	(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
日本	株式	1	トヨタ自動車	輸送用機器	502, 900	3, 500. 09	1, 760, 196, 000	3, 080. 00	1, 548, 932, 000	3.62
		2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2, 751, 600	450. 97	1, 240, 900, 800	405.00	1, 114, 398, 000	2.60
		3	本田技研工業	輸送用機器	312, 200	2, 969. 31	927, 021, 600	2, 597. 00	810, 783, 400	1.89
		4	キヤノン	電気機器	226, 900	3, 921. 85	889, 868, 000	3, 330. 00	755, 577, 000	1.76
		5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	275, 000	2, 723. 03	748, 834, 200	2, 538. 00	697, 950, 000	1.63
		6	東京電力	電気・ガス 業	230, 100	2, 322. 13	534, 324, 000	2, 411. 00	554, 771, 100	1.30
		7	日本電信電話	情報・通信 業	152, 200	3, 855. 47	586, 803, 000	3, 640. 00	554, 008, 000	1.29
		8	武田薬品工業	医薬品	143, 900	3, 877. 93	558, 035, 000	3, 820. 00	549, 698, 000	1.28
		9	任天堂	その他製品	20, 600	26, 762. 62	551, 310, 000	26, 350. 00	542, 810, 000	1.27
		10	三菱商事	卸売業	288, 600	2, 031. 84	586, 390, 600	1,864.00	537, 950, 400	1.26
		11	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	3, 203, 200	163. 87	524, 937, 400	147. 00	470, 870, 400	1.10
		12	ソニー	電気機器	195, 300	2, 898. 91	566, 157, 700	2, 383. 00	465, 399, 900	1.09
		13	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信 業	3, 192	138, 521. 83	442, 161, 700	134, 500. 00	429, 324, 000	1.00
		14	東日本旅客鉄道	陸運業	68, 000	6, 123. 11	416, 372, 000	5, 930. 00	403, 240, 000	0.94
		15	パナソニック	電気機器	357, 800	1, 221. 35	437, 000, 100	1, 122. 00	401, 451, 600	0.94
		16	ファナック	電気機器	37, 800	9, 856. 66	372, 582, 000	10, 140. 00	383, 292, 000	0.90
		17	ソフトバンク	情報・通信 業	157, 800	2, 217. 92	349, 988, 700	2, 371. 00	374, 143, 800	0.87
		18	東芝	電気機器	824, 000	491.67	405, 144, 000	445.00	366, 680, 000	0.86
		19	野村ホールディングス	証券、商品 先物取引業	723, 400	576. 54	417, 076, 100	489. 00	353, 742, 600	0.83
		20	東京海上ホールディングス	保険業	146, 600	2, 531. 57	371, 128, 800	2, 352. 00	344, 803, 200	0.81
		21	三井物産	卸売業	311, 200	1, 300. 60	404, 749, 600	1,054.00	328, 004, 800	0.77
		22	関西電力	電気・ガス 業	149, 400	2, 118. 11	316, 446, 000	2, 161. 00	322, 853, 400	0.75
		23	新日本製鐵	鉄鋼	1, 075, 000	326. 42	350, 910, 000	296.00	318, 200, 000	0.74
		24	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	154, 200	2, 229. 84	343, 842, 100	2, 047. 00	315, 647, 400	0.74
		25	三菱地所	不動産業	253, 000	1, 535. 14	388, 392, 000	1, 247. 00	315, 491, 000	0.74
		26	日産自動車	輸送用機器	439, 500	714. 11	313, 852, 300	626.00	275, 127, 000	0.64
		27	小松製作所	機械	169, 800	1, 675. 22	284, 453, 800	1,618.00	274, 736, 400	0.64
		28	日立製作所	電気機器	838, 000	381. 70	319, 866, 000	324.00	271, 512, 000	0.63
		29	中部電力	電気・ガス 業	120, 500	2, 149. 10	258, 967, 400	2, 202. 00	265, 341, 000	0.62
		30	信越化学工業	化学	63, 000	4, 888. 95	308, 004, 000	4, 175. 00	263, 025, 000	0.61

[※]上位30銘柄

[※]投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

平成22年6月末日現在

種類	地域	業種	投資比率(%)
株式	国内	電気機器	13. 93
		輸送用機器	9. 21
		銀行業	9. 20
		化学	5. 64
		情報・通信業	5. 56
		電気・ガス業	5. 31
		卸売業	4. 68
		機械	4. 43
		医薬品	4. 15
		陸運業	3. 96
		小売業	3. 62
		食料品	3. 16
		保険業	2.49
		鉄鋼	2. 36
		その他製品	2.30
		不動産業	2.08
		建設業	1. 92
		サービス業	1.66
		証券、商品先物取引業	1. 50
		精密機器	1. 39
		非鉄金属	1. 18
		ガラス・土石製品	1. 15
		繊維製品	0.85
		石油·石炭製品	0.69
		金属製品	0.68
		その他金融業	0.66
		海運業	0.59
		ゴム製品	0. 57
		パルプ・紙	0.42
		空運業	0.35
		鉱業	0.32
		倉庫・運輸関連業	0. 24
		水産・農林業	0.10
合計			96. 33

[※]投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額比率です。

② 投資不動産物件 該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

平成22年6月末日現在

種別	版刊記	数量	帳簿価額	評価額	投資比率
(生力 ¹)	取引所	(枚)	(円)	(円)	(%)
株価指数先物取引 (東証株価指数先物(買建))	東京証券取引所	186	1, 581, 591, 900	1, 559, 610, 000	3. 64
合計	_	186	1, 581, 591, 900	1, 559, 610, 000	3. 64

[※]投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する評価額比率です。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成22年6月30日(直近日)現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末におけるファンドの純資産総額および基準価額(1万口当りの純資産額)の推移は次の通りです。

	純資産総額	(百万円)	基準価	額(円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (平成17年11月21日)	1, 521	1,521	13, 850	13, 850
第2期計算期間末 (平成18年11月20日)	3, 806	3, 806	13, 921	13, 921
第3期計算期間末 (平成19年11月19日)	2, 577	2, 577	13, 266	13, 266
第4期計算期間末 (平成20年11月19日)	1, 500	1, 500	7, 630	7,630
第5期計算期間末 (平成21年11月19日)	1,670	1,670	7, 815	7, 815
第6期中間計算期間末 (平成22年 5月19日)	1, 607	1,607	8, 546	8, 546
平成21年 6月末日	1,808	_	8, 642	_
7月末日	1,877	_	8, 837	_
8月末日	1, 960		8, 968	_
9月末日	1, 875	_	8, 502	_
10月末日	1, 849	_	8, 352	_
11月末日	1, 679	_	7, 833	_
12月末日	1,802	_	8, 466	_
平成22年 1月末日	1,760	_	8, 398	_
2月末日	1, 786	_	8, 331	
3月末日	1, 798	_	9, 190	
4月末日	1, 724		9, 268	
5月末日	1, 558		8, 260	
6月末日	1, 515	_	7, 898	_

[※]株価指数先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段または証拠金算定基準値段 を用いています。

② 分配の推移

2 7 4 H2 1 1 H 12	
計算期間	1万口当たり分配金 (円)
第1期計算期間(平成16年11月19日~平成17年11月21日)	0
第2期計算期間(平成17年11月22日~平成18年11月20日)	0
第3期計算期間(平成18年11月21日~平成19年11月19日)	0
第4期計算期間(平成19年11月20日~平成20年11月19日)	0
第5期計算期間(平成20年11月20日~平成21年11月19日)	0

③ 収益率の推移

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間(平成16年11月19日~平成17年11月21日)	38. 50
第2期計算期間(平成17年11月22日~平成18年11月20日)	0. 51
第3期計算期間(平成18年11月21日~平成19年11月19日)	△4.71
第4期計算期間(平成19年11月20日~平成20年11月19日)	△42.48
第5期計算期間(平成20年11月20日~平成21年11月19日)	2.42
第6期中間計算期間(平成21年11月20日~平成22年5月19日)	9. 35

(注) 収益率の算出方法:

計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。第 1 期の場合は当該計算期間の期首の基準価額(1 万口当たり10,000 円)。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

第2 財務ハイライト情報 (原交付目論見書35~38ページ)

原交付目論見書の「**第2 財務ハイライト情報**」に以下の内容が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 (昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条 の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第 133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第5期中間計算期間(平成20年11月20日から平成21年5月19日まで)及び第6期中間計算期間(平成21年11月20日から平成22年5月19日まで)について同内閣府令附則第4条第1項第1号により、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ここに表示する財務諸表(「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」)は、有価証券 届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」(投資信託説明書(請求目 論見書))から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間(平成20年11月20日から平成21年5月19日まで)及び第6期中間計算期間(平成21年11月20日から平成22年5月19日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けており、その証明にかかる中間監査報告書は当該中間財務諸表に添付されております。
- (3) ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は平成22年7月1日をもって、クレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社に変更しております。

(1) 中間貸借対照表

(<u>単位:円)</u>

期別	第5期中間計算期間末	第6期中間計算期間末
	(平成21年5月19日現在)	(平成22年5月19日現在)
科目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	54, 968, 435	8, 966, 008
親投資信託受益証券	1, 664, 868, 407	1, 606, 813, 760
派生商品評価勘定	10, 030, 000	_
未収入金	_	1, 000, 000
未収利息	75	12
差入委託証拠金	△6, 400, 000	_
流動資産合計	1, 723, 466, 917	1, 616, 779, 780
資産合計	1, 723, 466, 917	1, 616, 779, 780
負債の部		
流動負債		
未払解約金		1, 756, 479
未払受託者報酬	805, 801	916, 530
未払委託者報酬	4, 028, 961	4, 582, 585
その他未払費用	40, 224	1, 889, 107
流動負債合計	4, 874, 986	9, 144, 701
負債合計	4, 874, 986	9, 144, 701
純資産の部		
元本等		
元本	2, 099, 844, 275	1, 881, 177, 212
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金	$\triangle 381, 252, 344$	$\triangle 273, 542, 133$
(△)	<u></u>	
(分配準備積立金)	64, 954, 940	64, 182, 137
元本等合計	1, 718, 591, 931	1, 607, 635, 079
純資産合計	1, 718, 591, 931	1, 607, 635, 079
負債純資産合計	1, 723, 466, 917	1, 616, 779, 780

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	I	(単位:円)
期別	第5期中間計算期間	第6期中間計算期間
	自 平成20年11月20日	自 平成21年11月20日
	至 平成21年 5月19日	至 平成22年 5月19日
科目	金額	金額
営業収益		
受取利息	22, 818	1, 171
有価証券売買等損益	120, 023, 771	171, 936, 667
派生商品取引等損益	5, 407, 900	_
営業収益合計	125, 454, 489	171, 937, 838
営業費用		
受託者報酬	805, 801	916, 530
委託者報酬	4, 028, 961	4, 582, 585
その他費用	40, 224	1, 889, 107
営業費用合計	4, 874, 986	7, 388, 222
営業利益	120, 579, 503	164, 549, 616
経常利益	120, 579, 503	164, 549, 616
中間純利益	120, 579, 503	164, 549, 616
一部解約に伴う中間純利益金額	2 275 110	20 125 017
の分配額	2, 275, 110	38, 125, 817
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△466, 248, 420	$\triangle 467,086,286$
剰余金増加額又は欠損金減少額	19, 971, 641	89, 673, 744
中間一部解約に伴う剰余金増	10 071 641	90 672 744
加額又は欠損金減少額	19, 971, 641	89, 673, 744
剰余金減少額又は欠損金増加額	53, 279, 958	22, 553, 390
中間追加信託に伴う剰余金減	E2 270 0E2	22 552 200
少額又は欠損金増加額	53, 279, 958	22, 553, 390
分配金	_	_
中間剰余金又は中間欠損金(△)	△381, 252, 344	$\triangle 273, 542, 133$

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	の事でに対する任即/	
期別	第5期中間計算期間	第6期中間計算期間
	自 平成20年11月20日	自 平成21年11月20日
項目	至 平成21年 5月19日	至 平成22年 5月19日
1. 運用資産の評価基	(1)親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
準及び評価方法	基準価額で評価しております。	同左
	(2) 先物取引	
	国内先物の評価においては、金融	
	商品取引所の発表する計算日の清	
	算値段を用いております。	
2. 費用・収益の計上	有価証券売買等損益、派生商品取引	有価証券売買等損益の計上基準
基準	等損益の計上基準	
	約定日基準で計上しております。	同左
3. その他	当ファンドの計算期間は平成20	当ファンドの計算期間は平成21
	年11月20日から平成21年11月19日	年11月20日から平成22年11月19日
	までとなっております。	までとなっております。
	なお、当該中間計算期間は平成20	なお、当該中間計算期間は平成21
	年11月20日から平成21年5月19日ま	年11月20日から平成22年5月19日ま
	でとなっております。	でとなっております。



追加型投信/国内/株式/インデックス型

投資信託説明書(請求目論見書)訂正事項分 2010.08

- 1. 「りそな・TOPIXオープン」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成22年2月19日に関東財務局長に提出しており、平成22年2月20日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年7月1日および平成22年8月19日に関東財務局長に提出しております。
- 2. この投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
- 3. 「りそな・TOPIXオープン」の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、 為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に 帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。

I. 投資信託説明書(請求目論見書)の訂正理由

平成22年8月19日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・TOPIX オープン投資信託説明書(請求目論見書) 2010年7月」(以下「原請求目論見書」といいま す。)の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するもの です。

Ⅱ. 訂正箇所および訂正後の内容 原請求目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

第4 ファンドの経理状況 (原請求目論見書8~49ページ)

原請求目論見書の「第4 ファンドの経理状況」に以下の内容が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 (昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3 及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133 号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第5期中間計算期間(平成20年11月20日から平成21年5月19日まで)及び第6期中間計算期間(平成21年11月20日から平成22年5月19日まで)について同内閣府令附則第4条第1項第1号により、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間(平成20年11月20日から平成21年5月19日まで)及び第6期中間計算期間(平成21年11月20日から平成22年5月19日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。
- (3) ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は平成22年7月1日をもって、クレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社に変更しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年7月17日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・TOPIXオープンの平成20年11月20日から平成21年5月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の 基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して 投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを 求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を 適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明 のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間 財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・TOPIXオープンの平成21年5月19日現在の 信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成20年11月20日から 平成21年5月19日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務 執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

平成22年7月12日

アムンディ・ジャパン株式会社(旧会社名 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社)取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・TOPIXオープンの平成21年11月20日から平成22年5月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の 基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して 投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを 求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を 適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明 のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間 財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・TOPIXオープンの平成22年5月19日現在の 信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成21年11月20日から 平成22年5月19日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。 アムンディ・ジャパン株式会社(旧会社名 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式

会社)及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により 記載すべき利害関係はない。

以 上

1 中間財務諸表

りそな・TOPIXオープン

(1) 中間貸借対照表

(単位:円)

期別	第5期中間計算期間末	第6期中間計算期間末
	(平成21年5月19日現在)	(平成22年5月19日現在)
科目	 金 額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	54, 968, 435	8, 966, 008
親投資信託受益証券	1, 664, 868, 407	1, 606, 813, 760
派生商品評価勘定	10, 030, 000	_
未収入金	-	1, 000, 000
未収利息	75	12
差入委託証拠金	△6, 400, 000	_
流動資産合計	1, 723, 466, 917	1, 616, 779, 780
資産合計	1, 723, 466, 917	1, 616, 779, 780
負債の部		
流動負債		
未払解約金	_	1, 756, 479
未払受託者報酬	805, 801	916, 530
未払委託者報酬	4, 028, 961	4, 582, 585
その他未払費用	40, 224	1, 889, 107
流動負債合計	4, 874, 986	9, 144, 701
負債合計	4, 874, 986	9, 144, 701
純資産の部		
元本等		
元本	2, 099, 844, 275	1, 881, 177, 212
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金	$\triangle 381, 252, 344$	$\triangle 273, 542, 133$
(△)	<u></u>	
(分配準備積立金)	64, 954, 940	64, 182, 137
元本等合計	1, 718, 591, 931	1, 607, 635, 079
純資産合計	1, 718, 591, 931	1, 607, 635, 079
負債純資産合計	1, 723, 466, 917	1, 616, 779, 780

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位:円)

期別	第5期中間計算期間	第6期中間計算期間
	自 平成20年11月20日	自 平成21年11月20日
	至 平成21年 5月19日	至 平成22年 5月19日
科目	金額	金額
営業収益		
受取利息	22, 818	1, 171
有価証券売買等損益	120, 023, 771	171, 936, 667
派生商品取引等損益	5, 407, 900	_
営業収益合計	125, 454, 489	171, 937, 838
営業費用		
受託者報酬	805, 801	916, 530
委託者報酬	4, 028, 961	4, 582, 585
その他費用	40, 224	1, 889, 107
営業費用合計	4, 874, 986	7, 388, 222
営業利益	120, 579, 503	164, 549, 616
経常利益	120, 579, 503	164, 549, 616
中間純利益	120, 579, 503	164, 549, 616
一部解約に伴う中間純利益金額 の分配額	2, 275, 110	38, 125, 817
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△466, 248, 420	△467, 086, 286
剰余金増加額又は欠損金減少額	19, 971, 641	89, 673, 744
中間一部解約に伴う剰余金増	19, 971, 641	89, 673, 744
加額又は欠損金減少額	50.050.050	20.550.000
剰余金減少額又は欠損金増加額	53, 279, 958	22, 553, 390
中間追加信託に伴う剰余金減	53, 279, 958	22, 553, 390
少額又は欠損金増加額		
分配金 中間を提合(^)	A 201 050 244	A 070 F40 100
中間剰余金又は中間欠損金(△)	$\triangle 381, 252, 344$	$\triangle 273, 542, 133$

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	第5期中間計算期間	第6期中間計算期間	
	自 平成20年11月20日	自 平成21年11月20日	
項目	至 平成21年 5月19日	至 平成22年 5月19日	
1. 運用資産の評価基	(1)親投資信託受益証券	親投資信託受益証券	
準及び評価方法	基準価額で評価しております。	同左	
	(2) 先物取引		
	国内先物の評価においては、金融		
	商品取引所の発表する計算日の清		
	算値段を用いております。		
2.費用・収益の計上	有価証券売買等損益、派生商品取引	有価証券売買等損益の計上基準	
基準	等損益の計上基準		
	約定日基準で計上しております。	同左	
3. その他	当ファンドの計算期間は平成20	当ファンドの計算期間は平成21	
	年11月20日から平成21年11月19日	年11月20日から平成22年11月19日	
	までとなっております。	までとなっております。	
	なお、当該中間計算期間は平成20	なお、当該中間計算期間は平成21	
	年11月20日から平成21年5月19日ま	年11月20日から平成22年5月19日ま	
	でとなっております。	でとなっております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

第5期中間計算期間末		第6期中間計算期間差	末
(平成21年5月19日現在)		(平成22年5月19日現在)	
1. 中間計算期間の末日における	受益権の総数	1. 中間計算期間の末日における	受益権の総数
2, 0	99, 844, 275 □	1,88	31, 177, 212 □
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10 号に規定する額 元本の欠損 381, 252, 344円		2. 投資信託財産計算規則第55条 号に規定する額 元本の欠損 27	の6第1項第10
3. 中間計算期間の末日における 純資産の額	1単位当たりの	3. 中間計算期間の末日における1 純資産の額	単位当たりの
1口当たり純資産額	0.8184円	1口当たり純資産額	0.8546円
(10,000口当たり純資産額	8,184円)	(10,000口当たり純資産額	8,546円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期中間計算期間	第6期中間計算期間
自 平成20年11月20日	自 平成21年11月20日
至 平成21年 5月19日	至 平成22年 5月19日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第5期中間計算期間(自 平成20年11月20日 至 平成21年 5月19日) 該当事項はありません。

第6期中間計算期間(自 平成21年11月20日 至 平成22年 5月19日) 該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第5期中間計算期間		第6期中間計算期間	
自 平成20年11月20日		自 平成21年11月20日	
至 平成21年 5月19日		至 平成22年 5月19日	
期首元本額 1,966,949,659円		期首元本額	2, 137, 751, 600円
期中追加設定元本額	216, 776, 680円	期中追加設定元本額	159, 450, 650円
期中一部解約元本額	83,882,064円	期中一部解約元本額	416, 025, 038円

2. 売買目的有価証券の中間貸借対照表計上額等

第5期中間計算期間(自 平成20年11月20日 至 平成21年 5月19日) 該当事項はありません。

第6期中間計算期間(自 平成21年11月20日 至 平成22年 5月19日) 該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

株式関連

		第5期中間計算期間末			
□ 八		(平成21年5月19日現在)			
区分	種類	契約額等(円)		時 価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
113/参4文寸	買建	42, 860, 000	_	52, 890, 000	10, 030, 000
台	計	42, 860, 000	_	52, 890, 000	10, 030, 000

第6期中間計算期間末(平成22年5月19日現在)

該当事項はありません。

(注) 時価の算定方法

先物取引

- 1. 国内先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2. 先物取引の評価においては、当該金融商品取引所の発表する計算日の清算値段を用いています。

りそな・日本株式インデックス・マザーファンド

当ファンドは「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の状況 以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

(単位:円)

対象年月日	(平成22年5月19日現在)
科目	金額
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	370, 831, 499
株式	42, 933, 273, 820
未収配当金	433, 736, 789
未収利息	507
差入委託証拠金	97, 900, 000
流動資産合計	43, 835, 742, 615
資産合計	43, 835, 742, 615
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	75, 772, 400
未払金	922, 100
未払解約金	18, 600, 000
流動負債合計	95, 294, 500
負債合計	95, 294, 500
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	50, 777, 615, 305
剰余金	
欠損金	7, 037, 167, 190
純資産合計	43, 740, 448, 115
負債・純資産合計	43, 835, 742, 615

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	自 平成21年11月20日	
項目	至 平成22年 5月19日	
1. 運用資産の評価基準及	(1)株式	
び評価方法	原則として時価で評価しております。	
	時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその	
	最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)	
	で評価しております。	
	(2) 先物取引	
	国内先物の評価においては、金融商品取引所の発表する計算日の	
	清算値段を用いております。	
2. 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準	
	受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当	
	金額又は予想配当金額を計上しております。	
	(2)有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準	
	約定日基準で計上しております。	

(その他の注記)

(平成22年5月19日現在)	
1. 期首	平成21年11月20日
期首元本額	55, 427, 398, 667円
期首より平成22年5月19日までの期中追加設定元本額	4, 175, 911, 036円
期首より平成22年5月19日までの期中一部解約元本額	8, 825, 694, 398円
期末元本額	50, 777, 615, 305円
期末元本額の内訳※	
りそな・TOPIXオープン	1,865,351,475円
SG 日本株式インデックスVA (適格機関投資家専用)	2, 479, 543, 438円
SG 日本株式インデックスVAT (適格機関投資家限定)	14, 217, 919, 773円
SG 日本株式インデックスVAI (適格機関投資家専用)	2,068,609,383円
SG 日本株式インデックスVAD (適格機関投資家専用)	10,064,381,871円
SG 日本株式インデックスVAD2 (適格機関投資家専用)	20, 081, 809, 365円
2. 元本の欠損の額	7, 037, 167, 190円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.8614円
(10,000口当たり純資産額	8,614円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 ファンドの現況

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

純資産額計算書

(平成22年6月末日現在)

I 資産総額	1,516,411,072 円
Ⅱ 負債総額	1,135,111 円
Ⅲ 純資産総額 (I-II)	1,515,275,961 円
IV 発行済数量	1,918,655,540 口
V 1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	0.7898 円
(1万口当たりの純資産額)	(7, 898)

《参考》

りそな・日本株式インデックス・マザーファンドの現況

純資産額計算書

(平成22年6月末日現在)

I 資産総額	42, 856, 992, 389 円
Ⅱ 負債総額	44,737,392 円
Ⅲ 純資産総額(I-Ⅱ)	42, 812, 254, 997 円
IV 発行済数量	53, 740, 719, 935
V 1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	0.7966 円
(1万口当たりの純資産額)	(7, 966)

第5 設定及び解約の実績(原請求目論見書49ページ)

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

	計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間	(平成 16 年 11 月 19 日~平成 17 年 11 月 21 日)	1, 996, 656, 088	898, 116, 542
第2期計算期間	(平成 17 年 11 月 22 日~平成 18 年 11 月 20 日)	2, 768, 758, 544	1, 133, 106, 120
第3期計算期間	(平成 18 年 11 月 21 日~平成 19 年 11 月 19 日)	1, 643, 071, 528	2, 434, 579, 443
第4期計算期間	(平成 19 年 11 月 20 日~平成 20 年 11 月 19 日)	294, 782, 490	270, 516, 886
第5期計算期間	(平成 20 年 11 月 20 日~平成 21 年 11 月 19 日)	434, 189, 691	263, 387, 750
第6期中間計算期間	(平成 21 年 11 月 20 日~平成 22 年 5 月 19 日)	159, 450, 650	416, 025, 038

(注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注2) 第1期計算期間における設定数量は、当初申込期間中の設定数量を含みます。



追加型投信/国内/株式/インデックス型

投資信託説明書 (交付目論見書) 2010年7月

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

- 1. 「りそな・TOPIXオープン」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成22年2月19日に関東財務局長に提出しており、平成22年2月20日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年7月1日に関東財務局長に提出しております。
- 2. この投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
- 3. 投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書の うち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。 なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
- 4. 「りそな・TOPIXオープン」の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。

<お知らせ>

委託会社は平成22年7月1日付けで、商号を「ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社」から「アムンディ・ジャパン株式会社」に変更いたしました。

なお、同日以前の記載内容につきましては、変更前の委託会社の商号を使用しております。

9

下記の事項は、この「りそな・TOPIXオープン」(以下「ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

■ファンドにかかるリスクについて

ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、 基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資す る場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

<u>したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信</u>託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」や「信用 リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「 第二部 ファンド情報 3 投 資リスク」をご覧ください。

■ ファンドにかかる手数料等について

<直接ご負担いただく費用>

◆ 申込手数料

取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。なおこの申込手数料率は、本書作成日現在 2.10% (税抜き 2.00%) が上限となっております。

- ※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。
- ◆ 換金(解約)手数料 ファンドには換金(解約)手数料はありません。
- ◆ 信託財産留保額 ありません。

<間接的にご負担いただく費用>

◆ 信託報酬

ファンドの純資産総額に年 0.63% (税抜き 年 0.60%) の率を乗じて得た額とします。

- ◆ その他の費用
 - 監査報酬
 - 有価証券売買時の売買委託手数料
 - ・資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

これらの費用につきましては、事前に計算できないことから、実際 にご負担いただく費用の金額や合計額、それぞれの上限額および計算 方法は記載しておりません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

以上



ASSET MANAGEMENT

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日平成22年 2月19日発行者アムンディ・ジャパン株式会社代表者の役職氏名代表取締役社長クリスチャン・ロメイヤー本店の所在の場所東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称

募集内国投資信託受益証券の 金額

有価証券届出書の写しを 縦 覧 に 供 す る 場 所

りそな・TOPIXオープン

募集総額:上限3,000億円

該当事項はありません

目次

投資信託	モ説明書(交付目論見書)の概要	 巻頭
第一部	証券情報	 1
第二部	ファンド情報	 5
第 1	ファンドの状況	 5
1	ファンドの性格	 5
2	投資方針	 10
3	投資リスク	 19
4	手数料等及び税金	 21
5	運用状況	 24
6	手続等の概要	 29
7	管理及び運営の概要	 31
第 2	財務ハイライト情報	 35
第 3	内国投資信託受益証券事務の概要	 38
第 4	ファンドの詳細情報の項目	 40
約 款		 巻末



ASSET MANAGEMENT アムンディ アセットマネジメント

投資信託説明書(交付目論見書)の概要

投資信託説明書(交付目論見書)の主要内容を概要としてまとめております。 ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

りそな・TOPIXオープン

	· • · · · ·
商品分類	追加型投信/国内/株式/インデックス型
	※商品分類に関する詳細は「第二部 ファンド情報」をご参照ください。
運用の基本方針	東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。
ベンチマーク	東証株価指数(TOPIX)
	ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式などの値動きのある有価証券に
ファンドのリスク	投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているもので
	はありません。
信託期間	原則として無期限
決 算 日	年1回決算、原則 11 月 19 日。当該日が日本の休業日の場合は翌営業日とします。
分 配 方 針	原則として、決算時に基準価額水準等を勘案し分配を行う方針です。
	ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
+> == 13 ==	原則として毎営業日(午後3時まで、わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 11
お申込日	時まで。)※1取得のお申込みができます。
お申込価額	取得のお申込受付日の基準価額とします。
	収益分配金の受取り方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つ
お申込単位	の申込コースがあります。取扱うお申込コースおよびその名称は販売会社によって異
の中で車位	なる場合があります。また各お申込コースの申込単位は、販売会社が定める単位とし
	ます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
お申込手数料率	販売会社が独自に定める料率とします。ただし、本書作成日現在、お申込手数料率は
85 中 左 丁 致 杆 牛	2.10%(税抜き 2.00%)が上限となっております。
	原則として毎営業日(午後3時まで、わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 11
ご解約(換金)	時まで。)*1ご解約のお申込み(一部解約の実行の請求)ができます。
	ご解約金の支払いは、ご解約のお申込受付日から起算して、原則として5営業日目以
	降となります。
一级处出上	ご解約単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせく
ご解約単位	ださい。
ご解約価額	ご解約のお申込受付日の基準価額とします。
信託財産留保額	
信託報酬	純資産総額に対して年率 0.63% (税抜き 0.60%) ※2 を乗じて得た額とします。
委 託 会 社	アムンディ・ジャパン株式会社
受 託 会 社	株式会社りそな銀行
ツ1 サコミウ の	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ※1 前記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。
- ※2 信託報酬の内訳等詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。

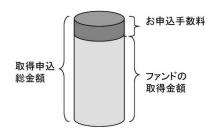


ASSET MANAGEMENT

費用および税金

取得申込時にお支払いただく金額

取得申込総金額をお支払いただきます。取得申込総金額とはファンドの取得金額にお申込手数料を 加算した金額をいいます。お申込手数料率は申込コースや販売会社によって異なります。



お申込手数料率が 2.10%の場合にファンドを 100 万 円分取得する際の計算例

ファンドの取得金額 お申込手数料 取得申込総金額 1,000,000円 + 21,000円 = 1,021,000円

ファンドの取得申込みからご解約(ご換金)いただくまでにかかる税金について

(課税については、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの課税について記載しております。詳細については、「第二部ファンド情報4手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をお読みください。なお当目論見書に記載されている課税上の取扱いはあくまでも概要になり、法律の改正も頻繁にございますので、実際の課税の取扱いについては税務専門家にご相談ください。)

時期	項目	税金	納税方法
収益分配時	所得税 および 地方税	個人:普通分配金 ^{※1} に対し10% (所得税7%、地方税3%) 法人:普通分配金に対し7%	源泉徴収(原則申告不要) (申告分離課税・総合課税選択可) 源泉徴収
ご解約時・ および	所得税	(所得税 7%) 個人:譲渡所得等 ^{※2} に対し 10% (所得税 7%、地方税 3%)	申告分離課税
	および地方税	法人(解約請求時および償還時) : 個別元本超過額に対し7% (所得税7%)	源泉徴収

- ※1普通分配金のほか、非課税扱いの特別分配金が発生する場合があります。詳細については「第 二部ファンド情報 4手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。
- ※2譲渡所得等…上場株式の譲渡益ならびに個人の受益者が支払いを受ける公募株式投資信託 の解約時および償還時の差益を通算したものをいいます。

ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度が適用される場合があります。



ASSET MANAGEMENT アムンディ アセットマネジメント

りそな・TOPIXオープン 用語集

本投資信託説明書(交付目論見書)中で使用されている用語についての簡単な解説です。

運用報告書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことです。決算日ごと(毎月決算型の場合は
	6 カ月経過ごと)および償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
 解 約 価 額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産
カキ 小り 1皿 合具	留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
	課税上、株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。債券や短期金融商品も
株式投資信託	運用対象となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンド
	も分類されます。また、申込期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1円でスタートしま
基 準 価 額	すが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1万口当た
	りの価額で表示されます。
	受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料は含まれません。)が当該受益権の元本
個別元本方式	(個別元本)に当たります。受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は追加購
個 別 九 平 刀 式	入のつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合は、当
	該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。
	ファンドの決算時に収益より支払われる金銭をいいます。当該分配金額を差し引いた(分配落
収益分配金	ち)後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回っている部分は元本の払戻し
以金刀能立	とみなされ、特別分配金(非課税)となります。同額または個別元本を上回る場合は、全額が普
	通分配金(課税)となります。なお、分配は行われないこともあります。
純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息
紅 資 産 総 額	などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償還	ファンドの運用を終了することをいいます。予め決められた日(信託終了日)に運用を終了する
償 還	満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
尼式卧去 如归药	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受
信託財産留保額	益者に負担してもらい、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信 託 報 酬	信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。
	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのことで、オープン型投資信託とも
追加型投資信託	いいます。
4+ 111 () = 7	収益分配金のうち、受益者の購入価額を下回る部分の分配は元本の払戻しとみなされ、特別
特別分配金	分配金と呼ばれます。この部分については非課税扱いとなります。
ベンチマーク	ファンドの運用の目標となる指標をいい、運用実績を判断する目安となります。
	TOPIX(Tokyo Stock Price Index の略)ともいい、東京証券取引所が算出、発表している株価
	指数です。東京証券取引所第一部に上場している全銘柄の時価総額が、基準時の時価総額
東証株価指数	と比較してどのくらい増減したか、ということを通じて市場全体の株価の動きを表しています。算
(TOPIX)	出方法は、基準時を昭和 43 年(1968 年)1 月 4 日(終値)に置き、その日の時価総額を 100 とし
	て、その後の時価総額を指数化しています。
ポートフォリオ	ファンドが運用対象として保有する株式や公社債などの資産構成および資産全体を指します。
	/ Indianated the form the transfer of Allerand Management and the first transfer of tr

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

りそな・TOPIXオープン(以下「ファンド」といいます。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

単位型・追加型の別 : 追加型

指定格付機関による格付け :格付けは取得しておりません。

アムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権(以下、「受益権」といいます。)です。

アムンディ・グループについて

- クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラルは2009年12月31日付で Amundi (アムンディ)を設立しました。
- アムンディは、運用資産規模で6,500億ユーロ*1を超え、欧州第3位*2、世界ではトップ・テン*3に入るグローバルプレーヤーの運用会社となります。
- 世界有数の金融グループである、クレディ・アグリコル S.A.とソシエテジェネラル両グループの支援をバックに、「プロダクトの質の向上」、「お客様との信頼関係構築」、「組織の効率化」などにおいて優位性を発揮し、欧州における確固たるトップレベルの運用会社になることを目指します。
- ※1 アムンディによる試算。(2009年9月末)
- ※2 インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査。(2009年7月版(数値は2008年12月末))
- ※3 グローバル・インベスターズによる100社ランキング。(2008年9月版(数値は2008年6月))

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行(売出)価額の総額

3,000 億円を上限とします。

- (4) 発行(売出)価格
 - ① 発行価格

取得申込受付日の基準価額※とします。

ただし、「自動けいぞく投資約款」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含む ものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。)にしたがっ た契約(以下「別に定める契約」といいます。)によって収益分配金を再投資する場合の発行 価格は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

※基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価し

て得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社または委託会社(後述の「(12) その他 ④ その他」をご参照ください。) にお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊に掲載されます(朝刊のオープン基準価格欄[アムンディ]にて「TOPIX」の略称で掲載されます。) なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

(5) 申込手数料

お申込手数料は、取得申込受付日の1口当たりの基準価額に、取得口数を乗じて得た額に、 販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じた額とし、取得申込時にご負担いただくものと します。なお、本書提出日現在、この申込手数料率は2.10%(税抜き2.00%)が上限となっ ております。

※「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。 申込手数料率等は、各販売会社にお問い合わせください。また、委託会社(お問い合わせ 窓口は、「(12)その他 ④ その他」をご参照ください。)でもご照会いただけます。

(6) 申込単位

「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。各申込コースの申込単位は販売会社が定めるものとします。

なお、販売会社によって取り扱う申込コース、申込単位および名称が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社(販売会社については「(12)その他 ④ その他」のお問い合わせ 先にご照会ください。) にお問い合わせください。

(7) 申込期間

平成22年2月20日から平成23年2月18日までとします**。 ※申込(継続募集)期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

ファンドの取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問い合わせください。

*販売会社によっては、一部の支店等で取扱いを行っていない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(9) 払込期日

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの 取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日(詳しくは販売会 社にお問い合わせください。)までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うもの とします。

ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日 に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンドロ座に 払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

払込みはお申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問い合わせください。

(11) 振替機関に関する事項

ファンドの振替受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

- ① 取得申込みの方法等
 - 1)ファンドの取得申込みに際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。
 - 2)分配金の受取方法の違いにより、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。
 - ◇「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。
 - ◇「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受取るコースのことをいいます。 「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を 締結していただきます。
 - 3) 毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、ファンドの取得申込み を行う「投資信託定時定額購入プラン(販売会社によって名称が異なる場合があります。 詳しくは販売会社へお問い合わせください。)」等を取り扱う場合があります。
 - 4)原則として各営業日の午後3時(わが国の金融商品市場(本書において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。)が半休日の場合は午前11時)までに取得申込みが行われ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。
- ② 日本以外の地域における発行 該当事項はありません。
- ③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度(以下「振替制度」といいます。)の振替受益権であり、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」 に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

- ◆投資信託振替制度とは、
 - ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
 - ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿 (「振替口座簿」といいます。) への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

④ その他

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせは

アムンディ・ジャパン株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先:フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

インターネットでのお問い合わせ先:ホームページアドレス:www.amundi.co.jp

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

- 1 ファンドの性格
- (1) ファンドの目的及び基本的性格
- ① ファンドの目的
 - 東証株価指数(TOPIX) **と連動する投資成果を目標として運用を行います。
 - ※東証株価指数(TOPIX)とは、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄の株価を、それぞれの上場株式数で加重平均した指数で、東京証券取引所が発表しています。具体的には昭和43年1月4日の東証一部上場全銘柄の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。新規上場銘柄や有償増資などに対しては、修正を加えることで指数の連続性を維持しています。
 - ※TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、 株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIX の商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。
 - ※株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行う権利を有します。
 - ※株式会社東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
 - ※株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の 算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
 - ※「りそな・TOPIXオープン」は、TOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として 運用しますが、「りそな・TOPIXオープン」の基準価額とTOPIXの指数値が著しく乖離することがあります。
 - ※「りそな・TOPIXオープン」は、株式会社東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。
 - ※株式会社東京証券取引所は、「りそな・TOPIXオープン」の購入者又は公衆に対し、「り そな・TOPIXオープン」の説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。
 - ※株式会社東京証券取引所は、当社又は「りそな・TOPIXオープン」の購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
 - ※以上に限らず、株式会社東京証券取引所は「りそな・TOPIXオープン」の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

② ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型投信/国内/株式/インデックス型に属します。

商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「(2) ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

1010073 73625				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
		株式		
単位型投信	国内	債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
追加型投信	内外	その他資産()	ETF	特殊型
		資産複合		

⁽注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっております。

」 追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投
坦加至技信	資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益
国内	が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益
休式	が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を
インアックス室	目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経 225	ブル・ベア型
一般 大型株 中小型株	年2回	日本 北米	ファンド		TOPIX	条件付運用型
债券 一般 公債	年4回	欧州				ロング・ショ ート型/絶対
社債 その他債券 クレジット 属性()	年6回 (隔月)	アジア オセアニア	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし	その他 ()	収益追求型
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ				()
その他資産 (投資信証券 (株式))	п.	中近東(中東)				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 ()	エマージング				

⁽注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質
(投資信託証券	的に株式に投資することを目的とする投資信託を源泉とする旨の記載があるも
(株式))	のをいいます。
	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものを
年1回	いいます。
	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産
日本	を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
II	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファン
ファミリー	ズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資する旨の記載がある
ファンド	ものをいいます。
TO DIV	目論見書または投資信託約款において、投資対象インデックスをTOPIXと
TOPIX	するものをいいます。

※商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義(上記網掛け部分)以外の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は、3,000 億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限 度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。) を主要投資対象とします。

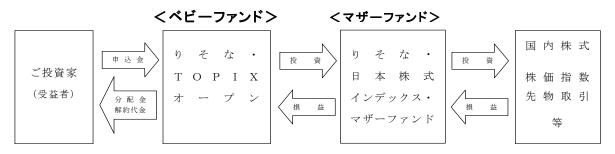
- 1) 東証株価指数 (TOPIX) の動きに連動する投資成果をめざします。 TOPIXが上昇する場合には基準価額も連動して同程度の比率で上昇し、同指数が下落する場合には基準価額も連動して同程度の比率で下落することを目標とします。
- 2) 東京証券取引所第一部に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。 主として「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」を通じて、東京証券取引 所第一部上場株式に投資します。なお、わが国の株式等に直接投資することもあります。
- 3)株価指数先物取引等を併用し運用の効率化をはかります。 株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められるときは、当該先物取引等を活用することがあります。
- 4)株式の組入比率は原則として高位に保ちます。

マザーファンドを通じて投資する現物株式と株価指数先物取引等の実質投資割合は原則 100%程度とします。

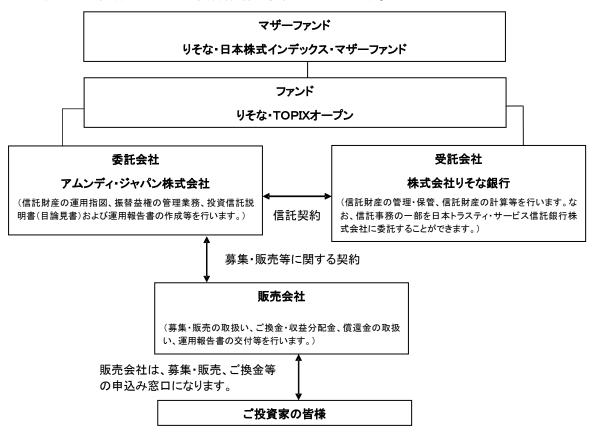
当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは、以下の通りです。



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



≪各契約の概要≫

各契約の種類	契約の概要		
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実 行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関 する契約		
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約		

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン	アムンディ・ジャパン株式会社(金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第 350 号)					
資本の額	12億円						
会社の	昭和 46 年 11 月 22 日	山一投資カウンセリング株	法式会社設立				
沿革	昭和 55 年 1 月 4 日	山一投資カウンセリング格	は式会社から山一投資顧問株式会社へ社名	呂変更			
	平成 10 年 1 月 28 日	ソシエテ・ジェネラル投資 が主要株主となる	ソシエテ・ジェネラル投資顧問株式会社(現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社) が主要株主となる				
	平成 10 年 4 月 1 日	山一投資顧問株式会社から	ュエスジー山一アセットマネジメント株式	代会社へ社名変更			
	平成 10 年 11 月 30 日	証券投資信託委託会社の免	許取得				
	平成 16 年 8 月 1 日	りそなアセットマネジメン 株式会社へ社名変更	ト株式会社と合併し、ソシエテジェネラ	ラルアセットマネ	ジメント		
	平成 19 年 9 月 30 日	金融商品取引法の施行に伴	4い同法の規定に基づく金融商品取引業者	皆の登録を行う			
	平成 22 年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更					
大株主	名	称	住 所	所有株式数	比率		
の状況	アムンディ・ジャパン	ホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000 株	100%		

(本書作成日現在)

アムンディ・グループについて

- クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラルは2009年12月31日付で Amundi (アムンディ) を設立しました。
- アムンディは、運用資産規模で6,500億ユーロ*1を超え、欧州第3位*2、世界ではトップ・テン*3に入るグローバルプレーヤーの運用会社となります。
- 世界有数の金融グループである、クレディ・アグリコル S.A.とソシエテジェネラル両グループの支援をバックに、「プロダクトの質の向上」、「お客様との信頼関係構築」、「組織の効率化」などにおいて優位性を発揮し、欧州における確固たるトップレベルの運用会社になることを目指します。
- ※1 アムンディによる試算。(2009年9月末)
- ※2 インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査。(2009年7月版(数値は2008年12月末))
- ※3 グローバル・インベスターズによる100社ランキング。(2008年9月版(数値は2008年6月))

2 投資方針

(1) 投資方針

① 運用方針

東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

② 投資態度

- 1)主として「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」に投資し、東証株価指数(TOPIX)と連動する**投資成果を目標として運用を行います。なお、わが国の株式等に直接投資することもあります。
 - ※TOPIXが上昇する場合には基準価額も連動して同程度の比率で上昇し、同指数が下落する場合には基準価額も連動して同程度の比率で下落することを目標としますが、基準価額と同指数値が著しく乖離することがあります(詳しくは、「3 投資リスク (1)ファンドの主なリスク 4) インデックスとの価格乖離リスク」をご参照ください。)。
- 2) 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められるときは、 当該先物取引等を活用することがあります。このため株式の実質投資総額と株価指数先物取 引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 3)株式の組入比率は原則として高位に保ちます。マザーファンドを通じて投資する現物株式と株価指数先物取引等の実質投資割合は原則として100%程度とします。
- 4)株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 5) ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等あるいは信託財産の規模によっては前記の運用ができないことがあります。
- 6)組入対象銘柄は、マザーファンドにおける組入銘柄を含め、主として東京証券取引所第一 部上場株式としますが、東京証券取引所第一部上場銘柄であっても投資を行わない場合があ ります。

③ 運用の形態

「マザーファンド方式」で運用を行います。当ファンドは、「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」に投資し、実質的な運用はマザーファンドで行います。

(2) 投資対象

① 主な投資対象

「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」を主要投資対象とします。なお、株式 等に直接投資することもあります。

② 投資の対象とする資産の種類

投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。)にか

かる権利のうち、次に掲げる権利

- (1) 有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。) にかかる権利
- (2) 有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)にかかる権利
- (3) 有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)にかかる権利
- (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1) から(3) までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- (5) 金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。)のうち取引所金融先物取引等にかかる権利
- (6) スワップ取引
- 3. 金銭債権
- 4. 約束手形
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1. 為替手形
- ③ 有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券(金融商品取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。)
- 5. 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券 (以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. コマーシャル・ペーパー
- 8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 9. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前記 1. から 8. の証券または証書の性質を有するもの
- 10. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行

信託の受益証券に表示されるべきもの

12. 外国の者に対する権利で前記 11. の有価証券の性質を有するもの

なお、前記 1. の証券または証書ならびに 9. の証券または証書のうち 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から 6. までの証券ならびに 9. の証券のうち 2. から 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

④ 金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、前記③に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。)により運用することを指図できます。

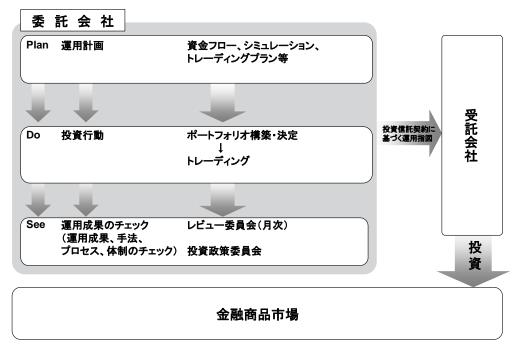
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ⑤ 前記③にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記④の 1. から 6. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 運用体制

- ① 投資戦略の決定および運用の実行 CIO に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポー トフォリオを構築します。
- ② 運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックさ れます。

運用体制



※委託会社の運用体制は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

運用計画・・・・・・運用本部各運用部 3名程度

投資行動・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー 3名程度

運用成果のチェック・・レビュー委員会 7名以上、投資政策委員会 3名以上

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・証券投資信託の運用に関する規則
- ・証券先物取引に関する社内基準
- ・服務規程 (ファンド・マネージャー用) ・各種業務マニュアル

・リスク管理基本規程

・コンプライアンス・マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

(4) 分配方針

① 収益分配方針

毎決算時(年1回。原則として11月19日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として次の 通り収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

配当等収益※1 (マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産 に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買 益^{※2}等の合計額から経費^{※3}を控除した額に、前期から繰り越された分配準備積立金がある場合は当該分配準備積立金を加算した額とします。

- ※1配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を 控除した額をいいます。
- ※2売買損益に評価損益を加減して得た額から配当等収益を控除して得た利益金額をいいます。
- ※3信託事務の処理等に要する諸費用(当該諸費用にかかる消費税に相当する金額を含みます。)、受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに投資信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額等をいいます。
- (b) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向および運用状況等を勘案して決定します。 ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

- (c) 収益分配にあてず、投資信託財産に留保した利益(留保益)の運用方針 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運 用を行います。
- (d) 留保益の処理

分配対象額は、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てること、および繰越欠損金のあるときはその全額を補てんすることができます。

② 収益分配金の交付

「一般コース」をお申込みの場合、収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社において行うものとします。なお、「一般コース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の受益者の場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(5) 投資制限

- ① 信託約款に基づく投資制限
- (イ) 株式への投資制限 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- (ロ) 新株引受権証券等への投資制限

- 1)委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時 価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時 価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100 分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 2) 前記 1) において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ハ) 外貨建資産への投資制限 外貨建資産への投資は行いません。

(ニ) 投資する株式等の範囲

- 1)委託会社が投資の指図をする株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所(本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、およびわが国の金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前記 1) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとします。
- (ホ) 同一銘柄の株式への投資制限 同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。
- (へ) 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限
 - 1)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
 - 2) 前記 1) において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ト) 同一銘柄の転換社債等への投資制限
 - 1)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社 法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債 と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの (以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予 約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーフ アンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額

- のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図を行いません
- 2) 前記 1) において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(チ) 信用取引の指図範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売付の指図をすることができます。なお、売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図できます。
- 2)前記 1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(商法第341条ノ3第1項第7号および第8号に定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(リ) 先物取引等の運用指図

- 1)委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法 第 28 条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融 商品取引法第 28 条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 2)委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならび に外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができ ます。

(ヌ)スワップ取引の運用指図

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスク を回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のも とに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことを指図できます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間 を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについ てはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額とマ

ザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。

- 4) 前記 3) においてマザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じた額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 6)委託会社は、スワップ取引を行うにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受 入れを指図します。

(ル) 有価証券の貸付の指図および範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図ができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2)前記 1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図します。
- 3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行います。

(ヲ) 資金の借入れ

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3)借入金の利息は信託財産の中から支払います。

② 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者 指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権(株主総会に おいて議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式 についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされ る株式についての議決権を含みます。)の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50% を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(参考)「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要

(1) 運用方針

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。

(2) 投資態度

- ① 主として東京証券取引所第一部上場株式に投資し、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ② 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため株式の投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ③ 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ④ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等あるいは信託財産の規模によっては前記の運用ができないことがあります。なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(スワップ取引)を行うことができます。

(3) 主な投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(4) 主な投資制限

- ① 株式の投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合については、制限を設けません。

- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が 当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で 存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ 3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権 付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

3 投資リスク

(1) ファンドの主なリスク

りそな・TOPIXオープンは、マザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金*と異なり投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。このように、運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

※預金保険で保護される預金は保護対象預金のみでかつ定額保護となります。

ファンドの主なリスクは次のとおりです。主に、株式に投資するリスクは1)から3)、インデックス連動型運用のリスクは4)、マザーファンドを通して運用するファミリーファンド方式の影響は5)となります。

なお、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

1) 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け、ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

2) 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が下落することがあります(ゼロになる場合もあります。)。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

3) 流動性リスク

短期間での大量の解約があった場合または大口の解約を受けた場合、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著

しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ること があります。

4) インデックスとの価格乖離リスク

ファンドは、東証株価指数 (TOPIX) に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、次の理由により基準価額が東証株価指数 (TOPIX) と乖離する場合があります。

- 1. 東証株価指数 (TOPIX) の構成銘柄を全て組み入れない場合があること
- 2. 株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除、マザーファンドの信託財産留保額による影響
- 3. 運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響
- 4. 株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買執行上の影響
- 5. 追加設定、解約に伴う株式の買付、売却価格と終値の差による影響
- 6. 株式売買委託手数料および先物売買手数料等を負担することによる影響
- 5) ファミリーファンド方式の影響

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一マザーファンドに投資する可能性があるため、当ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受け、基準価額が変動する場合があります。

投資信託と預貯金者・投資者等保護制度との関係について

投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。 また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の 対象ではありません。

(2) その他の留意点

1)ファンドの繰上償還

当ファンドは、受益権の残存口数が 10 億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2)解約の中止

金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、解約請求の受付が中止されることがあります。

3) 同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの影響

ファンドは、「マザーファンド方式」で運用を行うため、ファンドと同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの大口解約等により、マザーファンドに大量の売買が発生した場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(3) リスク管理体制

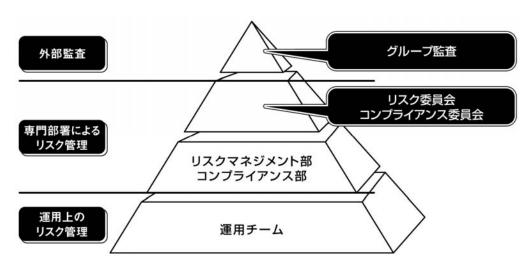
アムンディ・ジャパン株式会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行っております。

運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告しております。

運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理しており、定期的にリスク委員会に報告しております。また、コンプライアンス部が運用にかかる社内規程、関連法規の遵守を徹底しており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じております。



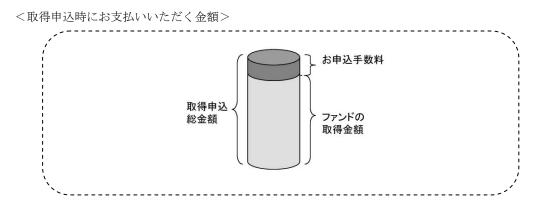
ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

お申込手数料は、取得申込受付日の1口当たりの基準価額に、取得口数を乗じて得た額に、 販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じた額とし、取得申込時にご負担いただくものとし ます。なお、本書作成日現在、この申込手数料率は2.10%(税抜き2.00%)が上限となってお ります。

※「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。



21

販売会社が独自に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社(販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

お問い合わせは

アムンディ・ジャパン株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先: フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

インターネットでのお問い合わせ先:ホームページアドレス:www.amundi.co.jp

(2) 換金 (解約) 手数料

換金(解約)手数料はありません。

(3) 信託報酬等

- ・信託報酬等の額
 - 1)委託会社(販売会社が受取る報酬を含みます。)および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 0.63%(税抜き 0.60%)を乗じて得た額とします。

(内訳は以下の通りとなります。)

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.210%	年率 0.315%	年率 0.105%
(税抜き 0.20%)	(税抜き 0.30%)	(税抜き 0.10%)

- 2)信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときに信託財産の中から支払います。
- 3)信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬の支払いのときに信託財産の中から支払います。

(4) その他の手数料等

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書、運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ② 委託会社は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

この場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ

定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

- ③ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、 売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等 に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担 します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手 数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。
- ④ 信託財産において資金借入れを行った場合、借入金の利息は、信託財産の中から支払います。
- ⑤ 「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」には、信託財産留保額が設けられています。

(5) 課税上の取扱い

- ① 個人の受益者に対する課税
- ○収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)、平成24年1月1日からは20%(所得税15%および地方税5%)となり、原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。
- ○解約時および償還時における差益は譲渡所得とみなして課税され、税率は、平成23年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)となり(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。)、平成24年1月1日からは20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。
 - ※ 確定申告により、申告分離課税を選択した場合、上場株式等の配当所得(収益分配金を含みます。)と上場株式等の譲渡損益との損益通算をすることが可能です。
 - ※ ファンドは、配当控除が適用される場合があります。
- ② 法人の受益者に対する課税

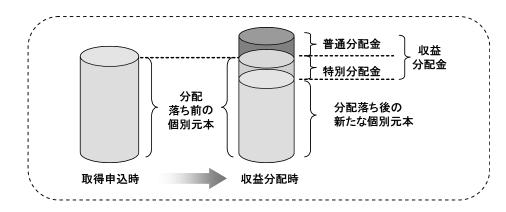
法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約請求時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%(所得税)、平成24年1月1日からは15%(所得税)の税率で源泉徴収されます(地方税の源泉徴収はありません。)。

- ※ ファンドは、益金不算入制度が適用される場合があります。
- ③ 個別元本について
 - 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等(申込手数料は含まれません。)が受益者の元本(個別元本)に当たります。
 - 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 - 3) 振替受益権については振替受益権ごとに同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金*を控除した額が、その後の個別元本となります。
 - ※「特別分配金」については、下記「④収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



- ※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。
- ◇ 税法が改正された場合等には、上記「(5) **課税上の取扱い**」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。
- ◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成21年12月末日現在

資産の種類	国名	時価 (円)	投資比率(%)
りそな・日本株式インデックス・ マザーファンド受益証券	日本	1, 801, 653, 356	99. 95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	876, 521	0.05
合計 (純資産総額)	_	1, 802, 529, 877	100.00

- (注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
- (注)株価指数先物の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(参考) りそな・日本株式インデックス・マザーファンド

平成21年12月末日現在

資産の種類	国名	時価(円)	投資比率(%)
株式	日本	46, 700, 640, 224	98. 92
株価指数先物取引 (TOPIX先物(買建))	日本	497, 475, 000	1.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	13, 295, 446	0.03
合計 (純資産総額)	_	47, 211, 410, 670	100.00

- (注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
- (注)株価指数先物の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

平成21年12月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1		親投貨信託	りそな・日本株式イ ンデックス・ マザーファンド	2, 118, 346, 098	0.7845	1, 661, 842, 514	0.8505	1, 801, 653, 356	99. 95

※全1銘柄

- ※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。
- ※投資信託受益証券の数量は、所有口数を表示しております。
- ② 投資不動産物件 該当事項はありません。
- ③ その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

(参考) りそな・日本株式インデックス・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

平成21年12月末日現在

						帳簿	掌価額	評	価額	投資
順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	534, 500	3, 663. 72	1, 958, 258, 340	3, 880. 00	2, 073, 860, 000	4. 39
2	日本	株式	三菱UF Jフィナンシャ ル・グループ	銀行業	2, 890, 900	573. 94	1, 659, 222, 067	452. 00	1, 306, 686, 800	2. 77
3	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	331, 800	2, 711. 97	899, 831, 646	3, 110. 00	1, 031, 898, 000	2. 19
4	日本	株式	キヤノン	電気機器	241, 200	3, 316. 56	799, 954, 272	3, 910. 00	943, 092, 000	2.00
5	日本	株式	三菱商事	卸売業	306, 800	1, 703. 24	522, 554, 032	2, 305. 00	707, 174, 000	1.50
6	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	161,800	3, 957. 16	640, 268, 488	3, 650. 00	590, 570, 000	1. 25
7	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	152, 900	3, 789. 11	579, 354, 919	3, 830. 00	585, 607, 000	1.24
8	日本	株式	東京電力	電気・ガス業	244, 600	2, 378. 44	581, 766, 424	2, 335. 00	571, 141, 000	1.21
9	日本	株式	三井住友フィナンシャル グループ	銀行業	210, 400	3, 774. 85	794, 228, 440	2, 645. 00	556, 508, 000	1.18
10	日本	株式	みずほフィナンシャルグ ループ	銀行業	3, 343, 700	212. 62	710, 937, 494	166. 00	555, 054, 200	1.18
11	日本	株式	ソニー	電気機器	207, 600	2, 496. 60	518, 294, 160	2, 670. 00	554, 292, 000	1. 17
12	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物 取引業	763, 800	662. 41	505, 948, 758	681. 00	520, 147, 800	1. 10
13	日本	株式	パナソニック	電気機器	380, 300	1, 323. 08	503, 167, 324	1, 325. 00	503, 897, 500	1.07
14	日本	株式	任天堂	その他製品	21, 900	25, 341. 43	554, 977, 317	22, 040. 00	482, 676, 000	1.02
15	日本	株式		電気機器	876, 000	391. 09	342, 594, 840	511. 00	447, 636, 000	0.95
16	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコ モ	情報・通信業	3, 405	141, 642. 85	482, 293, 904	129, 600. 00	441, 288, 000	0. 93
17	日本	株式	三井物産	卸売業	330, 700	1, 119. 79	370, 314, 553	1, 311. 00	433, 547, 700	0.92
18	日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	1, 143, 000	345. 61	395, 032, 230	375.00	428, 625, 000	0.91
19	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	72, 300	5, 770. 52	417, 208, 596	5, 870. 00	424, 401, 000	0.90
20	日本	株式	三菱地所	不動産業	269, 000	1, 423. 96	383, 045, 240	1, 478. 00	397, 582, 000	0.84
21	日本	株式	東京海上ホールディング ス	保険業	155, 800	2, 848. 11	443, 735, 538	2, 530. 00	394, 174, 000	0.83
22	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	467, 300	538. 57	251, 673, 761	810.00	378, 513, 000	0.80
23	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	167, 800	1, 798. 37	301, 766, 486	2, 170. 00	364, 126, 000	0.77
24	日本	株式	信越化学工業	化学	66, 900	5, 110. 30	341, 879, 070	5, 230. 00	349, 887, 000	0.74
25	日本	株式	小松製作所	機械	180, 600	1, 397. 40	252, 370, 440	1, 934. 00	349, 280, 400	0.74
26	日本	株式	ファナック	電気機器	40, 200	7, 744. 49	311, 328, 498	8, 630. 00	346, 926, 000	0.73
27	日本	株式	関西電力	電気・ガス業	160, 300	2, 078. 61	333, 201, 183	2, 100. 00	336, 630, 000	0.71
28	日本	株式	ジェイ エフ イー ホ ールディングス	鉄鋼	87, 300	2, 829. 68	247, 031, 064	3, 650. 00	318, 645, 000	0. 67
29	日本	株式	KDDI	情報・通信業	637	466, 852. 36	297, 384, 953	493, 000. 00	314, 041, 000	0.67
30	日本	株式	セブン&アイ・ホールデ ィングス	小売業	163, 800	2, 324. 75	380, 794, 050	1, 897. 00	310, 728, 600	0.66

※上位 30 銘柄

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

平成21年12月末日現在

種類	地域	業種	投資比率(%)
株式	日本	電気機器	14. 59
		輸送用機器	10. 55
		銀行業	8. 92
		化学	5. 84
		情報・通信業	5. 35
		卸売業	5. 02
		電気・ガス業	4. 99
		機械	4. 64
		医薬品	4. 27
		陸運業	3.75
		食料品	3.41
		小売業	3.41
		鉄鋼	2.73
		不動産業	2. 33
		保険業	2. 14
		その他製品	2. 12
		建設業	1.92
		証券、商品先物取引業	1. 88
		精密機器	1.64
		サービス業	1. 58
		ガラス・土石製品	1. 21
		非鉄金属	1. 21
		繊維製品	0.88
		金属製品	0.67
		その他金融業	0.66
		石油・石炭製品	0.63
		ゴム製品	0.60
		海運業	0.46
		鉱業	0.41
		パルプ・紙	0.38
		空運業	0.38
		倉庫・運輸関連業	0. 24
		水産・農林業	0.10
合計			98. 92

^{*}投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

平成21年12月末日現在

種別	取引所	数量(枚)	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率(%)
株価指数先物取引 (TOPIX 先物(買建))	東京証券取引所	55	486, 064, 000	497, 475, 000	1.05
合計		55	486, 064, 000	497, 475, 000	1.05

[※]投資比率は、純資産総額に対する評価額比率です。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成21年12月末日現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末におけるファンドの純資産総額および基準価額(1万口当たりの純資産額)の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末(平成17年11月21日)	1, 521	1, 521	13,850	13,850
第2期計算期間末(平成18年11月20日)	3, 806	3, 806	13, 921	13, 921
第3期計算期間末(平成19年11月19日)	2, 577	2, 577	13, 266	13, 266
第4期計算期間末(平成20年11月19日)	1,500	1, 500	7,630	7,630
第5期計算期間末(平成21年11月19日)	1,670	1,670	7, 815	7, 815
平成20年12月末日	1,623		7, 931	_
平成21年 1月末日	1, 513	_	7, 323	_
2月末日	1,460		6, 988	_
3月末日	1, 510		7, 215	_
4月末日	1,646		7,803	_
5月末日	1, 749		8, 351	_
6月末日	1,808		8,642	_
7月末日	1,877		8,837	_
8月末日	1,960		8,968	_
9月末日	1,875	_	8, 502	_
10月末日	1,849	_	8, 352	_
11月末日	1,679	_	7,833	_
12月末日	1,802		8, 466	_

② 分配の推移

\sim			
		計算期間	1万口当たり分配金(円)
	第1期計算期間(平	P成16年11月19日~平成17年11月21日)	0
	第2期計算期間(平	P成17年11月22日~平成18年11月20日)	0
	第3期計算期間(平	P成18年11月21日~平成19年11月19日)	0
	第4期計算期間(平	P成19年11月20日~平成20年11月19日)	0
	第5期計算期間(平	P成20年11月20日~平成21年11月19日)	0

③ 収益率の推移

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間(平成16年11月19日~平成17年11月21日)	38. 5
第2期計算期間(平成17年11月22日~平成18年11月20日)	0. 5
第3期計算期間(平成18年11月21日~平成19年11月19日)	△4.7
第4期計算期間(平成19年11月20日~平成20年11月19日)	△42. 5
第5期計算期間(平成20年11月20日~平成21年11月19日)	2.4

(注) 収益率の算出方法:

計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。第1期の場合は当該計算期間の期首の基準価額(1万口当たり10,000円)。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

6 手続等の概要

(1) 申込(販売)手続等

① 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は原則として営業日の午後3時(わが国の金融商品市場が半休日の場合は午前11時)までに行われ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。

なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ② ファンドの価額は、取得申込受付日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。詳しくは「7 管理及び運営の概要 (1) 資産の評価」をご参照ください。
- ③ 最低申込口数および申込単位は、販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取 方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。各申込コースの申込 単位は販売会社が定めるものとします。また、販売会社によって取り扱う申込コースの単位 および名称が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社(販売会社については前記のお 問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」 (別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名 称に読み替えるものとします。以下同じ。) にしたがった契約(以下「別に定める契約」といいます。) を別途締結します。

また、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、 詳しくは販売会社(販売会社については、後記お問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

なお、投資信託定時定額購入プラン(販売会社によって名称が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)等を申し込まれた申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって取得の申込みを行います。

お問い合わせは

アムンディ・ジャパン株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先: フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

インターネットでのお問い合わせ先:ホームページアドレス:www.amundi.co.jp

- ④ 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- ⑤ 委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付けを制限またはを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取消すことができます。
- ⑥ 前記④にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得価額は、 原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

(2) 換金 (解約) 手続等

① 換金の請求を行う受益者(販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求(以下、「解約請求」といいます。)を行うことで換金ができます。解約請求は、振替受益権をもって行うものとします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約 請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求 にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該 振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込 みの受付けは、原則として各営業日の午後3時(わが国の金融商品市場が半休日の場合は午 前11時)までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求に関する 詳細については販売会社にお問い合わせください。

② 解約の価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の基準価額とします。なお手取額は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金(解約)手数料はありません。

- ③ 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解 約請求の受付を中止することができます。
- ④ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、受益権の解約価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記②の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑤ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

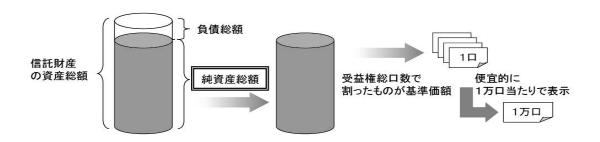
① 基準価額の計算方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。(朝刊のオープン基準価格欄[アムンディ]にて「TOPIX」の略称で掲載されます。)なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。



③ 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の 口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託 時受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重 平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益

権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 信託期間

当ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、下記「(4) 信託の終了」により信託を終了させることがあります。

(3) 計算期間

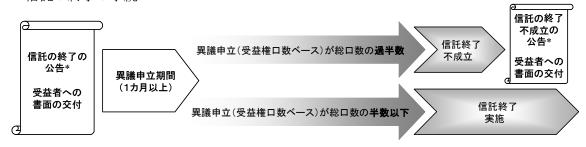
- 1) 当ファンドの計算期間は、原則として毎年11月20日から翌年11月19日までとします。
- 2)計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、 最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(4) 信託の終了(ファンドの繰上償還)

- 1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2. 委託会社は、前記 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約を行いません。
- 5. 委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を 公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただ し、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6. 前記 3. ~5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。
- 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(5)信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその

任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益会社は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

<信託の終了の手続>

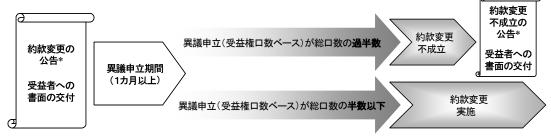


* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。

(5) 信託約款の変更

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。
- 3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を 超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。
- 5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を 公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただ し、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ~ 5. までの規定にしたがいます。

<信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、前記「(4)信託の終了 3.」または「(5)信託約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(7) 運用経過の報告

委託会社は、毎決算時および償還時に当該期間の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

(8) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(9) 開示

ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後3ヵ月以内に、半期報告書を計算期間の最初 の6ヵ月経過後3ヵ月以内に提出します。

また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム(EDINET)によって提出されており、同庁が提供するホームページ(http://info.edinet-fsa.go.jp/)にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、 第4期計算期間(平成19年11月20日から平成20年11月19日まで)及び第5期計算期間(平成20 年11月20日から平成21年11月19日まで)については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、 改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第4期計算期間(平成19年11月20日から平成20年11月19日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第5期計算期間(平成20年11月20日から平成21年11月19日まで)については同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ここに表示する財務諸表(「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」)は、有価証券 届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」(投資信託説明書(請 求目論見書))から抜粋して記載しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成19年11月20日から平成20年11月19日まで)及び第5期計算期間(平成20年11月20日から平成21年11月19日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

りそな・TOPIXオープン

1 貸借対照表

(単位:円)

期別	第4期 第5期		
791 731	(平成20年11月19日現在)	(平成21年11月19日現在)	
科 目	金 額	金 額	
 資産の部			
流動資産			
コール・ローン	67, 747, 535	9, 023, 180	
親投資信託受益証券	1, 434, 044, 636	1, 669, 807, 093	
未収入金	_	5, 800, 000	
未収利息	371	12	
差入委託証拠金	33, 820, 000	_	
流動資産合計	1, 535, 612, 542	1, 684, 630, 285	
資産合計	1, 535, 612, 542	1, 684, 630, 285	
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定	27, 340, 000	_	
未払解約金	1, 127, 076	6, 411, 402	
未払受託者報酬	1, 065, 186	971, 350	
未払委託者報酬	5, 325, 845	4, 856, 678	
その他未払費用	53, 196	1, 725, 541	
流動負債合計	34, 911, 303	13, 964, 971	
負債合計	34, 911, 303	13, 964, 971	
純資産の部			
元本等			
元本	1, 966, 949, 659	2, 137, 751, 600	
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金	$\triangle 466, 248, 420$	$\triangle 467,086,286$	
(\triangle)	△400, 240, 420	ZZ407, 000, 200	
(分配準備積立金)	67, 618, 738	78, 822, 850	
元本等合計	1, 500, 701, 239	1, 670, 665, 314	
純資産合計	1, 500, 701, 239	1, 670, 665, 314	
負債純資産合計	1, 535, 612, 542	1, 684, 630, 285	

2 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

期 別 第4期 第5期 自 平成20年11月20日 至 平成21年11月20日 至 平成20年11月19日 至 平成20年11月19日 至 平成21年11月19日 至 平成21年11月19日 至 平成21年11月19日 全 額 金 額 空業収益 会 額 空業収益	Г		(単位:円)
科目 室 平成20年11月19日 室 平成21年11月19日 登業収益 額 金額 金額 受取利息 691,742 33,112 有価証券売買等損益 △974,148,907 42,182,457 派生商品取引等損益 △61,600,000 7,446,600 営業収益合計 △1,035,057,165 49,662,169 営業費用 夕記者報酬 2,323,665 1,777,151 委託者報酬 11,618,191 8,885,639 その他費用 116,060 1,765,765 営業費用合計 14,057,916 12,428,555 営業利益又は営業損失(△) △1,049,115,081 37,233,614 経常利益又は營積失(△) △1,049,115,081 37,233,614 経常利益又は全籍損失(△) △1,049,115,081 37,233,614 当期純利益又は当期純損失(△) △1,049,115,081 37,233,614 中部約に伴う当期純損失(△) △39,528,551 15,475,139 損失金額の分配額(△) 634,471,092 △466,248,420 剩余金増加額又は欠損金減少額 - 61,550,069 到無金減少額 91,132,982 84,146,410 当期急所約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 87,273,364 - 場別が信託に伴う利余金減少額 3,859,618	期別	第4期	第5期
科目 金額 金額 営業収益 33,112 受取利息 691,742 33,112 有価証券売買等損益 △974,148,907 42,182,457 派生商品取引等損益 △61,600,000 7,446,600 営業収益合計 △1,035,057,165 49,662,169 営業費用 2,323,665 1,777,151 委託者報酬 11,618,191 8,885,639 その他費用 116,060 1,765,765 営業費用合計 14,057,916 12,428,555 営業利益又は営業損失(△) △1,049,115,081 37,233,614 経常利益又は経常損失(△) △1,049,115,081 37,233,614 当期純利益又は経常損失(△) △1,049,115,081 37,233,614 一部解約に伴う当期純損失(△) △1,049,115,081 37,233,614 一部解約に伴う当期純損失(△) △39,528,551 15,475,139 損失金額の分配額(△) 634,471,092 △466,248,420 割余金増加額又は欠損金減少額 - 61,550,069 当期一部解約に伴う剥余金減少額 - 61,550,069 割別の常数に伴う剥余金減少額又は欠損金増加額 91,132,982 84,146,410 当期一部解約に伴う剥余金減少額 87,273,364 - 当期追加信託に伴う剥余金減少額 87,273,364 - 当期追加信託に伴う剥余金減少額 3,859,618 84,146,410 分配金 - -		自 平成19年11月20日	自 平成20年11月20日
□ 受取利息 691,742 33,112 有価証券売買等損益 △974,148,907 42,182,457 派生商品取引等損益 △61,600,000 7,446,600 □ 業収益合計 △1,035,057,165 49,662,169 □ 業費用 2,323,665 1,777,151 表記者報酬 2,323,665 1,777,151 多記者報酬 11,618,191 8,885,639 その他費用 116,060 1,765,765 □ 業費用合計 14,057,916 12,428,555 □ 業利益又は営業損失 (△) △1,049,115,081 37,233,614 経常利益又は経常損失 (△) △1,049,115,081 37,233,614 当期純利益又は当期純損失 (△) △1,049,115,081 37,233,614 □ 部解約に伴う当期純利益金額の分配額 (△) □ 小ののののののののののののののののののののののののののののののののののの		至 平成20年11月19日	至 平成21年11月19日
受取利息 691,742 33,112 有価証券売買等損益 △974,148,907 42,182,457 派生商品取引等損益 △61,600,000 7,446,600 営業収益合計 △1,035,057,165 49,662,169 営業費用 2,323,665 1,777,151 委託者報酬 2,323,665 1,777,151 委託者報酬 11,618,191 8,885,639 その他費用 116,060 1,765,765 営業費用合計 14,057,916 12,428,555 営業利益又は営業損失 (△) △1,049,115,081 37,233,614 経常利益又は当期純損失 (△) △1,049,115,081 37,233,614 当期純利益又は当期純損失 (△) △1,049,115,081 37,233,614 □部解約に伴う当期純利益金額の分配額(△) 期首剩余金又は期首欠損金(△) 634,471,092 △466,248,420 剩余金増加額又は欠損金減少額 - 61,550,069 割用一部解約に伴う剰余金増加額 91,132,982 84,146,410 当期一部解約に伴う剰余金減少額 91,132,982 84,146,410 当期一部解約に伴う剰余金減少額 91,132,982 84,146,410 当期一部解約に伴う剰余金減少 87,273,364 - 阿祖 公司	科目	金額	金額
有価証券売買等損益	営業収益		
深生商品取引等損益	受取利息	691, 742	33, 112
営業収益合計	有価証券売買等損益	$\triangle 974, 148, 907$	42, 182, 457
営業費用 受託者報酬	派生商品取引等損益	△61, 600, 000	7, 446, 600
受託者報酬 2,323,665 1,777,151 委託者報酬 11,618,191 8,885,639 その他費用 116,060 1,765,765 営業費用合計 14,057,916 12,428,555 営業利益又は営業損失(△) △1,049,115,081 37,233,614 経常利益又は経常損失(△) △1,049,115,081 37,233,614 当期純利益又は当期純損失(△) △1,049,115,081 37,233,614 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額(△) 場首剰余金又は期首欠損金(△) 634,471,092 △466,248,420 剰余金増加額又は欠損金減少額 - 61,550,069 当期一部解約に伴う剰余金増加額 91,132,982 84,146,410 当期一部解約に伴う剰余金減少額 91,132,982 84,146,410 当期追加信託に伴う剰余金減少 33,859,618 84,146,410 分配金 - 一	営業収益合計	$\triangle 1,035,057,165$	49, 662, 169
表記者報酬 11,618,191 8,885,639 その他費用 116,060 1,765,765 営業費用合計 14,057,916 12,428,555 営業利益又は営業損失(△) △1,049,115,081 37,233,614 経常利益又は経常損失(△) △1,049,115,081 37,233,614 当期純利益又は当期純損失(△) △1,049,115,081 37,233,614 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純 △39,528,551 15,475,139 損失金額の分配額(△) 第首剰余金又は期首欠損金(△) 634,471,092 △466,248,420 剰余金増加額又は欠損金減少額 - 61,550,069 当期一部解約に伴う剰余金増加額 91,132,982 84,146,410 当期一部解約に伴う剰余金減少額 87,273,364 - 当期追加信託に伴う剰余金減少額 3,859,618 84,146,410 分配金 - 一	営業費用		
世 表 の 他 費用 116,060 1,765,765 営業費用合計 14,057,916 12,428,555 営業利益又は営業損失(△) △1,049,115,081 37,233,614 経常利益又は経常損失(△) △1,049,115,081 37,233,614 当期純利益又は当期純損失(△) △1,049,115,081 37,233,614 37,233,614 当期純利益又は当期純損失(△) △1,049,115,081 37,233,614 37,233	受託者報酬	2, 323, 665	1, 777, 151
営業費用合計	委託者報酬	11, 618, 191	8, 885, 639
営業利益又は営業損失 (△) △1,049,115,081 37,233,614 経常利益又は経常損失 (△) △1,049,115,081 37,233,614 当期純利益又は当期純損失 (△) △1,049,115,081 37,233,614 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失(△) △39,528,551 15,475,139 損失金額の分配額(△) 634,471,092 △466,248,420 剰余金増加額又は欠損金減少額 - 61,550,069 当期一部解約に伴う剰余金増加額 91,132,982 84,146,410 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 87,273,364 - 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 3,859,618 84,146,410 分配金 - - 分配金 - - 一 - - 一 - - 一 - - 日本 - - 日本<	その他費用	116, 060	1, 765, 765
経常利益又は経常損失 (△)	営業費用合計	14, 057, 916	12, 428, 555
当期純利益又は当期純損失(△) △1,049,115,081 37,233,614 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△) △39,528,551 15,475,139 期大金額の分配額(△) 634,471,092 △466,248,420 剩余金増加額又は欠損金減少額 – 61,550,069 当期一部解約に伴う剰余金増加額 – 61,550,069 剩余金減少額又は欠損金増加額 91,132,982 84,146,410 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 87,273,364 – 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 3,859,618 84,146,410 分配金 – – 分配金 – –	営業利益又は営業損失(△)	$\triangle 1,049,115,081$	37, 233, 614
 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純 △39,528,551 15,475,139 損失金額の分配額 (△) 期首剰余金又は期首欠損金 (△) 利金増加額又は欠損金減少額 - 61,550,069 当期一部解約に伴う剰余金増加額 91,132,982 84,146,410 当期一部解約に伴う剰余金減少額 87,273,364 - 2 当期追加信託に伴う剰余金減少額 3,859,618 84,146,410 分配金 	経常利益又は経常損失(△)	$\triangle 1,049,115,081$	37, 233, 614
分配額又は一部解約に伴う当期純 損失金額の分配額 (△) 期首剰余金又は期首欠損金(△) 634,471,092 △466,248,420 剰余金増加額又は欠損金減少額 − 61,550,069 当期一部解約に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額 91,132,982 84,146,410 当期一部解約に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額 87,273,364 − 当期追加信託に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額 3,859,618 84,146,410 分配金 − − −	当期純利益又は当期純損失(△)	$\triangle 1,049,115,081$	37, 233, 614
損失金額の分配額 (△) 期首剰余金又は期首欠損金 (△) 利金増加額又は欠損金減少額 - 61,550,069 当期一部解約に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額 - 61,550,069 利余金減少額又は欠損金増加額 - 61,550,069 利余金減少額又は欠損金増加額 - 61,550,069 利余金減少額又は欠損金増加額 - 87,273,364 - 273,364 - 3,859,618 日本の表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	一部解約に伴う当期純利益金額の		
期首剰余金又は期首欠損金 (△) 634, 471, 092 △466, 248, 420 剰余金増加額又は欠損金減少額 – 61, 550, 069 当期一部解約に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額 91, 132, 982 84, 146, 410 当期一部解約に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額 87, 273, 364 – 額又は欠損金増加額 3, 859, 618 84, 146, 410 分配金 – – – –	分配額又は一部解約に伴う当期純	$\triangle 39, 528, 551$	15, 475, 139
剰余金増加額又は欠損金減少額-61,550,069当期一部解約に伴う剰余金増加額-61,550,069剰余金減少額又は欠損金増加額91,132,98284,146,410当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額87,273,364-当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額3,859,61884,146,410分配金	損失金額の分配額(△)		
当期一部解約に伴う剰余金増加額-61,550,069剰余金減少額又は欠損金増加額91,132,98284,146,410当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額87,273,364-当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額3,859,61884,146,410分配金	期首剰余金又は期首欠損金(△)	634, 471, 092	△466, 248, 420
福又は欠損金減少額 91,132,982 84,146,410 当期一部解約に伴う剰余金減少 87,273,364 - 第以は欠損金増加額 3,859,618 84,146,410 当期追加信託に伴う剰余金減少 3,859,618 84,146,410 分配金 - ー ー	剰余金増加額又は欠損金減少額	_	61, 550, 069
額又は欠損金減少額91,132,98284,146,410当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額87,273,364-当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額3,859,61884,146,410分配金	当期一部解約に伴う剰余金増加		61 550 060
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 87,273,364 - 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 3,859,618 84,146,410 分配金 - -	額又は欠損金減少額	_	61, 550, 069
額又は欠損金増加額 87, 273, 364 - 当期追加信託に伴う剰余金減少額 3,859,618 84,146,410 分配金 - -	剰余金減少額又は欠損金増加額	91, 132, 982	84, 146, 410
額又は欠損金増加額 当期追加信託に伴う剰余金減少額 3,859,618 84,146,410 分配金	当期一部解約に伴う剰余金減少	07 079 964	
額又は欠損金増加額 3,859,618 84,146,410 分配金 - -	額又は欠損金増加額	81, 213, 304	
額又は欠損金増加額 - 分配金 -	当期追加信託に伴う剰余金減少	9 050 610	04 140 410
	額又は欠損金増加額	3, 859, 618	84, 146, 410
期末剰余金又は期末欠損金 (△) △466, 248, 420 △467, 086, 286	分配金	_	
	期末剰余金又は期末欠損金(△)	△466, 248, 420	$\triangle 467,086,286$

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	第4期	第5期
	自 平成19年11月20日	自 平成20年11月20日
項目	至 平成20年11月19日	至 平成21年11月19日
1. 運用資産の評価基	(1)親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
準及び評価方法	基準価額で評価しております。	同左
	(2) 先物取引	
	国内先物の評価においては、金融	
	商品取引所の発表する計算日の清	
	算値段を用いております。	
2. 費用・収益の計上	有価証券売買等損益、派生商品取引	有価証券売買等損益、派生商品取引
基準	等損益の計上基準	等損益の計上基準
	約定日基準で計上しております。	同左
3. その他	当ファンドの計算期間は平成19	当ファンドの計算期間は平成20
	年11月20日から平成20年11月19日	年11月20日から平成21年11月19日
	までとなっております。	までとなっております。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、 無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証 券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益 権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするもの とします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する 受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替

口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を 開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の 振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に 受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機 関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があ ると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、 約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金 (解約) 手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

りそな・TOPIXオープン 約款

【運用の基本方針】

第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、東証株価指数 (TOPIX) の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。

【運用方法】

(1)投資対象

りそな・日本株式インデックス・マザーファンド受益証券 を主要投資対象とします。なお、わが国の株式等に直接投資 することもあります。

(2)投資態度

- 1. 主として、りそな・日本株式インデックス・マザーファンド受益証券に投資し、東証株価指数 (TOPIX) と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- 2. 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用 することがあります。このため株式の実質投資総額と株価 指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託 財産の純資産総額を超えることがあります。
- 3. 株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 4. ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(スワップ取引)を行うことができます。

【運用制限】

- (1)株式の実質投資割合には制限を設けません。
- (2)外貨建資産への投資は行いません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合 は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とし ます。
- (4)同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6)同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会

社法第 236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社 債についての社債であって当該社債と当該新株予約権が それぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にし ているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1 項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含 め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実 質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- (7)有価証券先物取引等は、第22条の範囲で行います。
- (8) スワップ取引は、第23条の範囲で行います。

【収益分配方針】

毎決算時(毎年1回、原則として11月19日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として 次の通り収益分配を行う方針です。

(1)分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(2)分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して 決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行 わないこともあります。

(3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、 運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託 りそな・TOPIXオープン

りそな・TOP I Xオープン 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
 - ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗 要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第 62 号)の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務 の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営 等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務 の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締 結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

- 第3条 委託者は、金52,143,988円を受益者のために利殖の 目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
 - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第1 項、第45条第1項、第46条第1項または第48条第 2項の規定による信託終了の日または信託契約解約 の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金 融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該 当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第 8項に定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者 は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込 口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

- 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権につい ては 52,143,988 口に、追加信託によって生じた受益 権については、これを追加信託のつど第8条第1項 の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式 等の振替に関する法律が施行された場合には、受託 者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、 一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし ます。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準 価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた 額とします。
 - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する 資産(受入担保金代用有価証券は除く)を法令およ び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して 得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金 額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日に おける受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることに より差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

- 第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社 債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社【受益権の設定にかかる受託者の通知】 み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法 律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。) の規 定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託さ れる受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資【受益権の申込単位および価額】 振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」を いい、以下「振替機関」といいます。) 及び当該振替 機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定す る「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下 「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載ま たは記録されることにより定まります(以下、振替 口座簿に記載または記録されることにより定まる受 益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替構関が 社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された 場合または当該指定が効力を失った場合であって、 当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場 合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替

- 受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、 受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益 証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から 記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券か ら無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再 発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権に ついて、振替機関等の振替口座簿への新たな記載ま たは記録をするため社振法に定める事項の振替機関 への通知を行うものとします。振替機関等は、委託 者から振替機関への通知があった場合、社振法の規 定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記 載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振 替受入簿に記載または記録を申請することができる ものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29 日現在のすべての受益権(受益権につき、既に信託 契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に かかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して 平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録す るよう申請します。ただし、保護預りではない受益 証券にかかる受益権については、信託期間中におい て委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うも のとします。振替受入簿に記載または記録された受 益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に 到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票 を含みます。以下同じ。) は無効となり、当該記載ま たは記録により振替受益権となります。また、委託 者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受 入簿に記載または記録を申請する場合において、指 定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者 および委託者の指定する金融商品取引法第2条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同 じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読 第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については 追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振 替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通 知を行います。

- 信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の 第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受 益権を、その取得申込者に対して1万口以上1万口 単位をもって取得の申込みに応ずることができるも のとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資 約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契 約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投 資約款」は当該別の名称に読みかえるものとしま す。)にしたがう契約(以下「別に定める契約」とい います。) に基づいて、指定販売会社と別に定める契 約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって 取得の申込みに応ずることができるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同 時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託 の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を

示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口 【受益権の譲渡の対抗要件】 数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、 指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受 益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額を いいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該【投資の対象とする資産の種類】 なうことができます。

- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の 基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費 税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。) に相当する金額を加算した価額とします。ただし、 この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の 価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数 料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額 とします。
- ④ 前項の場合の手数料の額は、指定販売会社がそれぞ れ別に定めるものとします。
- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品市 場(この約款において、金融商品取引法第2条第17 項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取 引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品 市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等 のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28 条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市 場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。)にお ける取引の停止その他やむを得ない事情があるとき は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、お よびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消す ことができます。
- ⑥ 第2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契 約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権 の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期 間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、 当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替 の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、 当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減 第16条 委託者は、信託金を、主としてアムンディ・ジャパ 少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につ き、その備える振替口座簿に記載または記録するも のとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口 座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先 口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関 等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたが い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記 載または記録が行なわれるよう通知するものとしま す。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受 益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録さ れている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振 替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等にお いて、委託者が必要と認めるときまたはやむをえな い事情があると判断したときは、振替停止日や振替 停止期間を設けることができます。

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への 記載または記録によらなければ、委託者および受託 者に対抗することができません。

- 取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行 第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨 表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるもの とします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信 託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定め るものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引 (金融商品取引法第2条第 20項に規定するものをいいます。) にかかる権 利のうち、次に掲げる権利
- (1)有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8 項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。) にかかる権利
- (2)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28 条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下 同じ。) にかかる権利
- (3)有価証券オプション取引(金融商品取引法第28 条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下 同じ。) にかかる権利
- (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、 (1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にか
- (5)金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法 律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃 止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第 2条第1項に規定するものをいいます。) のうち 取引所金融先物取引等にかかる権利
- (6)第23条に定める取引にかかる権利
- ハ. 金銭債権
- 二. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産 イ. 為替手形

【運用の指図範囲】

- ン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受 託者として締結された親投資信託であるりそな・日 本株式インデックス・マザーファンド(以下「マザ ーファンド」といいます。)の受益証券および次の有 価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により 有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き ます。) に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券(金融商品 取引法第2条第1項第3号で定めるものをいい ます。)
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となっ た新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権 付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除

きます。)

- 法第2条第1項第4号で定めるものをいいま す。)
- 7. コマーシャル・ペーパー
- 8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新 株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新 株予約権証券
- 9. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証 券または証書で、前各号の証券または証書の性質 を有するもの
- 10. 指定金銭信託の受益証券 (金融商品取引法第2条 第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
- 11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
- 12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質 を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号の証 券または証書のうち第1号の証券または証書の性質 を有するものを以下「株式」といい、第2号から第 6号までの証券ならびに第9号の証券のうち第2号 から第6号までの証券の性質を有するものを以下 「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、 の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げ る権利を含みます。次項において同じ。)により運用 することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有【同一銘柄の転換社債等への投資制限】 するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、 償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用 上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項 の第1号から第6号までに掲げる金融商品により運 用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引 受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザー ファンドの信託財産に属する新株引受権証券および 新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属する とみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額 の100分の20を超えることとなる投資の指図をしま
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、 信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザ ーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資 産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【運用の基本方針】

6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引 第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定め る運用の基本方針にしたがって、その指図を行いま す。

【投資する株式等の範囲】

- 第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権 証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取 引所(この約款において、金融商品取引法第2条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引 法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市 場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の 売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もし くは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を 開設するものを「金融商品取引所」といいます。以 下同じ。) に上場されている株式の発行会社の発行す るもの、および金融商品取引所に準ずる市場におい て取引されている株式の発行会社の発行するものと します。ただし、株主割当または社債権者割当によ り取得する株式、新株引受権証券および新株予約権 証券については、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定 の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目 論見書等において上場または登録されることが確認 できるものについては、委託者が投資することを指 図することができるものとします。

【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】

- 次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項 第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権 証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファ ンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および 新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属する とみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額 の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしま
 - ② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、 信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザ ーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資 産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- 第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、 ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第 1 項第3号の財産が当該新株予約権付社債について の社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞ れ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にして いるもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3 第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権 付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」とい います。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に 属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付 社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした 額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、 信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザ ーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資 産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、 信用取引により株券を売り付けることの指図をする ことができます。なお、当該売り付けの決済につい ては、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うこ との指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価 証券の発行会社の発行する株券について行うことが できるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合 計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権 利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売り出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換 社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使によ り取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受 権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産 に属する新株予約権証券および新株予約権付社債 券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)【有価証券の貸付の指図および範囲】 の行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図】

- 第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証 券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イ に掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取 引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げる ものをいいます。) および有価証券オプション取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるも のをいいます。) ならびに外国の取引所におけるわが 国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引お よび有価証券オプション取引と類似の取引を行うこ との指図をすることができます。なお、選択権取引 は、オプション取引に含めるものとします(以下同 U.).
 - ② 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先 物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所【保管業務の委任】 の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

- 第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用な らびに価格変動リスクを回避するため、異なった受【有価証券の保管】 取り金利または異なった受取り金利とその元本を一 第26条 (削除) 定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取 【混蔵寄託】 引」といいます。)を行うことの指図をすることがで 第27条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法 きます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約 期限が、原則として第4条に定める信託期間を超え ないものとします。ただし、当該取引が当該信託期 間内で全部解約が可能なものについてはこの限りで はありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に かかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファ ンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の 総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計

- 額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」とい います。以下同じ。)が、信託財産の純資産総額を超 えないものとします。なお、信託財産の一部解約等 の事由により、当該純資産総額が減少して、スワッ プ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額 を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、 その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約 を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるス ワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属す るとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に かかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファ ンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属 するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗 じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市 場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するもの とします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供 あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提 供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、 信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範 囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時 価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計 額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債 の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社 債の額面金額の合計額の 50%を超えないものと します。
 - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合 には、委託者は速やかに、その超える額に相当する 契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めた ときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似 第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する 資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに 充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契 約を締結し、これを委任することができます。

第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者お よび外国の法令に準拠して設立された法人でこの者 に類する者をいいます。以下本条において同じ。)か ら、売買代金および償還金等について円貨で約定し 円貨で決済する取引により取得した外国において発 行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関 または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管 機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義 で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第28条 信託の登記または登録をすることができる投資信託 財産については、信託の登記または登録をすること とします。ただし、受託者が認める場合は、信託の 登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために 委託者または受託者が必要と認めるときは、速やか に登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることが できる信託財産については、信託財産に属する旨の 記載または記録をするとともに、その計算を明らか にする方法により分別して管理するものとします。 ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らか 第34条 この信託の計算期間は、毎年11月20日から翌年11 にする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別す ることができる方法によるほか、その計算を明らか にする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益 証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価 証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第30条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益【信託財産に関する報告】 却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分 配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金お よびその他の収入金を再投資することの指図ができ ます。

【資金の借入れ】

- 第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の【信託事務等の諸費用】 当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借 入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金 借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。) の指 図をすることができます。なお、当該借入金をもっ て有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間 は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で 保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間ま たは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で 保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もし くは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で 保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が【信託報酬等の額】 は当該有価証券等の売却代金、金融商品の解約代金 および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。 ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日にお ける信託財産の純資産総額の10%を超えないことと します。
 - ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた 利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、 第 38 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次 新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申

- 出があるときは、受託者は、資金の立替えをするこ とができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式 の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の 配当金およびその他の未収入金で、信託終了日まで にその金額を見積りうるものがあるときは、受託者 がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができ
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託 者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定め ます。

【信託の計算期間】

- 月19日までとすることを原則とします。ただし、第 1計算期間は平成16年11月19日から平成17年11 月21日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終 了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が 休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営 業日とし、その翌日より次の計算期間が開始される ものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、 第4条に定める信託期間の終了日とします。

- 証券にかかる信託契約の一部解約金、有価証券の売 第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産 に関する報告書を作成して、これを委託者に提出し ます。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託 財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提 出します。

- 安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手 第 36 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸 費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託 財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にか かる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」とい います。) は、受益者の負担とし、信託財産中から支 弁します。
 - ② 信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、第34条に規 定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総 額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最 初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了 のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する 金額とともに信託財産中より支弁するものとします。

- 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額 第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条 に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資 産総額に年 10,000 分の 60 の率を乗じて得た額とし ます。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了 日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財 産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間 の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額 を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

【収益分配】

の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およ びこれ等に類する収益から支払利息を控除した額 (以下「配当等収益」といいます。) は、諸経費、 信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に 相当する金額を控除した後、その残額を受益者に 分配することができます。なお、次期以降の分配 金にあてるため、その一部を分配準備積立金とし て積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売 買益」といいます。) は、諸経費、信託報酬および 当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を 控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売 買益をもって補てんした後、受益者に分配するこ とができます。なお、次期以降の分配にあてるた め、分配準備積立金として積み立てることができ ます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、 次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

- 第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委 託者の指定する日から、毎計算期間の末日において 振替機関等の振替口座簿に記載または記録されてい る受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日 受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる 計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込 代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または 記録されている受益権については原則として取得申 込者とします。) に支払います。なお、平成19年1 月4日以降においても、第41条に規定する時効前の 収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその 効力を有するものとし、当該収益分配交付票と引き 換えに受益者に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づい て収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託 者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことに より、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に 収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場【収益分配金および償還金の時効】 合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分 配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じ たものとします。当該申込により増加した受益権は、 第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載 または記録されます。ただし、第42条第3項により 信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰 属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じ て受益者に支払います。
 - 受益者に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数 について、あらかじめ前項の収益分配金の再投資に かかる受益権の取得の申込みを中止することを申し 出た場合においては、当該受益権に帰属する収益分 配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。
 - ④ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定 する日から、信託終了日において振替機関の振替口 座簿に記載または記録されている受益者(信託終了 日以前において一部解約が行なわれた受益権にかか

- る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に 設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定 販売会社の名義で記載または記録されている受益権 については原則として取得申込者とします。)に支払 います。なお、当該受益者は、その口座が開設され ている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還 をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口 数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法 の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当 該口数の減少の記載または記録が行なわれます。ま た、受益証券を保有している受益者に対しては、償 還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定す る日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払い
- ⑤ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算 して、原則として 5 営業日目から受益者に支払いま
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解 約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において 行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益 調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権 の価額等に応じて計算されるものとします。

以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに 関する受託者の免責】

- 第40条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計 算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了 時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除 した額をいいます。以下同じ。) については第39条 第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解 約金については第39条第5項に規定する支払日まで に、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い 込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金 口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払 い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その 責に任じません。

第41条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に 規定する支払開始日から5年間その支払いを請求し ないとき、ならびに信託終了による償還金について は第39条第4項に規定する支払開始日から10年間 その支払いを請求しないときは、その権利を失い、 委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に 帰属します。

【信託の一部解約】

- ③ 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、前項の 第42条 受益者(指定販売会社を含みます。)は、自己に帰 属する受益権につき、委託者に1万口単位(別に定 める契約にかかる受益権または指定販売会社に帰属 する受益権については 1 口単位) をもって一部解約 の実行を請求することができます。
 - ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかか る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指 定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものと します。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約 金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行

- の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求 については、振替受益権となることが確実な受益証 券をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付 けた場合には、この信託契約の一部を解約します。 なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者 は、その口座が開設されている振替機関等に対して 当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約 を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にか かる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うもの とし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口【信託契約に関する監督官庁の命令】 れます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価 額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品市場における取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部 解約の実行の請求の受付を中止することができます。【委託者の登録取消等に伴う取扱い】
- た場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当 日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、 受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場 合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付 中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部 解約の実行の請求を受付けたものとし、第4項の規 定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第43条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録 第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することが されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の 受付け、一部解約金および償還金の支払い等につい ては、この約款によるほか、民法その他の法令にし たがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第44条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】 契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 第 48 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任す 億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契 約を解約することが受益者のため有利であると認め るとき、もしくはやむを得ない事情が発生したとき は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、 信託を終了させることができます。この場合におい て、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を 監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約 しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した【信託約款の変更】 して交付します。ただし、この信託契約にかかるす べての受益者に対して書面を交付したときは、原則 として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者 は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき 旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らない ものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権 の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、 第1項の信託契約の解約を行いません。
 - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととした

- ときは、解約しない旨およびその理由を公告し、か つ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益 者に対して交付します。ただし、すべての受益者に 対して書面を交付したときは、原則として、公告を 行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照 らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であ って、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公 告および書面の交付を行うことが困難な場合には適 用しません。

- 座において当該口数の減少の記載または記録が行わ 第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令 を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を 解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款 を変更しようとするときは、第49条の規定にしたが

- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止され 第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解 散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、 この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約 に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引 き継ぐことを命じたときは、この信託は第49条第4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と 受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- あり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲 渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継 させることがあり、これに伴い、この信託契約に関 する事業を承継させることがあります。

- ることができます。受託者がその任務に背いた場合、 その他重要な事由が生じたときは、委託者または受 益者は、裁判所に受託者の解任を請求することがで きます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受 託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にし たがい、新受託者を選任します。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- 書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対 第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときま たはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と 合意のうえ、この信託約款を変更することができる ものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および その内容を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大 なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨 およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記 載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益 者に対して交付します。ただし、この信託約款にか かるすべての受益者に対して書面を交付したときは、 原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権 の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、 第1項の信託約款の変更を行いません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第 50 条 第 44 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 44 条 第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、第 44 条 第 2 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

【公告】

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞 に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第 52 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、 委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第1条 第39条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税 法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の 信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則 として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、 同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の 価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受 益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により 加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし ます。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11 条、第13条から第18条の規定および受益権と読み 替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむ を得ない事情等により受益証券を発行する場合には、 なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成16年11月19日

委託者 東京都中央区日本橋兜町5番1号 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号 りそな信託銀行株式会社



ASSET MANAGEMENT アムンディ アセットマネジメント



りそな・TOPIXオープン

追加型投信/国内/株式/インデックス型

投資信託説明書 (請求目論見書) 2010年7月

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

アムンディ・ジャパン株式会社

- 1. 「りそな・TOPIXオープン」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年 法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成22年2月19日に関東財務局長に提出 しており、平成22年2月20日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定 により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年7月1日に関東財務局長に提出しております。
- 2. この投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
- 3. 「りそな・TOPIXオープン」の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。

<お知らせ>

委託会社は平成22年7月1日付けで、商号を「ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社」から「アムンディ・ジャパン株式会社」に変更いたしました。

なお、同日以前の記載内容につきましては、変更前の委託会社の商号を使用しております。



ASSET MANAGEMENT

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日平成22年 2月19日発 行 者 名アムンディ・ジャパン株式会社代表者の役職氏名代表取締役社長クリスチャン・ロメイヤー本店の所在の場所東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称

募集内国投資信託受益証券の 金額

有価証券届出書の写しを 縦 覧 に 供 す る 場 所

りそな・TOPIXオープン

募集総額:上限3,000億円

該当事項はありません

目次

第 1	ファンドの沿革	 1
第 2	手続等	 1
1	申込(販売)手続等	 1
2	換金(解約)手続等	 2
第 3	管理及び運営	 3
1	資産管理等の概要	 3
2	受益者の権利等	 7
第 4	ファンドの経理状況	 8
1	財務諸表	 11
2	ファンドの現況	 49
第 5	設定及び解約の実績	 49

第1 ファンドの沿革

平成 16 年 11 月 19 日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2 手続等

1 申込 (販売) 手続等

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行い ます。ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの 取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の 口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行 われます。取得申込みの受付けは、原則として営業日の午後3時(わが国の金融商品市場(本書 において、金融商品取引法第2条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第 2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等 のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を 行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。)が半休日の場合は午前 11 時)までとし、 受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の 支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うこと ができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿 への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしま す。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、そ の備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた 受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかか る信託を設定した旨の通知を行います。
- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の基準価額とします。 基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより 知ることができます。

お問い合わせは

アムンディ・ジャパン株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先:フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

インターネットでのお問い合わせ先:ホームページアドレス:www.amundi.co.jp

- (3) 最低申込口数および申込単位は、販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と収益分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。各申込コースの申込単位は販売会社が定めるものとします。ただし、販売会社によって取り扱う申込コース、申込単位および名称が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社(販売会社については上記のお問い合わせ先にご照会ください。)へお問い合わせください。
- (4) 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コー

ス」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

(5) 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことまたはその両方を行うことができるものとします。

2 換金 (解約) 手続等

(1) 換金の請求を行う受益者(販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求(以下「解約請求」といいます。)を行うことで換金ができます。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約請求のお申込みの受付は原則として各営業日の午後3時(わが国の金融商品市場が半休日の場合は午前11時)までに行われ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。

- (2) 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (4) 解約の価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の営業日の基準価額とします。なお、解約代金は受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。なお、換金(解約)手数料はありません。
- (5) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約 請求の受付を中止することができます。
- (6) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の解約請求を 撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、 その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記(4) の規定に準じて計算された価額とします。
- (7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

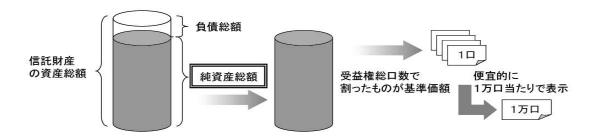
(1) 資産の評価

① 基準価額の計算方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。お問い合わせ先につきましては、「第2 手続等 1 申込(販売)手続等」をご参照ください。また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます(朝刊のオープン基準価格欄[アムンディ]にて[TOPIX]の略称で掲載されます。)。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。



③ 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1} は、原則として、受益者毎の信託 時の受益権の価額等^{※2} に応じて計算されるものとします。

- ※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ※2「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の 価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるもの とします。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

当ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、下記「(5) その他 ① 信託の終了」により信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

- ① 当ファンドの計算期間は、原則として毎年11月20日から翌年11月19日までとします。
- ② 計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

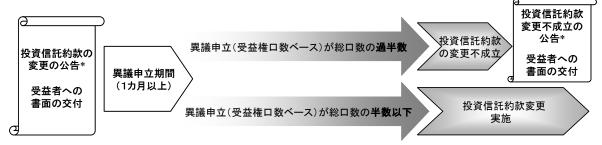
(5) その他

(1) 償還金

償還金は、信託終了日から後1カ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目)までに販売会社でお支払いを開始します。

②信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ) の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ)(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議 を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (二)(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ) から (ハ) の規定にしたがいます。
- (へ)(ハ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変

更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「②信託約款の変更」の(イ)から(二)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑤ 運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の 売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

⑥ 信託の終了

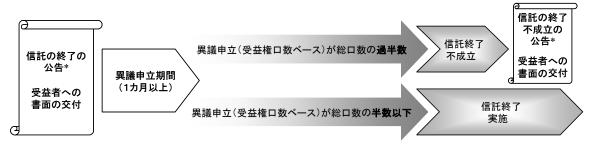
- (イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を 終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする 旨を監督官庁に届け出ます。
 - A. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
 - B. やむを得ない事情が発生したとき
 - C. 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数が 10 億口を下回ることとなったときや むを得ない事情が発生したとき

これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。 ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。 ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ)(イ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に 対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



- * 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。
- (ハ) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - A. 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
 - B. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
 - C. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「② 信託約款の変更 (二)」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

(二) 前記「④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(7) その他

- (イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- (ロ)ファンドの有価証券報告書を計算期間終了後3カ月以内に、半期報告書を計算期間の最初の 6ヶ月経過後3ヶ月以内に提出します。

また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム(EDINET)によって提出されており、同庁が提供するホームページ(http://info.edinet-fsa.go.jp/)にて閲覧することができます。

(ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信 託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかか る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 受益者の権利等

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。ただ し、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これ に相当する金銭は委託会社に帰属します。

ファンドの受益権は、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することが できます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。 ただし、受益者が支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、 これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に 関する書類の閲覧を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、 第4期計算期間(平成19年11月20日から平成20年11月19日まで)及び第5期計算期間(平成20 年11月20日から平成21年11月19日まで)については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、 改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第4期計算期間(平成19年11月20日から平成20年11月19日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第5期計算期間(平成20年11月20日から平成21年11月19日まで)については同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成19年11月20日から平成20年11月19日まで)及び第5期計算期間(平成20年11月20日から平成21年11月19日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成21年1月16日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・TOPIXオープンの平成19年11月20日から平成20年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、りそな・TOPIXオープンの平成20年11月19日現在の信託財産の 状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に 表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務 執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成22年1月12日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 電井 他

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、 「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・TOPIXオープンの平成20年11月 20日から平成21年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益 及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任 は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することに ある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を 行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な 保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針 及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表 の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理 的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、りそな・TOPIXオープンの平成21年11月19日現在の信託財産の 状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に 表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務 執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

> 以 上

1 財務諸表

りそな・TOPIXオープン

(1) 貸借対照表

(単位:円)

期	別	第		第	<u>(平位・11)</u> 5期
			1月19日現在)		1月19日現在)
科目		金	額	金	額
資産の部					
流動資産					
コール・ローン			67, 747, 535		9, 023, 180
親投資信託受益証券		1, 4	34, 044, 636	1, 66	9, 807, 093
未収入金			_		5, 800, 000
未収利息			371		12
差入委託証拠金			33, 820, 000		_
流動資産合計		1, 5	35, 612, 542	1, 68	4, 630, 285
資産合計		1, 5	35, 612, 542	1, 68	4, 630, 285
負債の部					
流動負債					
派生商品評価勘定			27, 340, 000		_
未払解約金			1, 127, 076		6, 411, 402
未払受託者報酬			1, 065, 186		971, 350
未払委託者報酬			5, 325, 845		4, 856, 678
その他未払費用			53, 196		1, 725, 541
流動負債合計			34, 911, 303	1	3, 964, 971
負債合計			34, 911, 303	1	3, 964, 971
純資産の部					
元本等					
元本		1, 9	66, 949, 659	2, 13	7, 751, 600
剰余金					
期末剰余金又は期末欠損金	(\triangle)	$\triangle 4$	66, 248, 420	△46	7, 086, 286
(分配準備積立金)			67, 618, 738	7	8, 822, 850
元本等合計		1, 5	00, 701, 239	1, 67	0, 665, 314
純資産合計		1, 5	00, 701, 239	1, 67	0, 665, 314
負債純資産合計		1, 5	35, 612, 542	1, 68	4, 630, 285

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

		(単位:円)
期別	第4期	第5期
	自 平成19年11月20日	自 平成20年11月20日
	至 平成20年11月19日	至 平成21年11月19日
科目	金額	金額
営業収益		
受取利息	691, 742	33, 112
有価証券売買等損益	$\triangle 974, 148, 907$	42, 182, 457
派生商品取引等損益	△61, 600, 000	7, 446, 600
営業収益合計	$\triangle 1,035,057,165$	49, 662, 169
営業費用		
受託者報酬	2, 323, 665	1, 777, 151
委託者報酬	11, 618, 191	8, 885, 639
その他費用	116, 060	1, 765, 765
営業費用合計	14, 057, 916	12, 428, 555
営業利益又は営業損失(△)	$\triangle 1,049,115,081$	37, 233, 614
経常利益又は経常損失(△)	$\triangle 1,049,115,081$	37, 233, 614
当期純利益又は当期純損失(△)	$\triangle 1,049,115,081$	37, 233, 614
一部解約に伴う当期純利益金額の分配		
額又は一部解約に伴う当期純損失金額	$\triangle 39, 528, 551$	15, 475, 139
の分配額(△)		
期首剰余金又は期首欠損金(△)	634, 471, 092	$\triangle 466, 248, 420$
剰余金増加額又は欠損金減少額	_	61, 550, 069
当期一部解約に伴う剰余金増加額又		61 550 060
は欠損金減少額		61, 550, 069
剰余金減少額又は欠損金増加額	91, 132, 982	84, 146, 410
当期一部解約に伴う剰余金減少額又	07 079 964	
は欠損金増加額	87, 273, 364	_
当期追加信託に伴う剰余金減少額又	9 050 610	04 146 410
は欠損金増加額	3, 859, 618	84, 146, 410
分配金	_	_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 466, 248, 420$	$\triangle 467,086,286$

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	第4期	第5期
	自 平成19年11月20日	自 平成20年11月20日
項目	至 平成20年11月19日	至 平成21年11月19日
1. 運用資産の評価基 (1)親投資信託受益証券		親投資信託受益証券
準及び評価方法	基準価額で評価しております。	同左
	(2) 先物取引	
	国内先物の評価においては、金融	
	商品取引所の発表する計算日の清	
	算値段を用いております。	
2. 費用・収益の計上	有価証券売買等損益、派生商品取引	有価証券売買等損益、派生商品取引
基準	等損益の計上基準	等損益の計上基準
	約定日基準で計上しております。	同左
3. その他	当ファンドの計算期間は平成19	当ファンドの計算期間は平成20
	年11月20日から平成20年11月19日	年11月20日から平成21年11月19日
	までとなっております。	までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第4期		第5期	
(平成20年11月19日現	在)	(平成21年11月19日現	(在)
1. 計算期間の末日における受益権	権の総数	1.計算期間の末日における受益	権の総数
1,96	66, 949, 659 □	2, 13	37, 751, 600 □
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10 号に規定する額 元本の欠損 466,248,420円		2. 投資信託財産計算規則第55条 号に規定する額 元本の欠損 46	eの6第1項第10 67, 086, 286円
3. 計算期間の末日における1単位 産の額	当たりの純資	3. 計算期間の末日における1単位 産の額	立当たりの純資
1口当たり純資産額	0.7630円	1口当たり純資産額	0.7815円
(10,000口当たり純資産額	7,630円)	(10,000口当たり純資産額	7,815円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期	第5期
自 平成19年11月20日	自 平成20年11月20日
至 平成20年11月19日	至 平成21年11月19日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期(自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日) 該当事項はありません。

第5期(自 平成20年11月20日 至 平成21年11月19日) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第4期(自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日) 該当事項はありません。

第5期(自 平成20年11月20日 至 平成21年11月19日) 該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第4期		第5期	
自 平成19年11月20日		自 平成20年11月20日	
至 平成20年11月19日		至 平成21年11月19日	
期首元本額	1, 942, 684, 055円	期首元本額	1, 966, 949, 659円
期中追加設定元本額 294,782,490円		期中追加設定元本額	434, 189, 691円
期中一部解約元本額 270,516,886円		期中一部解約元本額	263, 387, 750円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

		第4	1期	第5	5期
		自 平成19	年11月20日	自 平成20	年11月20日
		至 平成20年11月19日		至 平成21	年11月19日
種	類	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)
立日 七几 ※	 資信託	(円)	計価左領(円)	(円)	計価定領(円)
		1, 434, 044, 636	$\triangle 943, 337, 522$	1, 669, 807, 093	35, 763, 333
又血	証券				
合	計	1, 434, 044, 636	\triangle 943, 337, 522	1, 669, 807, 093	35, 763, 333

3. デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

第4期 第5期 自 平成19年11月20日 自 平成20年11月20日 至 平成20年11月19日 至 平成21年11月19日

1. 取引の内容

当ファンドが利用しているデリバティブ 取引は株価指数先物取引であります。

2. 取引に対する取り組み方針と利用目的

当該デリバティブ取引は、信託財産が運用 対象とする資産の価格変動リスクの低減 及び信託財産に属する資産の効率的な運 用に資することを目的とし、信託約款及び デリバティブ取引に関する社内基準に従 って行なわれております。

3. 取引に係るリスクの内容

株価指数先物取引は価格変動リスクを有 しております。

当ファンドは主として国内の大手金融機関を相手方としてデリバティブ取引を行っており、相手方の契約不履行に係る信用リスクは低いと判断しております。

4. 取引に係るリスクの管理体制

当ファンドにおけるデリバティブ取引の 管理については、取引限度額等を定めた投 資信託約款に従い、トレーディング部が運 用担当者の指図のもと行っています。ま た、取引の相手先については、当社のクレ ジット委員会によって承認された金融機 関のみとなっています。取引についても、 信託約款に定められた適切な水準を保っ ているか等を運用部門から独立した運用 審査部がモニターし、異常な水準に達しそ うな場合、または達した場合は、注意・警 告を発し、適切な対応を促すとともに重要 な案件については当社のリスク・コンプラ イアンス委員会で報告されます。 1. 取引の内容

2. 取引に対する取り組み方針と利用目的

3. 取引に係るリスクの内容

4. 取引に係るリスクの管理体制

_

2. 取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	第4期 (平成20年11月19日現在)				
	7里共	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)	
市場取引	株価指数先物取引					
111900 400 31	買建	93, 300, 000	_	65, 960, 000	△27, 340, 000	
合	計	93, 300, 000	_	65, 960, 000	△27, 340, 000	

第5期(平成21年11月19日現在)

該当事項はありません。

(注) 時価の算定方法

先物取引

- 1. 国内先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2. 先物取引の評価においては、当該金融商品取引所の発表する計算日の清算値段を用いています。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年11月19日現在)

			(/4/401 11/110	/ 1 1 1 1 1
種類	銘柄	口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	りそな・日本株式インデックス・ マザーファンド	2, 128, 769, 880	1, 669, 807, 093	
小 計	銘柄数:1		1, 669, 807, 093	
	組入時価比率:99.9%		100%	
合 計			1, 669, 807, 093	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

参考

りそな・日本株式インデックス・マザーファンド

当ファンドは「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の状況以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位:円)

-	(単位:円)
対象年月日	(平成21年11月19日現在)
科目	金 額
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1, 365, 382, 267
株式	41, 830, 643, 850
新株予約権証券	184, 000
未収配当金	270, 617, 970
未収利息	1,870
差入委託証拠金	126, 810, 000
流動資産合計	43, 593, 639, 957
資産合計	43, 593, 639, 957
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	90, 045, 800
未払金	1, 124, 200
未払解約金	23, 850, 000
流動負債合計	115, 020, 000
負債合計	115, 020, 000
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	55, 427, 398, 667
剰余金	
欠損金	11, 948, 778, 710
純資産合計	43, 478, 619, 957
負債・純資産合計	43, 593, 639, 957

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	自 平成20年11月20日
項目	至 平成21年11月19日
1. 運用資産の評価基	(1)株式、新株予約権証券
準及び評価方法	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終
	相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価
	しております。
	(2) 先物取引
	国内先物の評価においては、金融商品取引所の発表する計算日の清算
	値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基	(1)受取配当金の計上基準
準	受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額
	又は予想配当金額を計上しております。
	(2)有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準
	約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

<u>(</u> その他の注記)	
(平成21年11月19日現在)	
1. 期首	平成20年11月20日
期首元本額	39, 332, 086, 913円
期首より平成21年11月19日までの期中追加設定元本額	21, 916, 124, 331円
期首より平成21年11月19日までの期中一部解約元本額	5,820,812,577円
期末元本額	55, 427, 398, 667円
期末元本額の内訳※	
りそな・TOPIXオープン	2, 128, 769, 880円
SG 日本株式インデックスVA (適格機関投資家専用)	2,743,963,590円
SG 日本株式インデックスVAT (適格機関投資家限定)	15, 518, 399, 579円
SG 日本株式インデックスVAI (適格機関投資家専用)	2, 488, 933, 756円
SG 日本株式インデックスVAD (適格機関投資家専用)	11, 108, 364, 131円
SG 日本株式インデックスVAD2 (適格機関投資家専用)	21, 438, 967, 731円
2. 元本の欠損の額	11, 948, 778, 710円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.7844円
(10,000口当たり純資産額	7,844円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表 (1) 株式

(平成21年11月19日現在)

	T	1	(平成21年11月19日現在 (平成21年11月19日現在		
通貨	銘柄	株式数		額(円)	備考
			単価	金額	
日本円	極洋	18, 000	171.00	3, 078, 000	
	日本水産	45, 800	253. 00	11, 587, 400	
	マルハニチロホールディングス	90,000	131.00	11, 790, 000	
	サカタのタネ	8, 400	1, 348. 00	11, 323, 200	
	ホクト	4, 700	1, 866. 00	8, 770, 200	
	住石ホールディングス	13,000	90.00	1, 170, 000	
	日鉄鉱業	11,000	379.00	4, 169, 000	
	三井松島産業	20,000	155. 00	3, 100, 000	
	国際石油開発帝石	208	734, 000. 00	152, 672, 000	
	関東天然瓦斯開発	5,000	489. 00	2, 445, 000	
	石油資源開発	7, 200	4, 040. 00	29, 088, 000	
	ショーボンドホールディングス	4, 100	1, 497. 00	6, 137, 700	
	ダイセキ環境ソリューション	5	129, 200. 00	646,000	
	間組	18,600	76.00	1, 413, 600	
	東急建設	15, 170	228.00	3, 458, 760	
	コムシスホールディングス	18,600	870.00	16, 182, 000	
	ミサワホーム	5, 700	264.00	1, 504, 800	
	高松コンストラクショングループ	3, 500	1, 266. 00	4, 431, 000	
	東建コーポレーション	1,740	2, 675. 00	4, 654, 500	
	大成建設	194, 000	156.00	30, 264, 000	
	大林組	119,000	320.00	38, 080, 000	
	清水建設	119,000	310.00	36, 890, 000	
	飛島建設	125, 000	20.00	2, 500, 000	
	長谷工コーポレーション	226, 500	63.00	14, 269, 500	
	松井建設	5,000	351. 00	1, 755, 000	
	鹿島建設	187, 000	190.00	35, 530, 000	
	不動テトラ	32, 500	50.00	1, 625, 000	
	鉄建建設	27, 000	70.00	1, 890, 000	
	安藤建設	14,000	103.00	1, 442, 000	
	太平工業	6,000	307. 00	1, 842, 000	
	西松建設	57, 000	108. 00	6, 156, 000	
	三井住友建設	25, 900	69.00	1, 787, 100	
	前田建設工業	31, 000	227. 00	7, 037, 000	
	佐田建設	19,000	28. 00	532, 000	
	奥村組	40,000	294. 00	11, 760, 000	
	東鉄工業	5,000	483. 00	2, 415, 000	
	淺沼組	14, 000	59.00	826, 000	
	戸田建設	49,000	272. 00	13, 328, 000	
	熊谷組	36,000	53.00	1, 908, 000	
	青木あすなろ建設	3,000	494. 00	1, 482, 000	
	北野建設	10,000	217. 00	2, 170, 000	
	植木組	5, 000	108.00	540, 000	
	三井ホーム	6,000	418. 00	2, 508, 000	
	大作建設工業	6,000	591.00	3, 546, 000	
	ピーエス三菱	3, 300	297. 00	980, 100	
	大東建託	18, 200	3, 800. 00	69, 160, 000	
	新日本建設	6, 100	136. 00	829, 600	
	NIPPO	10,000	640.00	6, 400, 000	
	東亜道路工業	8,000	106.00	848, 000	
	前田道路	12,000	713. 00		
				8, 556, 000	
	日本道路	12,000	205. 00	2, 460, 000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
四月			単価	金額	加与
	東亜建設工業	37, 000	86.00	3, 182, 000	
	若築建設	27, 000	42.00	1, 134, 000	
	東洋建設	60,000	39.00	2, 340, 000	
	五洋建設	47, 000	93.00	4, 371, 000	
	大林道路	5, 000	125.00	625, 000	
	福田組	7, 000	158.00	1, 106, 000	
	住友林業	31, 400	620.00	19, 468, 000	
	日本基礎技術	6, 100	182.00	1, 110, 200	
	日成ビルド工業	15,000	46. 00	690,000	
	エス・バイ・エル	24, 000	38.00	912,000	
	巴コーポレーション	6, 700	197. 00	1, 319, 900	
	パナホーム	15,000	574. 00	8, 610, 000	
	大和ハウス工業	106, 000	893.00	94, 658, 000	
	ライト工業	10, 300	182. 00	1, 874, 600	
	積水ハウス	128, 000	749. 00	95, 872, 000	
	日特建設	11,000	33.00	363, 000	
	北陸電気工事コミューチュア	2,000	261. 00 557. 00	522, 000 2, 228, 000	
		4,000			
	コアテック 西部電気工業	7, 000 3, 000	493. 00 367. 00	3, 451, 000 1, 101, 000	
	四電工				
	中電工	3, 000 5, 800	484. 00 1, 253. 00	1, 452, 000	
	丁电上	19,000	526. 00	7, 267, 400 9, 994, 000	
	大明	5, 200	654.00	3, 400, 800	
	きんでん	27, 000	754. 00	20, 358, 000	
	東京エネシス	5, 000	683. 00	3, 415, 000	
	トーエネック	7,000	492.00	3, 444, 000	
	住友電設	3, 200	437. 00	1, 398, 400	
	日本電設工業	9,000	678. 00	6, 102, 000	
	協和エクシオ	14, 900	756. 00	11, 264, 400	
	新日本空調	3, 200	583. 00	1, 865, 600	
	東電通	7,000	156.00	1,092,000	
	日本電話施設	6,000	252. 00	1, 512, 000	
	九電工	9,000	498. 00	4, 482, 000	
	三機工業	10,000	623.00	6, 230, 000	
	日揮	42,000	1,715.00	72, 030, 000	
	中外炉工業	15,000	230.00	3, 450, 000	
	ヤマト	4,000	299.00	1, 196, 000	
	太平電業	6,000	927.00	5, 562, 000	
	高砂熱学工業	12,000	713.00	8, 556, 000	
	三晃金属工業	6, 000	202.00	1, 212, 000	
	NECネッツエスアイ	3, 200	1,054.00	3, 372, 800	
	朝日工業社	5,000	348.00	1,740,000	
	大氣社	6, 100	1, 200. 00	7, 320, 000	
	ダイダン	5,000	429.00	2, 145, 000	
	日比谷総合設備	6,000	767.00	4, 602, 000	
	東芝プラントシステム	7,000	1, 103. 00	7, 721, 000	
	東洋エンジニアリング	28, 000	279.00	7, 812, 000	
	千代田化工建設	34, 000	687.00	23, 358, 000	
	新興プランテック	7,600	824. 00	6, 262, 400	
	日本製粉	27, 000	454.00	12, 258, 000	
	日清製粉グループ本社	41, 500	1, 196. 00	49, 634, 000	
	日東富士製粉	3, 000	329.00	987, 000	
	昭和産業	19,000	289. 00	5, 491, 000	
	鳥越製粉	3, 900	799. 00	3, 116, 100	

通貨	銘柄	株式数	評価	額(円)	備考
心見		小八数	単価	金額	加与
	協同飼料	16, 000	109. 00	1, 744, 000	
	中部飼料	4,000	789. 00	3, 156, 000	
	日本配合飼料	15, 000	98.00	1, 470, 000	
	ユニ・チャーム ペットケア	2, 700	3, 130. 00	8, 451, 000	
	東洋精糖	9,000	109. 00	981, 000	
	日本甜菜製糖	24, 000	219. 00	5, 256, 000	
	三井製糖	17, 000	299. 00	5, 083, 000	
	森永製菓	44, 000	191. 00	8, 404, 000	
	中村屋	10,000	459.00	4, 590, 000	
	江崎グリコ	17, 000	988. 00	16, 796, 000	
	名糖産業	2, 100	1, 229. 00	2, 580, 900	
	不二家	28, 000	133.00	3, 724, 000	
	山崎製パン	33,000	1, 065. 00	35, 145, 000	
	第一屋製パン	7, 000	96.00	672, 000	
	モロゾフ	7,000	296. 00	2, 072, 000	
	森永乳業	38, 000	417. 00	15, 846, 000	
	ヤクルト本社 明治ホールディングス	24, 400	2, 565. 00	62, 586, 000	
		13, 500	3, 440. 00	46, 440, 000	
	雪印メグミルク プリマハム	9, 600 24, 000	1, 535. 00 92. 00	14, 736, 000 2, 208, 000	
	日本ハム	32,000	1, 080. 00		
	伊藤ハム	29,000	314. 00	34, 560, 000 9, 106, 000	
	林兼産業	16,000	113. 00	1, 808, 000	
	丸大食品	18,000	286. 00	5, 148, 000	
	米久	4, 000	807. 00	3, 228, 000	
	S Foods	2, 500	796. 00	1, 990, 000	
	サッポロホールディングス	64,000	416.00	26, 624, 000	
	アサヒビール	79, 300	1, 523. 00	120, 773, 900	
	キリンホールディングス	186, 000	1, 393. 00	259, 098, 000	
	宝ホールディングス	36,000	523. 00	18, 828, 000	
	オエノンホールディングス	13,000	167. 00	2, 171, 000	
	メルシャン	13,000	195.00	2, 535, 000	
	養命酒製造	3,000	829.00	2, 487, 000	
	三国コカ・コーラボトリング	5, 400	720.00	3, 888, 000	
	コカ・コーラウエスト	11, 300	1, 539. 00	17, 390, 700	
	コカ・コーラ セントラル ジャパン	5, 100	1, 147. 00	5, 849, 700	
	ダイドードリンコ	1, 900	2, 630. 00	4, 997, 000	
	伊藤園	12, 700	1, 389. 00	17, 640, 300	
	キーコーヒー	3, 700	1, 560. 00	5, 772, 000	
	ユニカフェ	1, 200	575.00	690, 000	
	日清オイリオグループ	18,000	465.00	8, 370, 000	
	不二製油	11, 100	1, 417. 00	15, 728, 700	
	J-オイルミルズ	18,000	271.00	4, 878, 000	
	キッコーマン	35, 000	1, 024. 00	35, 840, 000	
	味の素	115, 000	800.00	92, 000, 000	
	キユーピー	23, 400	1, 013. 00	23, 704, 200	
	ハウス食品	16, 800	1, 331. 00	22, 360, 800	
	カゴメ	16, 400	1, 606. 00	26, 338, 400	
	焼津水産化学工業	2, 200	1, 060. 00	2, 332, 000	
	アリアケジャパン	3, 800	1, 380. 00	5, 244, 000	
	ニチレイ	48, 000	338. 00	16, 224, 000	
	東洋水産	19,000	2, 360. 00	44, 840, 000	
	日清食品ホールディングス	16, 100	3, 090. 00	49, 749, 000	
	永谷園	4, 000	856.00	3, 424, 000	
	フジッコ	5, 000	1, 016. 00	5, 080, 000	

通貨		株式数	評価額(円)		備考
	銘柄	1小工(数	単価	金額	畑勺
	ロック・フィールド	2, 200	1, 187. 00	2, 611, 400	
	日本たばこ産業	947	248, 100. 00	234, 950, 700	
	わらべや日洋	2, 400	1, 022. 00	2, 452, 800	
	なとり	1, 900	796.00	1, 512, 400	
	ミヨシ油脂	15, 000	126.00	1, 890, 000	
	片倉工業	4, 900	862.00	4, 223, 800	
	グンゼ	30,000	326.00	9, 780, 000	
	川島織物セルコン	16,000	59.00	944, 000	
	東洋紡績	143, 000	134. 00	19, 162, 000	
	ユニチカ	92, 000	63.00	5, 796, 000	
	富士紡ホールディングス	20,000	134. 00	2,680,000	
	日清紡ホールディングス	29, 000	748. 00	21, 692, 000	
	倉敷紡績	41,000	136.00	5, 576, 000	
	シキボウ	26, 000	153. 00	3, 978, 000	
	日本毛織	15, 000	526. 00	7, 890, 000	
	トーア紡コーポレーション	18, 000	58. 00	1, 044, 000	
	ダイドーリミテッド	5, 400	627. 00	3, 385, 800	
	帝国繊維	4,000	456. 00	1,824,000	
	帝人	150, 000	252. 00	37, 800, 000	
	東レ	265, 000	460.00	121, 900, 000	
	三菱レイヨン	98, 000	351.00	34, 398, 000	
	サカイオーベックス	13, 000	81.00	1, 053, 000	
	住江織物	11, 000	101.00	1, 111, 000	
	日本フエルト	2, 300	379.00	871, 700	
	イチカワ 日本バイリーン	3, 000	150.00	450, 000	
		6, 000	429. 00	2, 574, 000	
		10, 000	114.00	1, 140, 000	
	ダイニック	40, 000	105. 00 128. 00	4, 200, 000	
	クイーツク セーレン	8, 000 9, 900	556. 00	1, 024, 000	
	小松精練	7, 000	348. 00	5, 504, 400	
	ワコールホールディングス	24, 000	975. 00	2, 436, 000 23, 400, 000	
	オギメディカル	1, 900	4, 710. 00	8, 949, 000	
	サンエー・インターナショナル	2, 100	835. 00	1, 753, 500	
	レナウン	8, 500	134. 00	1, 139, 000	
	クラウディア	500	1, 201. 00	600, 500	
	三陽商会	19, 000	276. 00	5, 244, 000	
	ナイガイ	18, 000	40.00	720, 000	
	オンワードホールディングス	27, 000	532. 00	14, 364, 000	
	ゴールドウイン	10,000	138. 00	1, 380, 000	
	東京スタイル	15, 000	707. 00	10, 605, 000	
	デサント	11,000	449. 00	4, 939, 000	
	ヤマトインターナショナル	2, 800	349. 00	977, 200	
	特種東海ホールディングス	27, 000	221. 00	5, 967, 000	
	王子製紙	175, 000	364. 00	63, 700, 000	
	三菱製紙	57,000	108.00	6, 156, 000	
	北越紀州製紙	29,000	448.00	12, 992, 000	
	中越パルプ工業	17,000	158.00	2, 686, 000	
	巴川製紙所	7,000	179.00	1, 253, 000	
	大王製紙	18,000	705.00	12,690,000	
	日本製紙グループ本社	17,600	2, 270. 00	39, 952, 000	
	レンゴー	30,000	549.00	16, 470, 000	
	トーモク	13,000	193. 00	2, 509, 000	
	ザ・パック	2, 800	1, 309. 00	3, 665, 200	
•	クラレ	58,000	1, 018. 00	59, 044, 000	

通貨	銘柄	株式数		額(円)	備考
~= ~		P 11	単価	金額	VII. 3
	旭化成	230, 000	424. 00	97, 520, 000	
	共和レザー	2, 500	325. 00	812, 500	
	コープケミカル	6,000	128.00	768, 000	
	昭和電工	257, 000	147.00	37, 779, 000	
	住友化学	272, 000	345.00	93, 840, 000	
	日本化成	9,000	171.00	1, 539, 000	
	住友精化	8,000	317.00	2, 536, 000	
	日産化学工業	27,000	1, 174. 00	31, 698, 000	
	ラサ工業	16,000	78.00	1, 248, 000	
	クレハ	26, 000	412.00	10, 712, 000	
	テイカ	6,000	226.00	1, 356, 000	
	石原産業	72,000	62.00	4, 464, 000	
	片倉チッカリン	2,000	262.00	524, 000	
	日本曹達	26,000	316.00	8, 216, 000	
	東ソー	100, 000	215.00	21, 500, 000	
	トクヤマ	66,000	505.00	33, 330, 000	
	セントラル硝子	40,000	333.00	13, 320, 000	
	東亞合成	47, 000	309.00	14, 523, 000	
	ダイソー	18, 000	210.00	3, 780, 000	
	関東電化工業	10, 000	594. 00	5, 940, 000	
	電気化学工業	83, 000	366. 00	30, 378, 000	
	信越化学工業	65, 500	4, 680. 00	306, 540, 000	
	日本カーバイド工業	10,000	101.00	1, 010, 000	
	堺化学工業	15, 000	347. 00	5, 205, 000	
	エア・ウォーター	30,000	1, 067. 00	32, 010, 000	
	大陽日酸	56, 000	977. 00	54, 712, 000	
	日本化学工業	17, 000	178. 00	3, 026, 000	
	日本パーカライジング	10,000	952. 00	9, 520, 000	
	高圧ガス工業	7, 000	497. 00	3, 479, 000	
	チタン工業	5, 000	162. 00	810, 000	
	四国化成工業	6,000	479. 00	2, 874, 000	
	戸田工業	7, 000	760.00	5, 320, 000	
	ステラーケミファ	2,000	4, 100. 00	8, 200, 000	
	保土谷化学工業	9,000	218. 00	1, 962, 000	
	日本触媒	24,000	761. 00	18, 264, 000	
	大日精化工業	15, 000	302.00	4, 530, 000	
	入口相比工来 カネカ	53,000	576. 00	30, 528, 000	
	三菱瓦斯化学	67, 000	385. 00	25, 795, 000	
	三英比别化子	120, 000	223. 00	26, 760, 000	
	JSR	38, 800	1, 634. 00	63, 399, 200	
	東京応化工業	7, 100	1, 489. 00	10, 571, 900	
	東京応任工業 三菱ケミカルホールディングス	228, 000	294. 00	67, 032, 000	
	日本合成化学工業				
	日本合成化子工業 ダイセル化学工業	11, 000 50, 000	607. 00	6, 677, 000	
	ダイゼル化学工業 住友ベークライト		512. 00	25, 600, 000 14, 726, 000	
	住及ペークフィト 積水化学工業	37,000	398. 00		
	日本ゼオン	81,000	506. 00	40, 986, 000	
		37,000	365. 00	13, 505, 000	
	アイカ工業	10,600	913. 00	9, 677, 800	
	宇部興産	178, 000	206. 00	36, 668, 000	
	積水樹脂	5,000	709. 00	3, 545, 000	
	タキロン	10,000	237. 00	2, 370, 000	
	旭有機材工業	14, 000	202. 00	2, 828, 000	
	日立化成工業	18, 400	1, 680. 00	30, 912, 000	
	ニチバン	4, 000	291. 00	1, 164, 000	
	リケンテクノス	7,000	201.00	1, 407, 000	

通貨	数括	₩: \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	評価	額(円)	備考
进貝	銘柄	株式数	単価	金額	1佣-与
	大倉工業	10,000	250.00	2, 500, 000	
	積水化成品工業	12,000	392.00	4, 704, 000	
	群栄化学工業	11,000	197. 00	2, 167, 000	
	タイガースポリマー	2, 100	325.00	682, 500	
	日本カーリット	3, 400	394. 00	1, 339, 600	
	日本化薬	31,000	755.00	23, 405, 000	
	日本精化	3,600	737. 00	2, 653, 200	
	ADEKA	17, 100	763. 00	13, 047, 300	
	日油	35,000	353.00	12, 355, 000	
	ハリマ化成	3,000	493.00	1, 479, 000	
	花王	109, 100	2, 030. 00	221, 473, 000	
	第一工業製薬	7,000	240.00	1, 680, 000	
	三洋化成工業	12,000	465.00	5, 580, 000	
	大日本塗料	25,000	86.00	2, 150, 000	
	日本ペイント	36,000	508.00	18, 288, 000	
	関西ペイント	48, 000	724. 00	34, 752, 000	
	中国塗料	12,000	618. 00	7, 416, 000	
	日本特殊塗料	3, 100	325. 00	1, 007, 500	
	藤倉化成	5, 200	414. 00	2, 152, 800	
	太陽インキ製造	3, 200	2, 250. 00	7, 200, 000	
	DIC	130, 000	132. 00	17, 160, 000	
	サカタインクス	9,000	335. 00	3, 015, 000	
	東洋インキ製造	39,000	307. 00	11, 973, 000	
	富士フイルムホールディングス	84, 500	2, 460. 00	207, 870, 000	
	資生堂	72, 500	1, 667. 00	120, 857, 500	
	ライオン	49,000	444. 00	21, 756, 000	
	高砂香料工業	13,000	433. 00	5, 629, 000	
	マンダム	4,000	2, 295. 00	9, 180, 000	
	ミルボン	1, 900	2, 025. 00	3, 847, 500	
	ファンケル	8, 300	1,660.00	13, 778, 000	
	コーセー	6, 200	1, 867. 00	11, 575, 400	
		29	177, 000. 00	5, 133, 000	
	エステー	2, 600	1, 005. 00	2, 613, 000	
	コニシ	3, 200	825. 00	2, 640, 000	
	長谷川香料	5, 400	1, 156. 00	6, 242, 400	
	小林製薬	5, 900	3, 680, 00	21, 712, 000	
	荒川化学工業	3, 300	1, 005. 00	3, 316, 500	
	メック	3, 200	545. 00	1, 744, 000	
	日本高純度化学	11	264, 500. 00	2, 909, 500	
	荏原ユージライト	400	1, 602. 00	640, 800	
	アース製薬	3, 100	2, 855. 00	8, 850, 500	
	イハラケミカル工業	7,000	257. 00	1, 799, 000	
	北興化学工業	4,000	270.00	1, 080, 000	
	大成ラミック	1, 100	2, 125. 00	2, 337, 500	
	クミアイ化学工業	9,000	251. 00	2, 259, 000	
	日本農薬	10,000	500.00	5, 000, 000	
	アキレス	32,000	121. 00	3, 872, 000	
	有沢製作所	6,000	435. 00	2, 610, 000	
	日東電工	32, 900	2, 700. 00	88, 830, 000	
	レック	1, 200	1, 867. 00	2, 240, 400	
	アロン化成	3,000	354. 00	1, 062, 000	
	きもと	3, 700	920. 00	3, 404, 000	
	藤森工業	2, 900	1, 171. 00	3, 395, 900	
	前澤化成工業	3, 000	894. 00	2, 682, 000	
	JSP				
	Jor	2, 800	850.00	2, 380, 000	

通貨	銘柄	株式数		額(円)	備考
		1/N + \ 3 \ \	単価	金額	NH 7-7
	エフピコ	1, 900	4, 160. 00	7, 904, 000	
	天馬	3, 100	999. 00	3, 096, 900	
	信越ポリマー	7, 400	558. 00	4, 129, 200	
	東リ	10,000	156.00	1, 560, 000	
	ニフコ	8,800	1, 602. 00	14, 097, 600	
	日本バルカー工業	17, 000	151.00	2, 567, 000	
	日本マタイ	8,000	104.00	832, 000	
	ユニ・チャーム	7, 800	8, 460. 00	65, 988, 000	
	協和発酵キリン	51,000	948.00	48, 348, 000	
	武田薬品工業	149, 600	3, 550. 00	531, 080, 000	
	アステラス製薬	84, 100	3, 280. 00	275, 848, 000	
	大日本住友製薬	30, 300	911.00	27, 603, 300	
	塩野義製薬	57, 700	1, 828. 00	105, 475, 600	
	田辺三菱製薬	36, 000	1,060.00	38, 160, 000	
	わかもと製薬	4,000	305.00	1, 220, 000	
	あすか製薬	5,000	687. 00	3, 435, 000	
	日本新薬	9,000	1, 058. 00	9, 522, 000	
	中外製薬	42, 400	1, 663. 00	70, 511, 200	
	科研製薬	19,000	751.00	14, 269, 000	
	エーザイ	48, 600	3, 200. 00	155, 520, 000	
	ロート製薬	17,000	1, 093. 00	18, 581, 000	
	小野薬品工業	19,800	3, 920. 00	77, 616, 000	
	久光製薬	12,000	2, 970. 00	35, 640, 000	
	有機合成薬品工業	3,000	236. 00	708, 000	
	持田製薬	16,000	859.00	13, 744, 000	
	大正製薬	35, 000	1,601.00	56, 035, 000	
	参天製薬	12, 100	2, 725. 00	32, 972, 500	
	エスエス製薬	9,000	480.00	4, 320, 000	
	扶桑薬品工業	14, 000	266. 00	3, 724, 000	
	日本ケミファ ツムラ	6,000	259.00	1, 554, 000	
	フムノ キッセイ薬品工業	11,600	2, 795. 00	32, 422, 000	
	生化学工業	8, 000 7, 500	1, 807. 00 975. 00	14, 456, 000	
	生化子工素 栄研化学	,		7, 312, 500	
	日水製薬	3, 200 1, 600	864. 00 661. 00	2, 764, 800 1, 057, 600	
	鳥居薬品	2,600	1, 600. 00	4, 160, 000	
	東和薬品	2, 600	3, 930. 00	7, 860, 000	
	沢井製薬	2,600	4, 790. 00	12, 454, 000	
	ゼリア新薬工業	7, 000	880.00	6, 160, 000	
	第一三共	125, 400	1, 719. 00	215, 562, 600	
	キョーリン	11, 000	1, 337. 00	14, 707, 000	
	新日本石油	240, 000	381. 00	91, 440, 000	
	昭和シェル石油	38, 200	766. 00	29, 261, 200	
	コスモ石油	107, 000	203. 00	21, 721, 000	
	ニチレキ	5,000	337. 00	1, 685, 000	
	東燃ゼネラル石油	57, 000	771. 00	43, 947, 000	
	ユシロ化学工業	2, 200	1, 202. 00	2, 644, 400	
	新日鉱ホールディングス	152, 500	344. 00	52, 460, 000	
	AOCホールディングス	10,000	575. 00	5, 750, 000	
	出光興産	4,600	5, 750. 00	26, 450, 000	
	横浜ゴム	44, 000	337. 00	14, 828, 000	
	東洋ゴム工業	39,000	137. 00	5, 343, 000	
	ブリヂストン	123, 200	1, 413. 00	174, 081, 600	
	住友ゴム工業	29, 900	710.00	21, 229, 000	
	藤倉ゴム工業	2,700	332.00	896, 400	
		_,		550, 100	

通貨	銘柄	株式数		類(円)	備考
心员		7K2V3X	単価	金額	C. ttr
	オカモト	17, 000	346.00	5, 882, 000	
	フコク	1, 900	570.00	1, 083, 000	
	ニッタ	3, 900	1, 206. 00	4, 703, 400	
	東海ゴム工業	6, 700	939.00	6, 291, 300	
	三ツ星ベルト	11,000	308.00	3, 388, 000	
	バンドー化学	16,000	236.00	3, 776, 000	
	日東紡績	35, 000	157.00	5, 495, 000	
	旭硝子	194, 000	782.00	151, 708, 000	
	日本板硝子	119,000	234.00	27, 846, 000	
	石塚硝子	5,000	151.00	755, 000	
	日本山村硝子	16,000	283.00	4, 528, 000	
	日本電気硝子	69,000	991.00	68, 379, 000	
	オハラ	1,700	1, 269. 00	2, 157, 300	
	住友大阪セメント	71,000	145. 00	10, 295, 000	
	太平洋セメント	157, 000	100.00	15, 700, 000	
	デイ・シイ	4, 400	208. 00	915, 200	
	日本ヒューム	3, 000	249. 00	747, 000	
	日本コンクリート工業	6,000	116. 00	696, 000	
	東海カーボン	40,000	392. 00	15, 680, 000	
+	日本カーボン	22, 000	256. 00	5, 632, 000	
	東洋炭素	1, 900	3, 940. 00	7, 486, 000	
	ノリタケカンパニーリミテド	23,000	224. 00	5, 152, 000	
-	TOTO	62, 000	491.00		
	日本碍子	46, 000		30, 442, 000	
			1, 939. 00	89, 194, 000	
	日本特殊陶業	34, 000	950.00	32, 300, 000	
	MARUWA	1, 200	1,875.00	2, 250, 000	
	品川リフラクトリーズ	10,000	169. 00	1,690,000	
	黒崎播磨	9,000	141.00	1, 269, 000	
	東京窯業	4,000	189. 00	756, 000	
	ニッカトー	1,600	358. 00	572, 800	
	フジミインコーポレーテッド	3, 900	1, 216. 00	4, 742, 400	
	エーアンドエーマテリアル	10,000	54.00	540, 000	
	ニチアス	20, 000	300.00	6, 000, 000	
	ニチハ	4, 800	460.00	2, 208, 000	
	新日本製鐵	1, 118, 000	316.00	353, 288, 000	
	住友金属工業	728, 000	220.00	160, 160, 000	
	神戸製鋼所	550, 000	149. 00	81, 950, 000	
	日新製鋼	152, 000	128.00	19, 456, 000	
	中山製鋼所	20,000	120.00	2, 400, 000	
	合同製鐵	23, 000	202.00	4, 646, 000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	85, 400	2,885.00	246, 379, 000	
	東京製鐵	19, 700	1,032.00	20, 330, 400	
	共英製鋼	4,000	1,744.00	6, 976, 000	
	大和工業	10,000	2, 670. 00	26, 700, 000	
	東京鐵鋼	9,000	262.00	2, 358, 000	
	大阪製鐵	2, 700	1, 521. 00	4, 106, 700	
	淀川製鋼所	31,000	353.00	10, 943, 000	
	東洋鋼鈑	9,000	378.00	3, 402, 000	
	住友鋼管	2, 400	459. 00	1, 101, 600	
	丸一鋼管	11, 800	1, 618. 00	19, 092, 400	
+	モリ工業	6,000	205. 00	1, 230, 000	
	大同特殊鋼	66,000	280. 00	18, 480, 000	
	日本高周波鋼業	17, 000	84. 00	1, 428, 000	
	日/中川川以州木				
	日本金属工業	30,000	133.00	3, 990, 000	

通貨	銘柄	株式数	評価	額(円)	備考
	נזורוש	7/_\\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	単価	金額	NHI 17
	山陽特殊製鋼	22, 000	327. 00	7, 194, 000	
	愛知製鋼	23, 000	375.00	8, 625, 000	
	日立金属	24, 000	770.00	18, 480, 000	
	日本金属	11,000	127. 00	1, 397, 000	
	大平洋金属	30,000	592.00	17, 760, 000	
	日本電工	19,000	535.00	10, 165, 000	
	栗本鐵工所	22, 000	79.00	1, 738, 000	
	旭テック	25, 000	19.00	475, 000	
	日本鋳鉄管	4, 000	120.00	480, 000	
	三菱製鋼	26, 000	141.00	3, 666, 000	
	日亜鋼業	6,000	272. 00	1, 632, 000	
	日本精線	4, 000	223.00	892, 000	
	シンニッタン	3, 700	212. 00	784, 400	
	新家工業	10,000	128.00	1, 280, 000	
	日本軽金属	98, 000	81.00	7, 938, 000	
	大紀アルミニウム工業所	6, 000	196.00	1, 176, 000	
	三井金属鉱業	117, 000	209. 00	24, 453, 000	
	東邦亜鉛	21, 000	413.00	8, 673, 000	
	三菱マテリアル	226, 000	207. 00	46, 782, 000	
	住友金属鉱山	102, 000	1, 426. 00	145, 452, 000	
	DOWAホールディングス	47,000	477.00	22, 419, 000	
	古河機械金属	72,000	107.00	7, 704, 000	
	大阪チタニウムテクノロジーズ	4, 200	2, 170. 00	9, 114, 000	
	東邦チタニウム	7,000	1,006.00	7, 042, 000	
	住友軽金属工業	60,000	71.00	4, 260, 000	
	古河スカイ	18,000	113.00	2, 034, 000	
	古河電気工業	125, 000	336.00	42,000,000	
	住友電気工業	130, 300	1, 023. 00	133, 296, 900	
	フジクラ	60,000	405.00	24, 300, 000	
	三菱電線工業	28, 000	80.00	2, 240, 000	
	昭和電線ホールディングス	53,000	71.00	3, 763, 000	
	東京特殊電線	8,000	75.00	600,000	
	タツタ電線	8,000	210.00	1,680,000	
	日立電線	34,000	222.00	7, 548, 000	
	沖電線	5, 000	109.00	545, 000	
	平河ヒューテック	800	669.00	535, 200	
	リョービ	24, 000	201.00	4, 824, 000	
	アサヒホールディングス	6,000	1, 497. 00	8, 982, 000	
	稲葉製作所	2,000	900.00	1,800,000	
	宮地エンジニアリンググループ	14, 000	77.00	1, 078, 000	
	三協・立山ホールディングス	54, 000	75.00	4, 050, 000	
	トーカロ	2, 300	1, 226. 00	2, 819, 800	
	アルファCo	1, 300	508.00	660, 400	
	SUMCO	22, 800	1, 575. 00	35, 910, 000	
	川田テクノロジーズ	900	1,641.00	1, 476, 900	
	東洋製罐	30, 100	1, 397. 00	42, 049, 700	
	ホッカンホールディングス	9,000	215.00	1, 935, 000	
	コロナ	2,000	1, 190. 00	2, 380, 000	
	横河ブリッジホールディングス	8, 000	751.00	6, 008, 000	
	駒井鉄工	6,000	173.00	1, 038, 000	
	高田機工	4, 000	146.00	584, 000	
	三和ホールディングス	40,000	229.00	9, 160, 000	
	文化シヤッター	11,000	249.00	2, 739, 000	-
	住生活グループ	51, 300	1, 341. 00	68, 793, 300	
	日本フイルコン	2, 900	486.00	1, 409, 400	

通貨	銘柄	株式数		額(円)	備考
	海山(1)	7/LZ\ 9 X	単価	金額	NH 75
	ノーリツ	6, 500	1, 038. 00	6, 747, 000	
	長府製作所	4, 600	1,832.00	8, 427, 200	
	リンナイ	6, 800	4, 350. 00	29, 580, 000	
	ダイニチ工業	2, 200	587.00	1, 291, 400	
	日東精工	5,000	217.00	1, 085, 000	
	三洋工業	6,000	117. 00	702,000	
	岡部	8, 500	304.00	2, 584, 000	
	中国工業	7,000	82.00	574,000	
	東プレ	8, 200	731.00	5, 994, 200	
	高周波熱錬	6, 300	561.00	3, 534, 300	
	東京製綱	28,000	189. 00	5, 292, 000	
	パイオラックス	1,900	1, 440. 00	2, 736, 000	
	日本発條	28,000	750, 00	21, 000, 000	
	中央発條	6,000	251.00	1, 506, 000	
	アドバネクス	9,000	58.00	522, 000	
	三益半導体工業	3, 300	1, 074. 00	3, 544, 200	
	アタカ大機	2,000	200. 00	400,000	
	日本製鋼所	61,000	1, 071. 00	65, 331, 000	
	日立ツール	2, 500	819. 00	2, 047, 500	
	三浦工業	5, 800	2, 350. 00	13, 630, 000	
	タクマ	16,000	226. 00	3, 616, 000	
	ククマ ツガミ				
	オークマ	13,000	159. 00	2, 067, 000	
	東芝機械	28, 000	389. 00	10, 892, 000	
		22, 000	302. 00	6, 644, 000	
	アマダ	65, 000	500.00	32, 500, 000	
	アイダエンジニアリング	10,000	248. 00	2, 480, 000	
	牧野フライス製作所 オーエスジー	20,000	313. 00	6, 260, 000	
	1	17, 500	848. 00	14, 840, 000	
	ダイジェット工業	5, 000	130.00	650, 000	
	旭ダイヤモンド工業	11,000	540.00	5, 940, 000	
	森精機製作所	15, 900	896. 00	14, 246, 400	
	ディスコ	3, 800	4, 870. 00	18, 506, 000	
	日東工器	2, 500	1,811.00	4, 527, 500	
	豊和工業	24, 000	45.00	1, 080, 000	
	大阪機工	14, 000	61.00	854, 000	
	オーエム製作所	4,000	253.00	1, 012, 000	
	津田駒工業	12,000	93.00	1, 116, 000	
	エンシュウ	12,000	63.00	756, 000	
	島精機製作所	5, 100	1, 631. 00	8, 318, 100	
	日本スピンドル製造	6, 000	122.00	732, 000	
	日阪製作所	5, 000	907. 00	4, 535, 000	
	やまびこ	1,800	971.00	1, 747, 800	
	ペガサスミシン製造	4, 100	156.00	639, 600	
	ナブテスコ	17,000	985.00	16, 745, 000	
	三井海洋開発	2, 900	1, 722. 00	4, 993, 800	
	レオン自動機	4,000	238.00	952,000	
	SMC	12,600	9, 880. 00	124, 488, 000	
	新川	3, 400	1, 317. 00	4, 477, 800	
	ホソカワミクロン	7,000	307.00	2, 149, 000	
	ユニオンツール	2, 700	2, 230. 00	6, 021, 000	
	オイレス工業	4, 800	1, 219. 00	5, 851, 200	
	サトー	4, 600	943.00	4, 337, 800	
	日精樹脂工業	3, 300	234. 00	772, 200	
	ワイエイシイ	2,000	613.00	1, 226, 000	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_,		-,, 0	

通貨	銘柄	株式数		額(円)	備考
		1/1/LV 3 X	単価	金額	NH 77
	住友重機械工業	85,000	404. 00	34, 340, 000	
	日立建機	16, 400	2, 155. 00	35, 342, 000	
	月工	5, 000	231.00	1, 155, 000	
	巴工業	1,600	1, 232. 00	1, 971, 200	
	井関農機	41,000	285.00	11, 685, 000	
	TOWA	4, 700	732.00	3, 440, 400	
	丸山製作所	11,000	142.00	1, 562, 000	
	北川鉄工所	18,000	87.00	1,566,000	
	クボタ	162, 000	763.00	123, 606, 000	
	荏原実業 一葉ルエザ	1,000	1, 224. 00	1, 224, 000	
	三菱化工機	13,000	196. 00	2, 548, 000	
	月島機械	7,000	529.00	3, 703, 000	
		1, 400	1, 637. 00	2, 291, 800	
	東京機械製作所	12,000	103. 00	1, 236, 000	
	新東工業	8, 000 2, 300	621. 00 763. 00	4, 968, 000	
	磁台工業 アイチ コーポレーション	7, 100	332.00	1, 754, 900 2, 357, 200	
	/ イラーコーホレーション 小森コーポレーション	11, 300	963. 00	10, 881, 900	
	鶴見製作所	3,000	630.00	1,890,000	
	住友精密工業	6,000	238. 00	1, 428, 000	
	古人特色工業	7, 000	114. 00	798, 000	
	在月里工来	80,000	336.00	26, 880, 000	
	石井鐵工所	6,000	138. 00	828, 000	
	百月製	3, 900	1, 618. 00	6, 310, 200	
	ダイキン工業	44, 400	3, 210. 00	142, 524, 000	
	オルガノ	8,000	576. 00	4, 608, 000	
	トーヨーカネツ	22,000	177. 00	3, 894, 000	
	栗田工業	21,800	2, 790. 00	60, 822, 000	
	椿本チエイン	22,000	346.00	7, 612, 000	
	大同工業	7,000	137.00	959, 000	
	TCM	12,000	214.00	2, 568, 000	
	日本コンベヤ	13,000	67.00	871,000	
	木村化工機	3, 900	790.00	3, 081, 000	
	アネスト岩田	7,000	265.00	1, 855, 000	
	ダイフク	16,000	511.00	8, 176, 000	
	加藤製作所	10,000	145.00	1, 450, 000	
	油研工業	7,000	104.00	728, 000	
	タダノ	18,000	430.00	7, 740, 000	
	フジテック	11,000	468.00	5, 148, 000	
	シーケーディ	10,600	590.00	6, 254, 000	
	キトー	11	88, 800. 00	976, 800	
	平和	7, 700	855. 00	6, 583, 500	
	理想科学工業	3, 400	749. 00	2, 546, 600	
	SANKYO	11,000	4, 830. 00	53, 130, 000	
	日本金銭機械	3, 800	761. 00	2, 891, 800	
	マースエンジニアリング	1,800	2, 265. 00	4, 077, 000	
	福島工業	1, 100	801.00	881, 100	
	キヤノンファインテック	3, 300	1, 075. 00	3, 547, 500	
	アビリット	8,600	103.00	885, 800	
	ダイコク電機	1, 400	1, 523. 00	2, 132, 200	
	アマノ	11, 400	765. 00	8, 721, 000	
	JUKI	27, 000	75.00	2, 025, 000	
	サンデン	24, 000	203. 00	4, 872, 000	
	蛇の目ミシン工業	41,000	48.00	1, 968, 000	
	マックス	7,000	828. 00	5, 796, 000	

通貨	銘柄	株式数		額(円)	備考
- 四月		1/1 × 1/3/	単価	金額	NH 17
	グローリー	11, 500	1, 920. 00	22, 080, 000	
	大和冷機工業	5, 000	386.00	1, 930, 000	
	セガサミーホールディングス	42, 900	1, 122. 00	48, 133, 800	
	日本ピストンリング	16, 000	81.00	1, 296, 000	
	リケン	17, 000	270.00	4, 590, 000	
	帝国ピストンリング	5, 100	325.00	1, 657, 500	
	ホシザキ電機	8, 200	1, 142. 00	9, 364, 400	
	大豊工業	2, 900	556.00	1, 612, 400	
	日本精工	76, 000	572.00	43, 472, 000	
	NTN	88,000	332.00	29, 216, 000	
	ジェイテクト	36, 600	935.00	34, 221, 000	
	不二越	41,000	183.00	7, 503, 000	
	日本トムソン	14, 000	411.00	5, 754, 000	
	ТНК	25, 300	1, 420. 00	35, 926, 000	
	ユーシン精機	1, 900	1, 170. 00	2, 223, 000	
	前澤給装工業	1, 500	1, 307. 00	1, 960, 500	
	イーグル工業	5, 000	413.00	2, 065, 000	
	日本ピラー工業	5, 000	332.00	1,660,000	
	キッツ	19,000	419.00	7, 961, 000	
	日立工機	10, 900	948.00	10, 333, 200	
	マキタ	24, 700	2, 990. 00	73, 853, 000	
	日立造船	171, 500	123.00	21, 094, 500	
	三菱重工業	639, 000	292.00	186, 588, 000	
	IHI	278, 000	144. 00	40, 032, 000	
	イビデン	26, 700	2, 975. 00	79, 432, 500	
	コニカミノルタホールディングス	87, 000	823. 00	71, 601, 000	
	ブラザー工業	52, 700	935. 00	49, 274, 500	
	ミネベア	56,000	422.00	23, 632, 000	
	日立製作所	638, 000	251. 00	160, 138, 000	
	東芝	857, 000	461. 00	395, 077, 000	
	三菱電機	352, 000	601. 00	211, 552, 000	
	富士電機ホールディングス	105, 000	132. 00	13, 860, 000	
	東洋電機製造	8,000	655. 00	5, 240, 000	
	安川電機	44, 000	641. 00	28, 204, 000	
	シンフォニアテクノロジー	23, 000	177. 00	4,071,000	
	明電舎	37, 000	409. 00	15, 133, 000	
	オリジン電気	5, 000	196.00	980, 000	
	デンヨー	3, 800	637. 00	2, 420, 600	
	東芝テック	26, 000	323. 00	8, 398, 000	
	芝浦メカトロニクス	7, 000	258. 00	1, 806, 000	
	マブチモーター	5, 600	4, 150. 00	23, 240, 000	
	日本電産	18, 300	7, 000. 00	128, 100, 000	
	高岳製作所	17, 000	233. 00	3, 961, 000	
	ダイヘン	20,000	283. 00	5, 660, 000	
<u> </u>	JVC・ケンウッド・ホールディングス	155, 100	39.00	6, 048, 900	
	日新電機	7, 000	419. 00	2, 933, 000	
	大崎電気工業	6,000	733. 00	4, 398, 000	
	オムロン	45, 300	1, 468. 00	66, 500, 400	
	日東工業	6, 200	844. 00	5, 232, 800	
	IDEC	5, 400	551.00	2, 975, 400	
	エルピーダメモリ	39, 800			
	ジーエス・ユアサ コーポレーション	73, 000	1, 152. 00 666. 00	45, 849, 600	
	サクサホールディングス			48, 618, 000	
	•	10,000	160.00	1,600,000	
	メルコホールディングス	2, 100	1, 549. 00	3, 252, 900	
	テクノメディカ	3	266, 000. 00	798, 000	

通貨	銘柄	株式数	評価	額(円)	備考
		1/K Z \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	単価	金額	NH 17
	日本電気	385, 000	215. 00	82, 775, 000	
	富士通	392, 000	508. 00	199, 136, 000	
	沖電気工業	131, 000	73.00	9, 563, 000	
	岩崎通信機	18, 000	70.00	1, 260, 000	
	電気興業	11,000	379.00	4, 169, 000	
	サンケン電気	23, 000	247. 00	5, 681, 000	
	ナカヨ通信機	4, 000	139. 00	556, 000	
	アイホン	2, 700	1, 516. 00	4, 093, 200	
	NECエレクトロニクス	9,600	547. 00	5, 251, 200	
	セイコーエプソン	30, 300	1, 273. 00	38, 571, 900	
	ワコム	75	171, 100. 00	12, 832, 500	
	アルバック	6, 600	1, 815. 00	11, 979, 000	
	ナナオ	3, 200	2, 090. 00	6, 688, 000	
	日本信号	9, 600	750.00	7, 200, 000	
	京三製作所	9, 000	378.00	3, 402, 000	
	能美防災	5, 000	511.00	2, 555, 000	
	ホーチキ	3,000	458. 00	1, 374, 000	
	マスプロ電工	2, 700	827. 00	2, 232, 900	
	日本無線	14, 000	143.00	2,002,000	
	パナソニック	372, 100	1, 143. 00	425, 310, 300	
	シャープ	182, 000	998. 00	181, 636, 000	
	アンリツ	19,000	293. 00	5, 567, 000	
	富士通ゼネラル	10,000	257. 00	2, 570, 000	
	日立国際電気	10,000	589. 00	5, 890, 000	
	ソニー TDK	203, 100	2, 470. 00	501, 657, 000	
	TDK	19,600	4, 690. 00	91, 924, 000	
	帝国通信工業 三洋電機	8, 000 401, 000	194. 00 155. 00	1, 552, 000	
	ミツミ電機	12, 300	1, 427. 00	62, 155, 000 17, 552, 100	
	タムラ製作所	11, 000	223. 00	2, 453, 000	
	アルプス電気	32, 500	461. 00	14, 982, 500	
	池上通信機	12,000	66.00	792,000	
	パイオニア	32, 500	248. 00	8,060,000	
	日本電波工業	2, 700	1, 401. 00	3, 782, 700	
	日本トリム	500	1, 661. 00	830, 500	
	ローランド ディー. ジー.	1, 600	947. 00	1, 515, 200	
	山水電気	331, 000	5. 00	1, 655, 000	
	フォスター電機	3, 300	2, 260. 00	7, 458, 000	
	クラリオン	23, 000	81.00	1, 863, 000	
	SMK	13, 000	482.00	6, 266, 000	
	크 그 才	3, 200	530.00	1,696,000	
	東光	19,000	93.00	1,767,000	
	ティアック	22,000	29.00	638, 000	
	ホシデン	10, 200	916.00	9, 343, 200	
	ヒロセ電機	6, 500	9, 120. 00	59, 280, 000	
	日本航空電子工業	9, 000	548.00	4, 932, 000	
	TOA	4, 000	528.00	2, 112, 000	
	ユニデン	13, 000	155.00	2, 015, 000	
	アルパイン	8, 100	828.00	6, 706, 800	
	スミダコーポレーション	3,000	568.00	1, 704, 000	
	アイコム	2, 100	1, 987. 00	4, 172, 700	
	船井電機	3, 200	4, 760. 00	15, 232, 000	
	横河電機	40, 800	649. 00	26, 479, 200	
	新電元工業	14, 000	218.00	3, 052, 000	
	山武	10, 400	1, 856. 00	19, 302, 400	

通貨	銘柄	株式数	評価	額(円)	備考
		71.2730	単価	金額	C. mr
	日本光電工業	7,000	1, 616. 00	11, 312, 000	
	チノー	7,000	209. 00	1, 463, 000	
	共和電業	4,000	262.00	1, 048, 000	
	日本電子材料	1,600	518. 00	828, 800	
	堀場製作所	6, 500	2, 095. 00	13, 617, 500	
	アドバンテスト	27, 800	2, 090. 00	58, 102, 000	
	小野測器	5, 000	407. 00	2, 035, 000	
	エスペック	4, 100	422. 00	1, 730, 200	
	サンクス	3, 700	285. 00	1, 054, 500	
	キーエンス	7,600	17, 220. 00	130, 872, 000	
	日置電機	1, 900	1,699.00	3, 228, 100	
	シスメックス メガチップス	7, 100	4, 790. 00	34, 009, 000	
	OBARA	3, 200	1, 254. 00	4, 012, 800	
	日本電産コパル電子	3,000	789. 00 535. 00	2, 367, 000	
	日本电圧コハル电丁 ミヤチテクノス	4, 100		2, 193, 500	
	コーセル	2, 200 5, 500	536. 00 929. 00	1, 179, 200 5, 109, 500	
	日立メディコ	3, 000	774. 00	2, 322, 000	
	新日本無線	2,000	161. 00	322, 000	
	オプテックス	2, 800	826. 00	2, 312, 800	
	千代田インテグレ	2, 200	924. 00	2, 032, 800	
	東光電気	3,000	417. 00	1, 251, 000	
	スタンレー電気	26, 100	1, 686. 00	44, 004, 600	
	岩崎電気	14, 000	124. 00	1, 736, 000	
	ウシオ電機	22, 900	1, 438. 00	32, 930, 200	
	岡谷電機産業	2, 300	216. 00	496, 800	
	ヘリオス テクノ ホールディング	3, 300	309.00	1, 019, 700	
	日本セラミック	2,700	1, 099. 00	2, 967, 300	
	新神戸電機	4,000	942.00	3, 768, 000	
	日本デジタル研究所	3,600	1, 054. 00	3, 794, 400	
	古河電池	3,000	674.00	2, 022, 000	
	双信電機	2, 100	322.00	676, 200	
	山一電機	4, 200	146.00	613, 200	
	図研	3,000	631.00	1, 893, 000	
	日本電子	15,000	324.00	4, 860, 000	
	カシオ計算機	42, 500	638.00	27, 115, 000	
	ファナック	39, 300	7, 530. 00	295, 929, 000	
	日本シイエムケイ	8, 200	494.00	4, 050, 800	
	エンプラス	2, 200	1, 304. 00	2, 868, 800	
	ローム	18, 900	5, 800. 00	109, 620, 000	
	浜松ホトニクス	14, 800	2, 045. 00	30, 266, 000	
	三井ハイテック	5, 500	809.00	4, 449, 500	
	新光電気工業	10, 400	1, 208. 00	12, 563, 200	
	京セラ	31, 400	7, 110. 00	223, 254, 000	
	日本インター	5, 000	220.00	1, 100, 000	
	太陽誘電	16,000	911. 00	14, 576, 000	
	村田製作所	42,600	3, 970. 00	169, 122, 000	
	ユーシン	4, 600	422.00	1, 941, 200	
	双葉電子工業	7,000	1, 420. 00	9, 940, 000	
	北陸電気工業	16,000	134. 00	2, 144, 000	
	パナソニック電工	66,000	991. 00	65, 406, 000	
	ニチコン	13,000	674. 00	8, 762, 000	
	日本ケミコン	20,000	246. 00	4, 920, 000	
	KOA	5, 200	625. 00	3, 250, 000	
	市光工業	11,000	152. 00	1, 672, 000	

通貨	3 銘柄	株式数	評価	額(円)	備考
		7/12/30	単価	金額	NH 17
	小糸製作所	18, 000	1, 335. 00	24, 030, 000	
	ミツバ	8, 000	346.00	2, 768, 000	
	アロカ	2, 300	625. 00	1, 437, 500	
	スター精密	7, 900	642.00	5, 071, 800	
	大日本スクリーン製造	43, 000	332. 00	14, 276, 000	
	キヤノン電子	3, 700	1, 641. 00	6, 071, 700	
	キヤノン	236, 000	3, 350. 00	790, 600, 000	
	リコー	112, 000	1, 158. 00	129, 696, 000	
	日本電産サンキョー	10, 000	638. 00	6, 380, 000	
	MUTOHホールディングス	6, 000	137. 00	822, 000	
	東京エレクトロン	31, 900	5, 010. 00	159, 819, 000	
	トヨタ紡織	11,800	1, 707. 00	20, 142, 600	
	鬼怒川ゴム工業	10,000	174.00	1,740,000	
	ユニプレス	5, 700	1, 165. 00	6, 640, 500	
	豊田自動織機	32, 800	2, 300. 00	75, 440, 000	
	モリタホールディングス	6,000	388. 00	2, 328, 000	
	三櫻工業	4, 800	506.00	2, 428, 800	
	デンソー	89, 300	2, 430. 00	216, 999, 000	
	東海理化電機製作所	9,600	1,740.00	16, 704, 000	
	三井造船 佐典児素工業	158, 000	226. 00	35, 708, 000	
	佐世保重工業 川崎重工業	27, 000	186. 00	5, 022, 000	
	川崎里工業 日本車輌製造	295, 000	202. 00	59, 590, 000	
	日本輸送機	15,000	509. 00 190. 00	7, 635, 000 760, 000	
	近畿車輛	4,000	763. 00		
	日産自動車	7, 000 457, 100	639. 00	5, 341, 000 292, 086, 900	
	いすぶ自動車	257, 000	152. 00	39, 064, 000	
	トヨタ自動車	523, 000	3, 490. 00	1, 825, 270, 000	
	日野自動車	52,000	289. 00	15, 028, 000	
	三菱自動車工業	839, 000	122. 00	102, 358, 000	
	エフテック	1, 500	945. 00	1, 417, 500	
	武蔵精密工業	4, 000	1, 843. 00	7, 372, 000	
	トヨタ車体	7, 400	1, 584. 00	11, 721, 600	
	日産車体	16,000	747. 00	11, 952, 000	
	関東自動車工業	6, 300	751.00	4, 731, 300	
	新明和工業	17,000	291.00	4, 947, 000	
	極東開発工業	7, 200	340.00	2, 448, 000	
	日信工業	6, 700	1, 310. 00	8, 777, 000	
	トピー工業	34, 000	156.00	5, 304, 000	
	ティラド	13, 000	195.00	2, 535, 000	
	曙ブレーキ工業	12,600	547.00	6, 892, 200	
	タチエス	5, 400	724.00	3, 909, 600	
	NOK	19, 700	970.00	19, 109, 000	
	フタバ産業	12,600	481.00	6, 060, 600	
	カヤバ工業	26,000	235.00	6, 110, 000	
	シロキ工業	8,000	144.00	1, 152, 000	
	大同メタル工業	6,000	199. 00	1, 194, 000	
	プレス工業	20, 000	149. 00	2, 980, 000	
	カルソニックカンセイ	29, 000	192.00	5, 568, 000	
	太平洋工業	9, 000	387. 00	3, 483, 000	-
	ケーヒン	7, 600	1, 281. 00	9, 735, 600	
	河西工業	5,000	222.00	1, 110, 000	
	アイシン精機	33, 500	2, 070. 00	69, 345, 000	
	マツダ	241, 000	185.00	44, 585, 000	
	ダイハツ工業	37, 000	815. 00	30, 155, 000	

通貨	銘柄	株式数	評価	額(円)	備考
	74JLJ	7N. Z \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	単価	金額	VHI 17
	愛知機械工業	9,000	263.00	2, 367, 000	
	今仙電機製作所	3, 000	1, 149. 00	3, 447, 000	
	本田技研工業	324, 600	2, 740. 00	889, 404, 000	
	スズキ	75, 400	2, 090. 00	157, 586, 000	
	富士重工業	128, 000	326.00	41, 728, 000	
	ヤマハ発動機	47, 100	1, 009. 00	47, 523, 900	
	ショーワ	8, 900	417. 00	3, 711, 300	
	エクセディ	5, 000	1, 671. 00	8, 355, 000	
	豊田合成	11, 500	2, 265. 00	26, 047, 500	
	愛三工業	4, 300	696.00	2, 992, 800	
	ヨロズ	2, 500	1, 079. 00	2, 697, 500	
	エフ・シー・シー	5, 400	1, 507. 00	8, 137, 800	
	シマノ	15, 700	3, 560. 00	55, 892, 000	
	タカタ	6, 300	1, 703. 00	10, 728, 900	
	テイ・エス テック	7, 700	1, 599. 00	12, 312, 300	
	日本電産トーソク	1, 200	825. 00	990, 000	
	クリエー・イブ・・・ク	29, 300	5, 120. 00	150, 016, 000	
	クリエートメディック	1, 100	854. 00	939, 400	
	日機装	12, 000	436. 00	5, 232, 000	
	島津製作所	44, 000	563. 00	24, 772, 000	
	JMS Enzalua	7, 000	360.00	2, 520, 000	
	長野計器 東京計器	2, 600	448. 00	1, 164, 800	
	愛知時計電機	14, 000	103. 00 259. 00	1, 442, 000	
	東京精密	4, 000		1, 036, 000	
	宋 京 相 省	7, 800 71, 000	1, 021. 00 1, 638. 00	7, 963, 800 116, 298, 000	
	トプコン	8, 400	497. 00	4, 174, 800	
	オリンパス	44, 600	2, 755. 00	122, 873, 000	
	理研計器	3, 300	565. 00	1, 864, 500	
	タムロン	3, 700	829. 00	3, 067, 300	
	НОУА	87, 900	2, 215. 00	194, 698, 500	
	ノーリツ鋼機	3, 400	601. 00	2, 043, 400	
	エー・アンド・デイ	3, 400	303. 00	1, 030, 200	
	日本電産コパル	4, 100	1, 245. 00	5, 104, 500	
	シチズンホールディングス	48, 300	492.00	23, 763, 600	
	リズム時計工業	21,000	115. 00	2, 415, 000	
	セイコーホールディングス	15,000	162.00	2, 430, 000	
	ニプロ	8, 100	1, 920. 00	15, 552, 000	
	SRIスポーツ	22	83, 900. 00	1, 845, 800	
	バンダイナムコホールディングス	44, 300	890.00	39, 427, 000	
	フランスベッドホールディングス	27, 000	127.00	3, 429, 000	
	パイロットコーポレーション	36	97,000.00	3, 492, 000	
	トッパン・フォームズ	7, 300	959.00	7,000,700	
	フジシールインターナショナル	3, 900	1,823.00	7, 109, 700	
	タカラトミー	12, 200	784. 00	9, 564, 800	
	廣済堂	3, 700	211.00	780, 700	
	アーク	14, 100	52.00	733, 200	
	タカノ	1,800	478.00	860, 400	
	プロネクサス	4, 600	601.00	2, 764, 600	
	ウッドワン	7, 000	214.00	1, 498, 000	
	大建工業	17, 000	180.00	3, 060, 000	
	凸版印刷	114, 000	717.00	81, 738, 000	
	大日本印刷	115, 000	1,092.00	125, 580, 000	
	図書印刷	7, 000	153.00	1,071,000	
	共同印刷	13,000	217. 00	2, 821, 000	

通貨	銘 柄	株式数	評価	額(円)	備考
		1/N + \ 3 X	単価	金額	NH 7-7
	日本写真印刷	6, 200	4, 340. 00	26, 908, 000	
	光村印刷	4,000	292. 00	1, 168, 000	
	宝印刷	2,000	710.00	1, 420, 000	
	コンビ	2,000	619.00	1, 238, 000	
	アシックス	35, 000	732.00	25, 620, 000	
	ツツミ	1,800	1, 818. 00	3, 272, 400	
	ローランド	3, 000	845.00	2, 535, 000	
	小松ウオール工業	1, 400	1, 089. 00	1, 524, 600	
	ヤマハ	27, 600	924. 00	25, 502, 400	
	河合楽器製作所	18, 000	99.00	1, 782, 000	
	クリナップ	4, 400	635.00	2, 794, 000	
	ピジョン	2, 400	3, 690. 00	8, 856, 000	
	パラマウントベッド	4, 100	1, 794. 00	7, 355, 400	
	兼松日産農林	8, 000	90.00	720, 000	
	キングジム	3, 200	677. 00	2, 166, 400	
	リンテック	8, 800	1, 569. 00	13, 807, 200	
	イトーキ	8, 900	198.00	1,762,200	
	任天堂	21, 400	22, 200. 00	475, 080, 000	
	三菱鉛筆	3, 600	1, 017. 00	3, 661, 200	
	タカラスタンダード	19,000	483. 00	9, 177, 000	
	コクヨ	21, 200	741.00	15, 709, 200	
	ナカバヤシ	8,000	174. 00	1, 392, 000	
	グローブライド	20,000	103.00	2,060,000	
	サンウエーブ工業	6,000	225. 00	1, 350, 000	
	岡村製作所	16, 000	409.00	6, 544, 000	
	美津濃	20,000	413.00	8, 260, 000	
	アデランスホールディングス	4, 800	916. 00	4, 396, 800	
	東京電力	239, 200	2, 200. 00	526, 240, 000	
	中部電力	127, 900	2, 100. 00	268, 590, 000	
	関西電力	156, 700	2, 035. 00	318, 884, 500	
	中国電力	56, 100	1, 715. 00	96, 211, 500	
	北陸電力	38, 900	1, 954. 00	76, 010, 600	
	東北電力	95, 200	1, 775. 00	168, 980, 000	
	四国電力 九州電力	42, 000 83, 700	2, 495. 00 1, 810. 00	104, 790, 000 151, 497, 000	
	北海道電力	35, 400	1, 681. 00	59, 507, 400	
	礼碑垣电力		4, 830. 00		
	電源開発	2, 700 25, 200	2, 490. 00	13, 041, 000 62, 748, 000	
	東京瓦斯	481, 000	345. 00	165, 945, 000	
	大阪瓦斯	481, 000	299. 00	122, 291, 000	
	東邦瓦斯	106, 000	464. 00	49, 184, 000	
	北海道瓦斯	7, 000	243. 00	1, 701, 000	
	西部瓦斯	47, 000	251. 00	11, 797, 000	
	静岡瓦斯	11, 500	601.00	6, 911, 500	
	東武鉄道	163, 000	467. 00	76, 121, 000	
	相鉄ホールディングス	57, 000	379. 00	21, 603, 000	
	東京急行電鉄	207, 000	375. 00	77, 625, 000	
	京浜急行電鉄	104, 000	670.00	69, 680, 000	
	小田急電鉄	121, 000	692. 00	83, 732, 000	
	京王電鉄	106, 000	539. 00	57, 134, 000	
	京成電鉄	57, 000	486. 00	27, 702, 000	
	富士急行	12,000	469. 00	5, 628, 000	
	新京成電鉄	6,000	345. 00	2, 070, 000	
	東日本旅客鉄道	70, 700	5, 820. 00	411, 474, 000	
	西日本旅客鉄道	329	308, 000. 00	101, 332, 000	
		043	000,000.00	101, 002, 000	

通貨	銘柄	株式数	評価	額(円)	備考
	At 11.1	7/12/30	単価	金額	NHI 17
	東海旅客鉄道	325	588, 000. 00	191, 100, 000	
	アートコーポレーション	900	1, 409. 00	1, 268, 100	
	西日本鉄道	54, 000	338.00	18, 252, 000	
	ハマキョウレックス	1, 200	1, 978. 00	2, 373, 600	
	サカイ引越センター	800	1, 901. 00	1, 520, 800	
	近畿日本鉄道	346, 000	308.00	106, 568, 000	
	阪急阪神ホールディングス	256, 000	393.00	100, 608, 000	
	南海電気鉄道	80,000	370.00	29, 600, 000	
	京阪電気鉄道	86,000	363.00	31, 218, 000	
	名糖運輸	1, 300	770.00	1,001,000	
	名古屋鉄道	134, 000	266.00	35, 644, 000	
	日本通運	161, 000	373.00	60, 053, 000	
	ヤマトホールディングス	76, 900	1, 236. 00	95, 048, 400	
	山九	45,000	412.00	18, 540, 000	
	丸運	2,000	213.00	426, 000	
	丸全昭和運輸	12,000	283. 00	3, 396, 000	
	センコー	13, 000	316.00	4, 108, 000	
	トナミホールディングス	9, 000	210.00	1,890,000	
	日本梱包運輸倉庫	12,000	940.00	11, 280, 000	
	日本石油輸送	4, 000	189.00	756, 000	
	福山通運	29,000	451.00	13, 079, 000	
	セイノーホールディングス	28,000	600.00	16, 800, 000	
	神奈川中央交通	4,000	519.00	2, 076, 000	
	日立物流	7, 100	1, 189. 00	8, 441, 900	
	日本郵船	202, 000	293.00	59, 186, 000	
	商船三井	183, 000	524.00	95, 892, 000	
	川崎汽船	97, 000	272.00	26, 384, 000	
	新和海運	15, 000	252.00	3, 780, 000	
	乾汽船	4,600	666.00	3, 063, 600	
	明治海運	3, 700	398.00	1, 472, 600	
	飯野海運	18, 400	423.00	7, 783, 200	
	太平洋海運	9,000	71.00	639, 000	
	共栄タンカー	3,000	187. 00	561, 000	
	第一中央汽船	28, 000	220.00	6, 160, 000	
	全日本空輸	543, 000	228.00	123, 804, 000	
	日本航空	555, 000	98.00	54, 390, 000	
	パスコ	5, 000	164. 00	820, 000	
	国際航業ホールディングス	3,000	305.00	915, 000	
	日新	16,000	199.00	3, 184, 000	
	三菱倉庫	27,000	929.00	25, 083, 000	
	三井倉庫	16,000	307.00	4, 912, 000	
	住友倉庫	28,000	395.00	11,060,000	
	澁澤倉庫	10,000	282.00	2, 820, 000	
	東陽倉庫	6,000	175.00	1, 050, 000	
	日本トランスシティ	8,000	246.00	1, 968, 000	
	ケイヒン	8,000	98.00	784, 000	
	安田倉庫	3, 100	579.00	1, 794, 900	
	東洋埠頭	12,000	169.00	2, 028, 000	
	宇徳	2,600	216.00	561, 600	
	上組	45, 000	682.00	30, 690, 000	
	サンリツ	1, 100	553. 00	608, 300	
	キムラユニティー	800	695. 00	556, 000	
	キユーソー流通システム	1,000	988. 00	988, 000	
	郵船航空サービス	3, 300	1, 239. 00	4, 088, 700	
	近鉄エクスプレス	3, 300	2, 170. 00	7, 161, 000	
L	1		=, =	:, 101, 000	

通貨	銘柄	株式数	評価	額(円)	備考
	נזויזשע	1/N = V 3 X	単価	金額	NH 7-7
	東海運	2, 400	223. 00	535, 200	
	バンテック	19	107, 900. 00	2, 050, 100	
	システムプロ	30	40, 300. 00	1, 209, 000	
	新日鉄ソリューションズ	3, 500	1, 557. 00	5, 449, 500	
	コア	1, 700	619. 00	1, 052, 300	
	ITホールディングス	12, 200	1,041.00	12, 700, 200	
	コーエーテクモホールディングス	8, 100	732. 00	5, 929, 200	
	ドワンゴ	24	155, 700. 00	3, 736, 800	
	マクロミル	23	128, 000. 00	2, 944, 000	
	ティーガイア	33	150, 600. 00	4, 969, 800	
	GMOペイメントゲートウェイ	10	107, 400. 00	1, 074, 000	
	ザッパラス	14	124, 500. 00	1, 743, 000	
	インターネットイニシアティブ	24	174, 600. 00	4, 190, 400	
	ソネットエンタテインメント	20	180, 000. 00	3, 600, 000	
	SRAホールディングス	2, 100	770.00	1, 617, 000	
	JBISホールディングス	4, 500	290.00	1, 305, 000	
	朝日ネット	2,000	279.00	558, 000	
	パナソニック電工インフォメーションシステム	900	2, 055. 00	1, 849, 500	
	フェイス	144	9, 300. 00	1, 339, 200	
	野村総合研究所	22, 700	1, 808. 00	41, 041, 600	
	サイバネットシステム	38	35, 800. 00	1, 360, 400	
	インテージ	1, 300	1, 589. 00	2, 065, 700	
	シンプレクス・テクノロジー	55	37, 300. 00	2, 051, 500	
	クレスコ	1, 300	419.00	544, 700	
	フジ・メディア・ホールディングス	417	123, 200. 00	51, 374, 400	
	オービック	1, 270	14, 220. 00	18, 059, 400	
	ティーディーシーソフトウェアエンジニアリング	1, 100	708. 00	778, 800	
	ヤフー	2, 200	25, 360. 00	55, 792, 000	
	トレンドマイクロ	15, 900	3, 110. 00	49, 449, 000	
	日本オラクル	6, 400	4, 020. 00	25, 728, 000	
	アルファシステムズ	1, 200	1, 797. 00	2, 156, 400	
	フューチャーアーキテクト	45	36, 050. 00	1, 622, 250	
	シーエーシー	2, 700	604. 00	1, 630, 800	
	ソフトバンク・テクノロジー	1, 100	570.00	627, 000	
	トーセ	1, 100	576.00	633, 600	
	オービックビジネスコンサルタント	1,050	3, 980. 00	4, 179, 000	
	日立ビジネスソリューション	1, 500	652.00	978, 000	
	伊藤忠テクノソリューションズ	5, 800	2, 360. 00	13, 688, 000	
	アイティフォー	4, 800	305.00	1, 464, 000	
	東計電算	700	1, 203. 00	842, 100	
	エックスネット	4	127, 500. 00	510,000	
	大塚商会	3, 300	4, 320. 00	14, 256, 000	
	サイボウズ	56	28, 900. 00	1,618,400	
	アグレックス	1,000	748. 00	748, 000	
	電通国際情報サービス	2, 700	524. 00	1, 414, 800	
	ウェザーニューズ	1, 200	1, 015. 00	1, 218, 000	
	CIJ	4, 400	303.00	1, 333, 200	
	コロムビアミュージックエンタテインメント	34, 000	28.00	952,000	
	ネットワンシステムズ	78	104, 500. 00	8, 151, 000	
	アルゴグラフィックス	1, 400	913. 00	1, 278, 200	
	エイベックス・グループ・ホールディングス	6, 100	758. 00	4, 623, 800	
	日本ユニシス	9, 900	720.00	7, 128, 000	
	兼松エレクトロニクス	2, 200	745. 00	1,639,000	
	東京放送ホールディングス	21,600	1, 257. 00	27, 151, 200	
	日本テレビ放送網	3, 520	12, 100. 00	42, 592, 000	

通貨	銘柄	株式数		額(円)	備考
~~~			単価	金額	VIII 3
	テレビ朝日	102	128, 600. 00	13, 117, 200	
	テレビ東京	1,600	1, 849. 00	2, 958, 400	
	スカパーJSATホールディングス	304	40, 100. 00	12, 190, 400	
	アイ・ティー・シーネットワーク	9	193, 000. 00	1, 737, 000	
	イー・アクセス	201	62, 100. 00	12, 482, 100	
	NECモバイリング	1, 400	2, 290. 00	3, 206, 000	
	日本電信電話	158, 200	3, 660. 00	579, 012, 000	
	KDD I	623	461, 000. 00	287, 203, 000	
	光通信	5, 200	1, 557. 00	8, 096, 400	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	3, 330	129, 700. 00	431, 901, 000	
	インボイス	2, 303	1, 460. 00	3, 362, 380	
	GMOインターネット	11, 700	364. 00	4, 258, 800	
	学研ホールディングス	19,000	226. 00	4, 294, 000	
	ゼンリン	5, 300	1, 043. 00	5, 527, 900	
	昭文社	2, 300	536. 00	1, 232, 800	
	角川グループホールディングス	3, 400	2, 270. 00	7, 718, 000	
	アイネット	2, 100	471. 00	989, 100	
	松竹	23, 000	801.00	18, 423, 000	
	東宝	28, 800	1, 348. 00	38, 822, 400	
	東映	16,000	460.00	7, 360, 000	
	葵プロモーション	1,500	419. 00	628, 500	
	エヌ・ティ・ティ・データ	249	257, 400. 00	64, 092, 600	
	DTS	4, 100	687. 00	2, 816, 700	
	スクウェア・エニックス・ホールディングス	10, 300	1, 822. 00	18, 766, 600	
	シーイーシー	2, 400	497. 00	1, 192, 800	
	カプコン	8, 700	1, 380. 00	12, 006, 000	
	ジャステック	2,600	541. 00	1, 406, 600	
	住商情報システム CSKホールディングス	4, 300	1, 261. 00	5, 422, 300	
		15, 700	343. 00	5, 385, 100	
	アイネス	5, 100	630.00	3, 213, 000	
	TKC 富士ソフト	3, 900	1, 724. 00	6, 723, 600	
	第エノノト   ソラン	5, 100	1, 568. 00 784. 00	7, 996, 800	
	日本システムディベロップメント	4, 400 8, 700	914. 00	3, 449, 600 7, 951, 800	
	コナミ	16, 400	1, 467. 00	24, 058, 800	
	JBCCホールディングス	3, 300	580. 00	1, 914, 000	
	ソフトバンク	164, 200	2, 075. 00	340, 715, 000	
	高千穂交易	1, 400	927. 00	1, 297, 800	
	伊藤忠食品	1, 400	3, 020. 00	3, 020, 000	
	エレマテック	2, 700	947. 00	2, 556, 900	
	JALUX	1, 100	1, 167. 00	1, 283, 700	
	双目	266, 200	151.00	40, 196, 200	
	アルフレッサ ホールディングス	9, 500	3, 680. 00	34, 960, 000	
	横浜冷凍	9,000	594. 00	5, 346, 000	
	神栄	6,000	117. 00	702, 000	
	ラサ商事	1, 700	307. 00	521, 900	
	あい ホールディングス	9, 500	278. 00	2, 641, 000	
	ダイワボウホールディングス	29,000	222. 00	6, 438, 000	
	バイタルケーエスケー・ホールディングス	5, 400	528.00	2, 851, 200	
	UKCホールディングス	2, 400	1, 161. 00	2, 786, 400	
	日本コークス工業	36, 500	97.00	3, 540, 500	
	JFE商事ホールディングス	27,000	288. 00	7, 776, 000	
	シップヘルスケアホールディングス	49	50, 100. 00	2, 454, 900	
	富士興産	16,000	61.00	976, 000	
	, — , , <del>, , , _</del>	,		708, 000	

通貨	<b>3</b> 銘柄	株式数	評価	額(円)	備考
	жд1г1	1/1,1/30	単価	金額	NHI 17
	小野建	3, 200	639. 00	2, 044, 800	
	佐鳥電機	3, 100	526.00	1, 630, 600	
	エコートレーディング	1,000	887. 00	887, 000	
	伯東	2, 500	711. 00	1, 777, 500	
	中山福	2,000	516.00	1, 032, 000	
	ナガイレーベン	2, 400	1, 899. 00	4, 557, 600	
	菱食	3, 900	2, 335. 00	9, 106, 500	
	松田産業	2, 700	1, 398. 00	3, 774, 600	
	メディパルホールディングス	40, 100	1, 165. 00	46, 716, 500	
	アドヴァン	2, 500	507. 00	1, 267, 500	
	SPK	800	1, 122. 00	897, 600	
	アズワン	2, 400	1, 698. 00	4, 075, 200	
	スズデン	1, 100	425. 00	467, 500	
	尾家産業	1, 300	814. 00	1, 058, 200	
	シモジマ	2, 700	1, 234. 00	3, 331, 800	
<u> </u>	ドウシシャ	2,000	1, 815. 00	3, 630, 000	
<u> </u>	高速	2, 300	680.00	1, 564, 000	
	黒田電気	5, 400	1, 158. 00	6, 253, 200	
<u> </u>	丸文 ハピネット	3, 400	481.00	1, 635, 400	
		1, 200	1, 197. 00	1, 436, 400	
	トーメンエレクトロニクス	1, 200	900.00	1,080,000	
	エクセル	1,700	970.00	1,649,000	
	マルカキカイ ガリバーインターナショナル	1, 200	734. 00	880, 800	
	進和	960	5, 890. 00	5, 654, 400	
	<b>連州</b> ダイトエレクトロン	2, 200	1, 223. 00	2,690,600	
	シークス	1,800	444. 00	799, 200	
	オーハシテクニカ	2, 700	840.00	2, 268, 000	
	マクニカ	2, 300	501.00	1, 152, 300	
	白銅	1,600	1, 380. 00	2, 208, 000	
	伊藤忠商事	1, 400 260, 000	513. 00 604. 00	718, 200 157, 040, 000	
	丸紅	307, 000	449. 00	137, 843, 000	
	高島	8,000	121. 00	968, 000	
	F&Aアクアホールディングス	3, 200	963. 00	3, 081, 600	
	長瀬産業	21, 000	1, 050. 00	22, 050, 000	
	蝶理	28, 000	89.00	2, 492, 000	
	豊田通商	35, 800	1, 202. 00	43, 031, 600	
	三共生興	7, 500	238. 00	1, 785, 000	
	兼松	87, 000	66.00	5, 742, 000	
	三井物産	323, 600	1, 145. 00	370, 522, 000	
	日本紙パルプ商事	21,000	322. 00	6, 762, 000	
	日立ハイテクノロジーズ	12, 200	1, 468. 00	17, 909, 600	
	カメイ	4,000	412. 00	1,648,000	
	東都水産	8, 000	128. 00	1, 024, 000	
	スターゼン	13, 000	221. 00	2, 873, 000	
	山善	15, 600	299. 00	4, 664, 400	
	椿本興業	3, 000	182. 00	546, 000	
	住友商事	205, 000	849. 00	174, 045, 000	
	内田洋行	10,000	238.00	2, 380, 000	
	三菱商事	300, 100	1, 905. 00	571, 690, 500	
	第一実業	8, 000	224. 00	1, 792, 000	
	キヤノンマーケティングジャパン	13, 400	1, 301. 00	17, 433, 400	
	西華産業	15, 000	184.00	2,760,000	
	佐藤商事	3, 400	436.00	1, 482, 400	
	菱洋エレクトロ	4, 400	693.00	3, 049, 200	
	· ·				

通貨	銘柄	<del>//: - :                                 </del>	評価	額(円)	備考
	<b>歩</b> 台作9	株式数	単価	金額	1佣-与
	東京産業	3, 500	237. 00	829, 500	
	ユアサ商事	42,000	73.00	3, 066, 000	
	神鋼商事	11,000	142.00	1, 562, 000	
	阪和興業	40,000	269.00	10, 760, 000	
	カナデン	3,000	456.00	1, 368, 000	
	菱電商事	5,000	455.00	2, 275, 000	
	フルサト工業	2,000	519.00	1, 038, 000	
	岩谷産業	41,000	254. 00	10, 414, 000	
	すてきナイスグループ	18,000	181. 00	3, 258, 000	
	昭光通商	14,000	99.00	1, 386, 000	
	ニチモウ	6,000	125. 00	750, 000	
	極東貿易	6,000	115.00	690, 000	
	イワキ	5,000	236. 00	1, 180, 000	
	三愛石油	10,000	407. 00	4, 070, 000	
	稲畑産業	10, 200	309.00	3, 151, 800	
	GSIクレオス	13, 000	92.00	1, 196, 000	
	東邦ホールディングス	10, 400	1, 198. 00	12, 459, 200	
	サンゲツ	6, 900	1, 198. 00	13, 544, 700	
	ミツウロコ	6, 600	606. 00	3, 999, 600	
	シナネン	9,000	410. 00	3, 690, 000	
	アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・ア				
	ザ・トーカイ	9, 100	413.00	3, 758, 300	
		9,000	450.00	4, 050, 000	
	サンリオ	11, 200	679. 00	7, 604, 800	
	サンワテクノス	2,000	413.00	826, 000	
	リョーサン	6, 100	2, 115. 00	12, 901, 500	
	新光商事	3, 800	660.00	2, 508, 000	
	トーホー	7, 000	337. 00	2, 359, 000	
	三信電気	4, 200	658. 00	2, 763, 600	
	東陽テクニカ	6, 300	694. 00	4, 372, 200	
	モスフードサービス	5, 300	1, 456. 00	7, 716, 800	
	加賀電子	4, 100	857. 00	3, 513, 700	
	ソーダニッカ	3, 000	298. 00	894, 000	
	立花エレテック	2, 200	566. 00	1, 245, 200	
	太平洋興発	14, 000	60.00	840,000	
	ヤマタネ	21,000	108. 00	2, 268, 000	
	トラスコ中山	4,600	1, 266. 00	5, 823, 600	
	オートバックスセブン	4, 800	2, 680. 00	12, 864, 000	
	加藤産業	5, 800	1, 599. 00	9, 274, 200	
	イエローハット	3, 900	717. 00	2, 796, 300	
	富士エレクトロニクス	2, 300	727. 00	1, 672, 100	
	JKホールディングス	3, 500	370.00	1, 295, 000	
	ユニダックス	2,000	396.00	792, 000	
	日伝	1,600	2, 410. 00	3, 856, 000	
	杉本商事	1, 900	845.00	1, 605, 500	
	因幡電機産業	4, 100	2, 080. 00	8, 528, 000	
	住金物産	19,000	179.00	3, 401, 000	
	ミスミグループ本社	13, 500	1, 428. 00	19, 278, 000	
	江守商事	700	687.00	480, 900	
	タキヒヨー	6,000	476.00	2, 856, 000	
	スズケン	14, 200	3, 120. 00	44, 304, 000	
	ジェコス	2,600	343.00	891, 800	
	ローソン	11, 400	4, 060. 00	46, 284, 000	
	サンエー	1, 400	3, 050. 00	4, 270, 000	
	キリン堂	1, 700	445.00	756, 500	
	カワチ薬品	2,600	1, 768. 00	4, 596, 800	
	/ · · / NEBB	2,000	2,	2,000,000	

通貨	銘柄	株式数	評価	額(円)	備考
		小小人数	単価	金額	畑か
	エービーシー・マート	4, 300	2, 525. 00	10, 857, 500	
	ハードオフコーポレーション	1, 800	415.00	747, 000	
	アスクル	3, 400	1,662.00	5, 650, 800	
	ゲオ	68	89, 500. 00	6, 086, 000	
	ポイント	3, 610	5, 060. 00	18, 266, 600	
	くらコーポレーション	11	276, 500. 00	3, 041, 500	
	キャンドゥ	18	98, 200. 00	1, 767, 600	
	パル	1, 050	1, 685. 00	1, 769, 250	
	エディオン	16, 100	741.00	11, 930, 100	
	サーラコーポレーション	4, 000	548. 00	2, 192, 000	
	バルス	17	64, 200. 00	1, 091, 400	
	あみやき亭	7	180, 800. 00	1, 265, 600	
	ハニーズ	2, 970	504. 00	1, 496, 880	
	アルペン	3, 100	1, 498. 00	4, 643, 800	
	ビックカメラ	100	31, 700. 00	3, 170, 000	
	DCM Japanホールディングス	20, 200	533. 00	10, 766, 600	
	ユニバース	500	1, 222. 00	611,000	
	J. フロント リテイリング	95, 000	381.00	36, 195, 000	
	ドトール・日レスホールディングス マツモトキヨシホールディングス	6, 500	1, 216. 00	7, 904, 000	
	ココカラファイン ホールディングス	6, 800	2, 180. 00	14, 824, 000	
	三越伊勢丹ホールディングス	3, 000	1, 755. 00	5, 265, 000	
	三越伊努力ホールティンクス   クリエイトSDホールディングス	69, 800	777.00	54, 234, 600	
	ブックオフコーポレーション	1, 400	1, 850. 00	2, 590, 000	
	フックオフューホレーション   あさひ	1, 800	1, 114. 00	2, 005, 200 1, 157, 600	
	サークルKサンクス	7, 700	1, 447. 00 1, 137. 00	8, 754, 900	
	日本調剤	570	1, 632. 00	930, 240	
	コスモス薬品	1,600	1, 972. 00	3, 155, 200	
	セブン&アイ・ホールディングス	160, 300	1, 959. 00	314, 027, 700	
	ツルハホールディングス	3, 100	3, 350. 00	10, 385, 000	
	サンマルクホールディングス	1, 200	2, 675. 00	3, 210, 000	
	フェリシモ	1, 000	1, 279. 00	1, 279, 000	
	トリドール	11	162, 000. 00	1, 782, 000	
	総合メディカル	1,000	2, 185. 00	2, 185, 000	
	はるやま商事	2, 100	333. 00	699, 300	
	カッパ・クリエイト	2,650	1, 808. 00	4, 791, 200	
	ライトオン	3, 200	688. 00	2, 201, 600	
	ジーンズメイト	1, 500	501.00	751, 500	
	良品計画	4, 200	3, 720. 00	15, 624, 000	
	三城ホールディングス	5, 100	687. 00	3, 503, 700	
	コナカ	5, 200	256.00	1, 331, 200	
	ハウス オブ ローゼ	400	1, 258. 00	503, 200	
	イオン北海道	2,600	291. 00	756, 600	
	コジマ	5, 600	435.00	2, 436, 000	
	コーナン商事	3, 600	1, 095. 00	3, 942, 000	
	エコス	1, 400	619.00	866, 600	
	ワタミ	4, 300	1,669.00	7, 176, 700	
	マルシェ	1, 100	703. 00	773, 300	
	ドン・キホーテ	7, 300	2, 255. 00	16, 461, 500	
	メガネトップ	3, 500	1, 061. 00	3, 713, 500	
	西松屋チェーン	9, 000	822. 00	7, 398, 000	
	ゼンショー	15, 000	603. 00	9, 045, 000	
	幸楽苑	2, 200	1, 174. 00	2, 582, 800	
	ユニマットライフ	1, 600	906.00	1, 449, 600	
	ハークスレイ	900	694.00	624, 600	

通貨	<b>銘</b> 柄	株式数	評価	額(円)	備考
		小工人数	単価	金額	NHI 17
	サイゼリヤ	6, 100	1, 569. 00	9, 570, 900	
	ポプラ	1, 400	598.00	837, 200	
	ユナイテッドアローズ	4, 500	782.00	3, 519, 000	
	ハイデイ日高	1,600	1, 044. 00	1, 670, 400	
	京都きもの友禅	2, 300	808.00	1, 858, 400	
	コロワイド	9,000	561.00	5, 049, 000	
	· 壱番屋	1, 400	2, 220. 00	3, 108, 000	
	スギホールディングス	5, 700	1, 930. 00	11,001,000	
	スクロール	4, 100	334.00	1, 369, 400	
	ファミリーマート	12, 400	2, 720. 00	33, 728, 000	
	木曽路	4, 300	1, 987. 00	8, 544, 100	
	千趣会	7, 200	539. 00	3, 880, 800	
	ケーヨー	7, 500	437. 00	3, 277, 500	
	上新電機	8,000	634.00	5, 072, 000	
	日本瓦斯	4, 400	1, 473. 00	6, 481, 200	
	ベスト電器	12, 500	332.00	4, 150, 000	
	マルエツ	9,000	403.00	3, 627, 000	
	ロイヤルホールディングス	6, 300	967. 00	6, 092, 100	
	いなげや   島忠	5, 000	954.00	4,770,000	
		9, 200	1, 886. 00	17, 351, 200	
	チョダ ライフコーポレーション	5, 300	950.00	5, 035, 000	
		2, 500	1, 625. 00	4, 062, 500	
	カスミ   リンガーハット	8, 300	424.00	3, 519, 200	
		2,800	1, 164. 00	3, 259, 200	
	Mr Ma x	4, 100	419.00	1,717,900	
	テンアライド AOK I サールディングス	3,000	300.00	900, 000	
	AOK I ホールディングス	3, 900	872. 00	3, 400, 800	
	オークワ   コメリ	6,000	801. 00 2, 455. 00	4, 806, 000	
	青山商事	4, 900		12, 029, 500	
	しまむら	9, 500 4, 200	1, 285. 00 8, 400. 00	12, 207, 500 35, 280, 000	
	CFSコーポレーション	3,000	455. 00	1, 365, 000	
	高島屋	51, 000	549. 00	27, 999, 000	
	丸善	21,000	73.00	1, 533, 000	
	八音   松屋	7, 500	749. 00	5, 617, 500	
	エイチ・ツー・オー リテイリング	21,000	538. 00	11, 298, 000	
	丸栄	6,000	110.00	660, 000	
	ニッセンホールディングス	8, 400	283. 00	2, 377, 200	
	パルコ	10, 400	736. 00	7, 654, 400	
	丸井グループ	44, 600	495. 00	22, 077, 000	
	原信ナルスホールディングス	2, 200	1, 042. 00	2, 292, 400	
	井筒屋	23, 000	38.00	874, 000	
	ダイエー	17, 500	319.00	5, 582, 500	
	イズミヤ	13,000	403.00	5, 239, 000	
	イオン	131, 500	706.00	92, 839, 000	
	ユニー	30, 300	622. 00	18, 846, 600	
	イズミ	10, 900	1, 049. 00	11, 434, 100	
	東武ストア	5, 000	284. 00	1, 420, 000	
	平和堂	7, 400	1,060.00	7, 844, 000	
	フジ	4, 500	1,760.00	7, 920, 000	
	ヤオコー	1,800	2, 820. 00	5, 076, 000	
	ゼビオ	4, 300	1, 819. 00	7, 821, 700	
	ケーズホールディングス	6, 400	2,800.00	17, 920, 000	
	Olympic	2, 700	595. 00	1,606,500	
	元気寿司	1, 100	1, 192. 00	1, 311, 200	
	<u> </u>	,	,	, -,	ı

通貨	銘柄	株式数		額(円)	備考
	נזרבוש	1/1.2/30	単価	金額	NH 17
	ヤマダ電機	18, 330	5, 130. 00	94, 032, 900	
	アークランドサカモト	2, 400	987. 00	2, 368, 800	
	ニトリ	7, 200	7, 390. 00	53, 208, 000	
	グルメ杵屋	2, 000	547. 00	1, 094, 000	
	愛眼	3, 100	500.00	1, 550, 000	
	吉野家ホールディングス	109	100, 600. 00	10, 965, 400	
	松屋フーズ	1,800	1, 278. 00	2, 300, 400	
	サガミチェーン	4,000	803.00	3, 212, 000	
	プレナス	4, 500	1, 166. 00	5, 247, 000	
	ミニストップ	3, 100	1, 119. 00	3, 468, 900	
	アークス	4, 800	1, 216. 00	5, 836, 800	
	バロー	7, 400	672. 00	4, 972, 800	
	ベルク	1, 500	801.00	1, 201, 500	
	大庄	2, 300	1, 189. 00	2, 734, 700	
	ファーストリテイリング	8,000	16, 360. 00	130, 880, 000	
	サンドラッグ	7, 600	2, 115. 00	16, 074, 000	
	ヤマザワ	1,000	1, 223. 00	1, 223, 000	
	ベルーナ	5, 350	332.00	1, 776, 200	
	新生銀行	183, 000	102.00	18, 666, 000	
	あおぞら銀行	125, 000	97.00	12, 125, 000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	2, 355, 800	466.00	1, 097, 802, 800	
	りそなホールディングス	107, 400	970.00	104, 178, 000	
	中央三井トラスト・ホールディングス	209, 000	301.00	62, 909, 000	
	三井住友フィナンシャルグループ	205, 800	2, 720. 00	559, 776, 000	
	第四銀行	52,000	339. 00	17, 628, 000	
	北越銀行	43,000	143. 00	6, 149, 000	
	西日本シティ銀行	131,000	230.00	30, 130, 000	
	札幌北洋ホールディングス	55, 600	309.00	17, 180, 400	
	千葉銀行	147, 000	558. 00	82, 026, 000	
	横浜銀行	258, 000	430, 00	110, 940, 000	
	常陽銀行	145, 000	399. 00	57, 855, 000	
	群馬銀行	93,000	489. 00	45, 477, 000	
	武蔵野銀行	6, 100	2, 360. 00	14, 396, 000	
	千葉興業銀行	7, 800	721.00	5, 623, 800	
	関東つくば銀行	12, 500	302.00	3, 775, 000	
	東京都民銀行	7, 100	1, 181. 00	8, 385, 100	
	七十七銀行	63,000	524. 00	33, 012, 000	
	青森銀行	28, 000	209. 00	5, 852, 000	
	秋田銀行	28, 000	353. 00	9, 884, 000	
	山形銀行	24, 000	435. 00	10, 440, 000	
	岩手銀行	2, 800	5, 450. 00	15, 260, 000	
	東邦銀行	34, 000	288. 00	9, 792, 000	
	東北銀行	20,000	132. 00	2, 640, 000	
	みちのく銀行	20,000	172. 00	3, 440, 000	
	ふくおかフィナンシャルグループ	152, 000	331. 00	50, 312, 000	
	静岡銀行	117, 000	914. 00	106, 938, 000	
	十六銀行	50,000	335. 00	16, 750, 000	
	スルガ銀行	39,000	855. 00	33, 345, 000	
	八十二銀行	76, 000	559.00	42, 484, 000	
	山梨中央銀行	26, 000	376. 00	9, 776, 000	
	大垣共立銀行	55, 000	290.00	15, 950, 000	
	福井銀行	35,000	295. 00	10, 325, 000	
	北國銀行	43, 000	350.00	15, 050, 000	
	清水銀行	1, 400	3, 720. 00	5, 208, 000	
	滋賀銀行	38, 000	546. 00	20, 748, 000	
		38,000	546. UU	40, 748, 000	

通貨	銘柄	株式数		額(円)	備考
		1/1.1/3X	単価	金額	NH 77
	南都銀行	38, 000	494. 00	18, 772, 000	
	百五銀行	37, 000	435. 00	16, 095, 000	
	京都銀行	66, 000	772. 00	50, 952, 000	
	三重銀行	17, 000	268.00	4, 556, 000	
	ほくほくフィナンシャルグループ	263, 000	191.00	50, 233, 000	
	広島銀行	110, 000	351.00	38, 610, 000	
	山陰合同銀行	25, 000	790.00	19, 750, 000	
	中国銀行	33, 000	1, 189. 00	39, 237, 000	
	鳥取銀行	12,000	253.00	3, 036, 000	
	伊予銀行	45, 000	815.00	36, 675, 000	
	百十四銀行	44, 000	349.00	15, 356, 000	
	四国銀行	30,000	300.00	9,000,000	
	阿波銀行	34, 000	465. 00	15, 810, 000	
	鹿児島銀行	26, 000	686.00	17, 836, 000	
	大分銀行	27, 000	354. 00	9, 558, 000	
	宮崎銀行	21,000	419.00	8, 799, 000	
	肥後銀行	32,000	547. 00	17, 504, 000	
	佐賀銀行 - 1.1.1.49名	23, 000	288. 00	6, 624, 000	
	十八銀行	25, 000	229. 00	5, 725, 000	
	沖縄銀行	3, 100	3, 230. 00	10,013,000	
	琉球銀行	8,000	1,012.00	8,096,000	
	住友信託銀行	339, 000	443. 00	150, 177, 000	
	みずほ信託銀行	319, 000	76.00	24, 244, 000	
	八千代銀行	2, 100	2, 190. 00	4, 599, 000	
	みずほフィナンシャルグループ	3, 262, 800	155.00	505, 734, 000	
	紀陽ホールディングス	149, 000	110.00	16, 390, 000	
	山口フィナンシャルグループ	37, 000	908.00	33, 596, 000	
	長野銀行	14, 000	178. 00	2, 492, 000	
	名古屋銀行	37, 000	347. 00	12, 839, 000	
	愛知銀行	1, 500	7, 370. 00	11,055,000	
	第三銀行	26, 000	216. 00	5, 616, 000	
	中京銀行   東日本銀行	17, 000 21, 000	250. 00 173. 00	4, 250, 000	
	愛媛銀行	25,000		3, 633, 000	
	トマト銀行	15, 000	244. 00 176. 00	6, 100, 000 2, 640, 000	
	みなと銀行	42,000	107.00	4, 494, 000	
	京葉銀行	33,000	441. 00	14, 553, 000	
	関西アーバン銀行	41, 000	121.00	4, 961, 000	
	栃木銀行	20,000	397. 00	7, 940, 000	
	北日本銀行	1, 200	2, 565. 00	3, 078, 000	
	香川銀行 香川銀行	13, 000	302.00	3, 926, 000	
	東和銀行	43, 000	60.00	2, 580, 000	
	徳島銀行	11,000	299. 00	3, 289, 000	
	福島銀行	53,000	51.00	2, 703, 000	
	大東銀行	27, 000	60.00	1, 620, 000	
	フィデアホールディングス	20,000	160.00	3, 200, 000	
	池田泉州ホールディングス	128, 200	325. 00	41, 665, 000	
	SBIホールディングス	3, 616	13, 790. 00	49, 864, 640	
	ジャフコ	5, 700	1, 956. 00	11, 149, 200	
	大和証券グループ本社	353, 000	435. 00	153, 555, 000	
	野村ホールディングス	728, 200	585. 00	425, 997, 000	
	みずほ証券	103, 000	284. 00	29, 252, 000	
	みずほインベスターズ証券	94,000	82.00	7, 708, 000	
	岡三証券グループ	35,000	422.00	14, 770, 000	
	丸三証券	12, 500	494. 00	6, 175, 000	
L	) = ,/V		10 1. 00	=, =.=, ===	

通貨	銘柄	株式数	評価	額(円)	備考
	AL11.1	7/12/30	単価	金額	NH 17
	東洋証券	16, 000	151.00	2, 416, 000	
	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	44, 000	293. 00	12, 892, 000	
	光世証券	11, 000	91.00	1,001,000	
	水戸証券	12,000	174. 00	2, 088, 000	
	いちよし証券	8, 600	556. 00	4, 781, 600	
	松井証券	23, 900	587. 00	14, 029, 300	
	だいこう証券ビジネス	2, 100	429. 00	900, 900	
	マネックスグループ	240	30, 850. 00	7, 404, 000	
	カブドットコム証券	62	83, 000. 00	5, 146, 000	
	極東証券	5, 200	610.00	3, 172, 000	
	岩井証券	3, 600	579.00	2, 084, 400	
	三井住友海上グループホールディングス	85, 200	2, 220. 00	189, 144, 000	
	ソニーフィナンシャルホールディングス	127	254, 700. 00	32, 346, 900	
	日本興亜損害保険	134, 000	526. 00	70, 484, 000	
	損害保険ジャパン	175, 000	558.00	97, 650, 000	
	ニッセイ同和損害保険	45, 000	414. 00	18, 630, 000	
	あいおい損害保険	96, 000	410.00	39, 360, 000	
	富士火災海上保険	51, 000	102. 00	5, 202, 000	
	東京海上ホールディングス	152, 400	2, 390. 00	364, 236, 000	
	T&Dホールディングス	55, 450	2, 095. 00	116, 167, 750	
	クレディセゾン	28, 500	1, 026. 00	29, 241, 000	
	セディナ	32, 100	169. 00	5, 424, 900	
	芙蓉総合リース	3, 600	1, 972. 00	7, 099, 200	
	興銀リース	5, 800	1, 514. 00	8, 781, 200	
	東京センチュリーリース	9, 700	866.00	8, 400, 200	
	日本証券金融	17, 000	614.00	10, 438, 000	
	大阪証券金融	6, 300	192.00	1, 209, 600	
	ポケットカード	5, 200	221. 00	1, 149, 200	
	武富士	24, 530	383. 00	9, 394, 990	
	リコーリース	3, 000	1, 818. 00	5, 454, 000	
	イオンクレジットサービス	18, 200	845. 00	15, 379, 000	
	NISグループ	30, 400	30.00	912, 000	
	アコム	10, 330	1, 172. 00	12, 106, 760	
	プロミス	17, 350	581.00	10, 080, 350	
	ジャックス	26, 000	204. 00	5, 304, 000	
	日立キャピタル	9, 800	1, 119. 00	10, 966, 200	
	オリックス	19, 530	5, 920. 00	115, 617, 600	
	三菱UFJリース	10, 290	2, 740. 00	28, 194, 600	
	NECキャピタルソリューション	1,600	1, 128. 00	1, 804, 800	
	日本駐車場開発	462	3, 990. 00	1, 843, 380	
	昭栄	6, 900	709. 00	4, 892, 100	
	野村不動産ホールディングス	19, 200	1, 223. 00	23, 481, 600	
	ヒューリック	11, 300	529. 00	5, 977, 700	
	パーク24	22, 500	924. 00	20, 790, 000	
	三井不動産	167, 000	1, 391. 00	232, 297, 000	
	三菱地所	263, 000	1, 268. 00	333, 484, 000	
	平和不動産	29, 000	279.00	8, 091, 000	
	東京建物	56, 000	323.00	18, 088, 000	
	ダイビル	10, 400	645. 00	6, 708, 000	
	サンケイビル	7, 100	580.00	4, 118, 000	
	東急不動産	75, 000	290.00	21, 750, 000	
	京阪神不動産	4, 900	370.00	1, 813, 000	
	住友不動産	90,000	1, 454. 00	130, 860, 000	
	東宝不動産	4, 300	532. 00	2, 287, 600	
	有楽土地	6,000	285.00	1, 710, 000	

通貨	銘柄	株式数	評価	額(円)	備考
	<b>少</b> 百代的	你以数	単価	金額	頒与
	大京	44,000	180.00	7, 920, 000	
	テーオーシー	15, 800	336.00	5, 308, 800	
	東京楽天地	7,000	364.00	2, 548, 000	
	レオパレス 2 1	26, 500	363.00	9, 619, 500	
	フジ住宅	5,000	303.00	1, 515, 000	
	空港施設	4, 200	461.00	1, 936, 200	
	明和地所	2,600	425.00	1, 105, 000	
	住友不動産販売	1,500	2, 940. 00	4, 410, 000	
	ゴールドクレスト	2, 760	2, 220. 00	6, 127, 200	
	東栄住宅	2,600	829.00	2, 155, 400	
	日本エスリード	1,700	649.00	1, 103, 300	
	東急リバブル	3, 800	735. 00	2, 793, 000	
	飯田産業	2, 100	1, 276. 00	2, 679, 600	
	日神不動産	2, 500	361.00	902, 500	
	アーネストワン	6, 700	868.00	5, 815, 600	
	サンヨーハウジング名古屋	20	74, 200. 00	1, 484, 000	
	イオンモール	18, 300	1, 517. 00	27, 761, 100	
	タクトホーム	23	69, 400. 00	1, 596, 200	
	リサ・パートナーズ	55	59, 200. 00	3, 256, 000	
	エヌ・ティ・ティ都市開発	251	61, 600. 00	15, 461, 600	
	サンフロンティア不動産	43	13, 470. 00	579, 210	
	ランドビジネス	30	15, 810. 00	474, 300	
	日本空港ビルデング	9, 700	1, 102. 00	10, 689, 400	
	日本工営	15, 000	264. 00	3, 960, 000	
	日本M&Aセンター	8	339, 000. 00	2,712,000	
	アコーディア・ゴルフ	108	88, 000. 00	9, 504, 000	
	パソナグループ	44	66, 400. 00	2, 921, 600	
	テンプホールディングス	5, 900	807. 00	4, 761, 300	
	学情	1, 600	259.00	414, 400	
	スタジオアリス	2, 200	805.00	1,771,000	
	シミック	80	18, 890. 00	1, 511, 200	
	NECフィールディング	3, 600	1, 181. 00	4, 251, 600	
	綜合警備保障	14, 300	1, 046. 00	14, 957, 800	
	カカクコム	26	305, 000. 00	7, 930, 000	
	ルネサンス	2,600	297. 00	772, 200	
	セキュアード・キャピタル・ジャパン	14	74, 900. 00	1, 048, 600	
	新日本科学	2, 400	512. 00	1, 228, 800	
	ソネット・エムスリー	17	277, 300. 00	4, 714, 100	
	ディー・エヌ・エー	49	377, 000. 00	18, 473, 000	
	博報堂DYホールディングス	5, 400	4, 250. 00	22, 950, 000	
	ぐるなび	24	193, 700. 00	4, 648, 800	
	一休	27	38, 000. 00	1, 026, 000	
	パシフィックゴルフグループインターナショナル	92	56, 000. 00	5, 152, 000	
	イーピーエス	12	330, 000. 00	3, 960, 000	
	アミューズ	1, 300	978. 00	1, 271, 400	
	ドリームインキュベータ	14	67, 000. 00	938, 000	
	TAC	2,600	345.00	897, 000	
	ケネディクス	203	24, 090. 00	4, 890, 270	
	電通	38,600	1, 917. 00	73, 996, 200	
	テイクアンドギヴ・ニーズ	134	10, 060. 00	1, 348, 040	
	ぴあ	1,400	1, 136. 00	1, 590, 400	
	イオンファンタジー	1, 400	1, 047. 00	1, 675, 200	
	みらかホールディングス	8, 200	2, 745. 00	22, 509, 000	
	アルプス技研	1, 900	549. 00	1, 043, 100	
	日本空調サービス	1, 900	674. 00	674, 000	
	日本工門リーレハ	1,000	074.00	074,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		休八数	単価	金額	加与
	オリエンタルランド	10, 400	6,080.00	63, 232, 000	
	ダスキン	11, 900	1,629.00	19, 385, 100	
	明光ネットワークジャパン	4, 000	553.00	2, 212, 000	
	ファルコバイオシステムズ	2, 300	864.00	1, 987, 200	
	ラウンドワン	5, 700	538.00	3, 066, 600	
	リゾートトラスト	6,000	999.00	5, 994, 000	
	ビー・エム・エル	2, 300	2, 635. 00	6,060,500	
	ワタベウェディング	1, 400	920.00	1, 288, 000	
	もしもしホットライン	2, 750	1,627.00	4, 474, 250	
	東急コミュニティー	1,000	1,889.00	1,889,000	
	リソー教育	461	5, 350. 00	2, 466, 350	
	ユー・エス・エス	5, 370	5, 250. 00	28, 192, 500	
	カルチュア・コンビニエンス・クラブ	15, 000	549.00	8, 235, 000	
	テー・オー・ダブリュー	1,000	520.00	520, 000	
	セントラルスポーツ	1, 400	829.00	1, 160, 600	
	リゾートソリューション	4,000	139. 00	556, 000	
	エイチ・アイ・エス	4,000	1,660.00	6, 640, 000	
	共立メンテナンス	1,800	1, 310. 00	2, 358, 000	
	イチネンホールディングス	4, 000	340.00	1, 360, 000	
	建設技術研究所	2, 200	453. 00	996, 600	
	燦ホールディングス	1,000	1, 502. 00	1, 502, 000	
	スバル興業	3,000	257. 00	771, 000	
	東京テアトル	16,000	141. 00	2, 256, 000	
	ホリプロ	1,600	758. 00	1, 212, 800	
	よみうりランド	9,000	294. 00	2, 646, 000	
	東京都競馬	31,000	125. 00	3, 875, 000	
	常磐興産				
	カナモト	12, 000 5, 000	141. 00	1, 692, 000	
			332. 00	1,660,000	
	東京ドーム	30,000	270. 00	8, 100, 000	
	トランス・コスモス	5, 100	738. 00	3, 763, 800	
	乃村工藝社 	9,000	247. 00	2, 223, 000	
	藤田観光	12,000	360.00	4, 320, 000	
	近畿日本ツーリスト	17,000	74.00	1, 258, 000	
	日本管財	1,700	1, 557. 00	2, 646, 900	
	白洋舎	5, 000	282. 00	1, 410, 000	
	セコム	38, 300	4, 240. 00	162, 392, 000	
	セントラル警備保障	1,800	874. 00	1, 573, 200	
	丹青社	4,000	178. 00	712, 000	
	メイテック	5, 900	1, 263. 00	7, 451, 700	
	アサツー ディ・ケイ	7, 500	1, 662. 00	12, 465, 000	
	応用地質	4, 600	650.00	2, 990, 000	
	船井総合研究所	4, 200	519.00	2, 179, 800	
	進学会	3, 200	284. 00	908, 800	
	ベネッセホールディングス	13, 400	3, 810. 00	51, 054, 000	
	イオンディライト	3, 200	1, 103. 00	3, 529, 600	
	ナック	900	810.00	729, 000	
	ニチイ学館	8, 600	718.00	6, 174, 800	
	ダイセキ	6, 900	1, 878. 00	12, 958, 200	
小計	銘柄数:1,584			41, 830, 643, 850	
	組入時価比率:96.2%			100%	
合計				41, 830, 643, 850	

⁽注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

# (2) 株式以外の有価証券

(平成21年11月19日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
新株予約権証券	日本円	ドーワホールディングス	8,000	184, 000	
	小計	銘柄数:1		184, 000	
		組入時価比率: 0.0%		100%	
	合計			184, 000	

⁽注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

### 株式関連

		(平成21年11月19日現在)			
区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時 価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数先物取引				
1119994231	買建	1, 730, 360, 000	_	1, 640, 520, 000	△90, 045, 800
合	==+	1, 730, 360, 000	_	1, 640, 520, 000	△90, 045, 800

### (注) 時価の算定方法

## 先物取引

- 1. 国内先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2. 先物取引の評価においては、当該金融商品取引所の発表する計算日の清算値段を用いています。

## 2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成21年12月末日現在

I 資産総額	1,812,773,238 円
Ⅱ 負債総額	10, 243, 361 円
Ⅲ 純資産総額 (I-II)	1,802,529,877 円
IV 発行済数量	2, 129, 223, 656 口
V 1万口当り純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	8, 466 円

(参考) りそな・日本株式インデックス・マザーファンドの現況 純資産額計算書

平成21年12月末日現在

	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
I 資産総額	47, 927, 960, 670 円
Ⅱ 負債総額	716, 550, 000 円
Ⅲ 純資産総額 (I-II)	47, 211, 410, 670 円
IV 発行済数量	55, 513, 202, 009 口
V 1万口当り純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	8, 505 円

## 第5 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)	
第1期計算期間	1, 996, 656, 088	898, 116, 542	
(平成16年11月19日~平成17年11月21日)	1, 990, 050, 088	090, 110, 04	
第2期計算期間	2 768 758 544	1 123 106 120	
(平成17年11月22日~平成18年11月20日)	2, 768, 758, 544	1, 133, 106, 120	
第3期計算期間	1 642 071 520	9 424 570 442	
(平成18年11月21日~平成19年11月19日)	1, 643, 071, 528	2, 434, 579, 443	
第4期計算期間	204 782 400	270 F16 996	
(平成19年11月20日~平成20年11月19日)	294, 782, 490	270, 516, 886	
第5期計算期間	424 190 601	262 297 750	
(平成20年11月20日~平成21年11月19日)	434, 189, 691	263, 387, 750	

⁽注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

⁽注2) 第1期計算期間における設定数量は、当初申込期間中の設定数量を含みます。



ASSET MANAGEMENT アムンディ アセットマネジメント



ASSET MANAGEMENT アムンディ アセットマネジメント